



【熊野大花火】

吉野熊野国立公園の鬼ヶ城を背景に、大海原に向かって豪快な花火絵巻をくりひろげるもので、熊野路最大の夏の風物詩となっています。

国への提言・提案



平成25年度

# 国への提言・提案

三重県

三重県

**【表紙の説明】**

上段左から 伊勢神宮(神宮司廳 提供) 狐の嫁入り道中  
中段左から 海女小屋 御城番屋敷  
下段左から 英虞湾 伊賀流忍者博物館 熊野古道(馬越峠)

## 平成25年度 国への提言・提案にあたって



三重県政の推進につきまして、平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、政府におかれましては、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害からの復旧・復興に際して、迅速かつ適切な対応を進めていただき、併せて御礼申し上げます。

今、私たちの社会には、大きな枠組みの変化が起こっています。大規模な自然災害の頻発、人口減少社会と超高齢社会の本格的な到来や経済のグローバル化による影響など、時代の分水嶺とも言うべき転換期を迎えています。

私は、分水嶺の先にある社会を、行政だけではなく、県民の皆様と一緒に創りあげていくものだと考えています。三重県においては、それを「県民力による『協創』の三重づくり」と名付け、「みえ県民力ビジョン」を策定いたしました。今後、県民の皆様と力を合わせ、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を作り、新しい豊かさのモデルを提示していきたいと考えています。

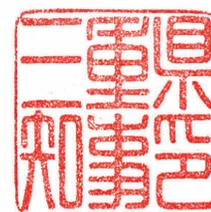
そしてまた、三重県の実情を踏まえた提言・提案を通じて、日本全体にとって必要とされる政策の立案につなげ、よりよい日本を作っていくことにも貢献したいと考えています。

これらを踏まえ、別記の提言・提案を行うものであり、中でも、南海トラフにおける地震・津波等の自然災害への対策と、紀伊半島大水害からの復旧・復興については、県としても全力で取り組んでいるところです。

つきましては、本年度の国の政策立案にあたり、別記の提言・提案項目について格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

平成24年5月

三重県知事 鈴木 英敬



# 目 次

## ○重点項目

### 【次の国難となりうる南海トラフ「超巨大地震」対策 関連項目】

- 1 南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法(仮称)の制定  
などの防災・減災対策の強化・推進 …………… 1
- 2 大規模地震に備え、命を守り被害の軽減を図る対策への支援 …………… 5
- 3 災害に強い医療施設等の整備促進等 …………… 9
- 4 大規模地震に強い農業用ため池の整備に向けた施策の充実 …………… 10
- 5 大規模地震災害に備える四日市港の整備支援 …………… 11

### 【紀伊半島大水害の教訓を踏まえた風水害対策 関連項目】

- 6 水道施設に係る災害復旧への財政支援の充実 …………… 13
- 7 公立学校施設の災害復旧事業に対する復旧費算出の原則の見直し …………… 15
- 8 災害救助法に基づく救助に要する国の費用負担の明確化等 …………… 16
- 9 農林水産業施設災害復旧事業への野生獣侵入防止柵の追加 …………… 17
- 10 大規模災害により被害を受けた水産施設等の復旧等に対する  
支援メニューの創設・追加 …………… 18
- 11 熊野川水系の総合的な治水対策のより一層の推進 …………… 19
- 12 災害に強い安全な地域づくりのための風水害対策の推進 …………… 21
- 13 自然公園施設の災害復旧制度の創設 …………… 23
- 14 東日本大震災の災害廃棄物広域処理について …………… 24
- 15 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成 …………… 25
- 16 沿岸部・離島でのスマート・コミュニティ推進のための支援 …………… 29
- 17 離島における定住条件の整備に係る支援 …………… 32
- 18 海岸漂着物対策の推進 …………… 33
- 19 医師の不足・偏在を解消するための制度改革 …………… 35
- 20 「もうかる農林水産業」の実現に向けたイノベーション創出のための  
制度の創設 …………… 37
- 21 「みえライフイノベーション総合特区」の指定と規制緩和の実施等 …………… 39
- 22 国内企業の国際競争力の強化 …………… 40
- 23 放射性物質検査費用の早期賠償等に向けた東京電力への指導 …………… 41
- 24 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業 …………… 43
- 25 ハローワークの早期地方移管の実施 …………… 45
- 26 地方の自由度を高める地方分権改革の推進 …………… 46
- 27 地方の創意工夫で自立的な行財政運営を行うための地方一般財源  
の充実 …………… 47

## ○一般項目

28	地方消費税の清算基準について	49
29	暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実	50
30	障がい者施策を充実するための財政措置等	51
31	子ども・子育て支援施策を充実するための財政措置等	53
32	病院事業を行う地方独立行政法人に係る非課税措置等の拡充	55
33	行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の更新に係る 財政支援等	56
34	予防接種の推進	57
35	介護保険制度における国の費用負担割合の引き上げ等	59
36	日常生活自立支援事業の充実に向けた財政措置等	61
37	廃棄物の適正処理の確保と推進	63
38	不法投棄に起因した PCB 廃棄物の処理の推進	65
39	生活交通手段の確保	67
40	地域活性化に重要な役割を担う鳥羽伊良湖航路への支援強化	69
41	川上ダム建設事業の促進	71
42	地籍調査の推進	73
43	鳥獣被害防止総合対策の十分かつ安定的な措置	75
44	木材需要拡大のための地域材活用促進支援	76
45	農業の競争力・体質強化に向けた施策の充実・強化	77
46	力強い水産業の構築～「もうかる水産業」の実現に向けて～	79
47	伝統工芸品や地域資源活用商品などの新たな価値提案による海外 への新たな販路開拓などへの財政措置	81
48	高度化事業の償還期限延長等について	82
49	「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく観光地点パラメータ 調査への財政措置	83
50	休廃止鉱山鉱害防止事業費の全額国負担化	84
51	新エネルギー導入の推進	85
52	電源立地地域振興対策の推進	86
53	多文化共生社会づくりの推進	87
54	人権が尊重される社会づくりの推進	89
55	学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充	91
56	TPP への慎重な対応	93

# 目 次（省庁別）

## 【内閣官房】

21 「みえライフイノベーション総合特区」の指定と規制緩和の実施等	39
26 地方の自由度を高める地方分権改革の推進	46
56 TPPへの慎重な対応	93

## 【内閣府】

1 南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法(仮称)の制定などの 防災・減災対策の強化・推進	1
6 水道施設に係る災害復旧への財政支援の充実	13
12 災害に強い安全な地域づくりのための風水害対策の推進	21
20 「もうかる農林水産業」の実現に向けたイノベーション創出のための 制度の創設	37
21 「みえライフイノベーション総合特区」の指定と規制緩和の実施等	39
25 ハローワークの早期地方移管の実施	45
26 地方の自由度を高める地方分権改革の推進	46
30 障がい者施策を充実するための財政措置等	51
31 子ども・子育て支援施策を充実するための財政措置等	53
53 多文化共生社会づくりの推進	87

## 【総務省】

1 南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法(仮称)の制定などの 防災・減災対策の強化・推進	1
4 大規模地震に強い農業用ため池の整備に向けた施策の充実	10
17 離島における定住条件の整備に係る支援	32
18 海岸漂着物対策の推進	33
26 地方の自由度を高める地方分権改革の推進	46
27 地方の創意工夫で自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の充実	47
28 地方消費税の清算基準について	49
32 病院事業を行う地方独立行政法人に係る非課税措置等の拡充	55
45 農業の競争力・体質強化に向けた施策の充実・強化	77
46 力強い水産業の構築～「もうかる水産業」の実現に向けて～	79
53 多文化共生社会づくりの推進	87
54 人権が尊重される社会づくりの推進	89

## 【法務省】

53 多文化共生社会づくりの推進	87
54 人権が尊重される社会づくりの推進	89

## 【外務省】

56	TPP への慎重な対応	93
----	-------------	----

## 【財務省】

27	地方の創意工夫で自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の充実	47
----	----------------------------------	----

## 【文部科学省】

1	南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法(仮称)の制定などの 防災・減災対策の強化・推進	1
7	公立学校施設の災害復旧事業に対する復旧費算出の原則の見直し	15
23	放射性物質検査費用の早期賠償等に向けた東京電力への指導	41
31	子ども・子育て支援施策を充実するための財政措置等	53
53	多文化共生社会づくりの推進	87
54	人権が尊重される社会づくりの推進	89
55	学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充	91

## 【厚生労働省】

3	災害に強い医療施設等の整備促進等	9
6	水道施設に係る災害復旧への財政支援の充実	13
8	災害救助法に基づく救助に要する国の費用負担の明確化等	16
19	医師の不足・偏在を解消するための制度改革	35
25	ハローワークの早期地方移管の実施	45
26	地方の自由度を高める地方分権改革の推進	46
29	暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実	50
30	障がい者施策を充実するための財政措置等	51
31	子ども・子育て支援施策を充実するための財政措置等	53
32	病院事業を行う地方独立行政法人に係る非課税措置等の拡充	55
33	行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬(タミフル)の更新に係る 財政支援等	56
34	予防接種の推進	57
35	介護保険制度における国の費用負担割合の引き上げ等	59
36	日常生活自立支援事業の充実に向けた財政措置等	61
53	多文化共生社会づくりの推進	87

## 【農林水産省】

4	大規模地震に強い農業用ため池の整備に向けた施策の充実	10
9	農林水産業施設災害復旧事業への野生獣侵入防止柵の追加	17
10	大規模災害により被害を受けた水産施設等の復旧等に対する支援メニューの 創設・追加	18
12	災害に強い安全な地域づくりのための風水害対策の推進	21
17	離島における定住条件の整備に係る支援	32
18	海岸漂着物対策の推進	33

20	「もうかる農林水産業」の実現に向けたイノベーション創出のための 制度の創設	37
23	放射性物質検査費用の早期賠償等に向けた東京電力への指導	41
43	鳥獣被害防止総合対策の十分かつ安定的な措置	75
44	木材需要拡大のための地域材活用促進支援	76
45	農業の競争力・体質強化に向けた施策の充実・強化	77
46	力強い水産業の構築～「もうかる水産業」の実現に向けて～	79
56	TPP への慎重な対応	93

## 【経済産業省】

1	南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法(仮称)の制定などの 防災・減災対策の強化・推進	1
16	沿岸部・離島でのスマート・コミュニティ推進のための支援	29
22	国内企業の国際競争力の強化	40
23	放射性物質検査費用の早期賠償等に向けた東京電力への指導	41
47	伝統工芸品や地域資源活用商品などの新たな価値提案による海外 への新たな販路開拓などへの財政措置	81
48	高度化事業の償還期限延長等	82
50	休廃止鉱山鉱害防止事業費の全額国負担化	84
51	新エネルギー導入の推進	85
52	電源立地地域振興対策の推進	86
56	TPP への慎重な対応	93

## 【国土交通省】

1	南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法(仮称)の制定などの 防災・減災対策の強化・推進	1
2	大規模地震に備え、命を守り被害の軽減を図る対策への支援	5
5	大規模地震災害に備える四日市港の整備支援	11
11	熊野川水系の総合的な治水対策のより一層の推進	19
12	災害に強い安全な地域づくりのための風水害対策の推進	21
15	安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成	25
17	離島における定住条件の整備に係る支援	32
18	海岸漂着物対策の推進	33
24	リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業	43
39	生活交通手段の確保	67
40	地域活性化に重要な役割を担う鳥羽伊良湖航路への支援強化	69
41	川上ダム建設事業の促進	71
42	地籍調査の推進	73
49	「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく観光地点パラメータ調査への 財政措置	83

## 【環境省】

13	自然公園施設の災害復旧制度の創設	23
14	東日本大震災の災害廃棄物広域処理について	24
18	海岸漂着物対策の推進	33
37	廃棄物の適正処理の確保と推進	63
38	不法投棄に起因した PCB 廃棄物の処理の推進	65

# 1 南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法 (仮称) の制定などの防災・減災対策の強化・推進

(内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省、経済産業省)

## 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 南海トラフを震源とする連動型超巨大地震を想定した法制や、東海・東南海・南海地震の時間差発生の可能性を視野に入れた体制等の整備
  - (1) 既存の法体系の整理も含め、「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法(仮称)」を制定するなどの新たな法整備
  - (2) 地震対策大綱及び応急対策活動要領などの早期策定
  - (3) 東海・東南海・南海地震が時間差で発生した場合の社会機能維持に関する検討
- 2 南海トラフにおける最大クラスの地震・津波を想定した、地域と共有可能な被害推計の早期実施及びその根拠の明確な説明の実施
- 3 最大クラスの津波に対応した、国と地域が一体となった防災・減災対策の推進
  - (1) 減災対策の考え方を提示するにあたって、国と地方自治体との十分な協議の実施
  - (2) 「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定等、最大クラスの津波の浸水想定に関する国としての考え方の統一及び関係省庁間の連携がとれた対策の実施
  - (3) 「津波対策推進事業費補助金」(平成24年度1.6億円)について、津波避難施設の整備を対象事業に加えるなど、予算額の増額や、その他支援制度の拡充
  - (4) 地域の災害応急対策拠点などの行政機能を維持するための取組への財政支援措置の創設
- 4 超広域災害に備えた総合的な防災拠点や後方支援活動拠点等の整備促進
- 5 東海・東南海・南海地震の『地震像』の解明や、東南海・南海地震の予知体制の早期確立
  - (1) 戦略的な調査観測網の構築など調査観測体制の充実・強化
  - (2) 地震・津波に関する情報伝達の一層の迅速化、情報の高精度化、及び「東海・東南海・南海地震の連動性評価」など、地震発生予測精度向上のための基礎調査研究の一層の推進・充実

## 【現状と目標】

平成24年3月31日に内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について」では、想定震源域が従来の約2倍に拡大し、その地震規模は、震度分布推計でマグニチュード9.0、津波推計で9.1と我が国の観測史上最大クラスのものとして設定されています。

三重県においても、震度7の市町が前回想定の2市町から17市町に増加するとともに、津波高も鳥羽市の24.9mをはじめ4市町が20mを超えるなど、前回想定を大きく上回っています。

今回公表された想定結果は、最悪のシナリオを重ね合わせて想定されたものでありますが、今回の想定に対応した国の防災・減災対策の考え方などが明確に示されていないことから、数値だけが先行し、地域が緊急かつ集中的に進めている防災・減災の取組にブレーキをかけることにつながりかねません。

今回の推計結果に関するわかりやすい説明と適切な情報の発信がなされたうえで、今後も引き続き、国と地域が一丸となって、今後必ず発生する東海・東南海・南海地震に対する防災・減災対策を、より一層強力に推進していく必要があります。

### 【本県の取組と課題】

三重県では、国から被害想定等の出されるまでの間、県としてできることを迅速に対応すべきとの強い危機感から、全国に先駆け、昨年10月に、県独自の津波浸水予測を実施するとともに、「緊急地震対策行動計画」を策定し、市町などと連携し、緊急かつ集中的に取り組むべき対策を推し進めているところです。

本年度中には、国の新たな地震対策の方針を踏まえ、これまでの取組に加え、帰宅困難者対策などのソフト事業や地震に強いまちづくりなどの社会基盤整備などの事業を含めた中期的な総合対策として「新地震対策行動計画（仮称）」を策定する予定です。

しかし、このような取組を推進していくには、南海トラフを震源とする超巨大地震の発生を視野に入れ、新たな地震対策措置法の制定をはじめ、地域と共有できる被害想定、現在個別に策定されている地震対策大綱・応急対策活動要領の見直しなどが早期に検討されることが必要となっています。

# 南海トラフを震源とする超巨大地震

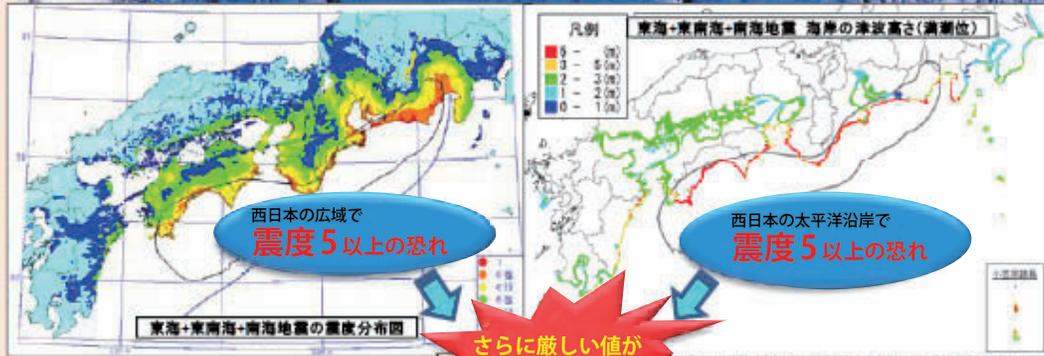
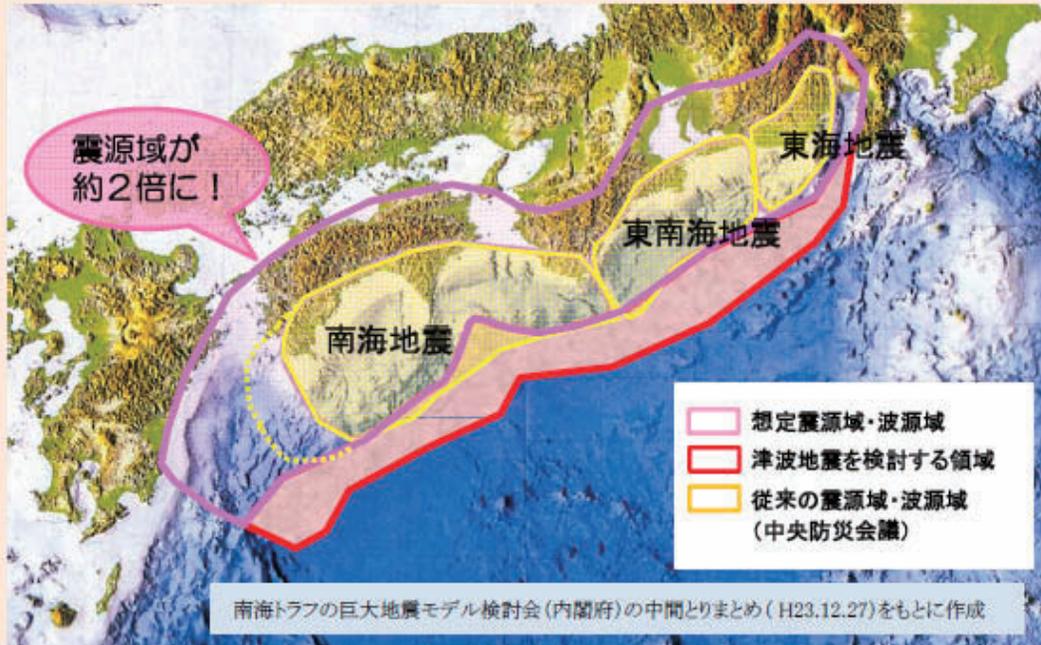
## 東海・東南海・南海等の連動型地震

想定震源域は従来の約2倍となり、その地震規模はマグニチュード9クラスと推定される。

該当面積	今回の震度分布	中央防災会議(2003)
震度6弱以上	約6.9万km <sup>2</sup>	約2.1万km <sup>2</sup>
震度6強以上	約2.8万km <sup>2</sup>	約0.5万km <sup>2</sup>
震度7	約0.7万km <sup>2</sup>	約0.03万km <sup>2</sup>

20倍以上

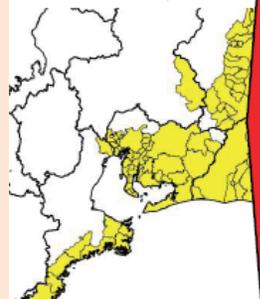
南海トラフの巨大地震モデル検討会（内閣府 H24.3.31）より



南海トラフにおける最大クラスの地震・津波を想定した、地域と共有可能な被害推計の早期実施及び根拠の明確な説明の実施

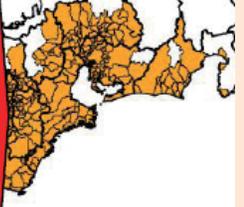
『最大クラスの津波』に対応した、国と地域が一体となった防災・減災対策の推進

地震により法体制が別！



強化地域

	東海地震	東南海・南海地震
根拠法令	大規模地震対策特別措置法	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
予防対策関連法令(計画)	地震財特法(地震対策緊急整備事業計画)	地震防災対策特別措置法(地震防災緊急事業五箇年計画)
国の基本計画	地震防災基本計画	東南海・南海地震防災対策推進計画
地震対策大綱	東海地震対策大綱	東南海・南海地震対策大綱
応急活動要領	東海地震応急対策活動要領	東南海・南海地震応急対策活動要領



推進地域

！ 南海トラフを震源とした連動型超巨大地震を想定した法制や東海・東南海・南海地震の時間差発生の可能性を視野に入れた体制等の整備

「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」が必要！！  
 ・ 統一的な地震対策大綱や応急対策活動要領などの早期策定

現在の「大綱・要領」で定められた消防隊の派遣（東海地震）  
 奈良・和歌山 ⇒ 三重

↑

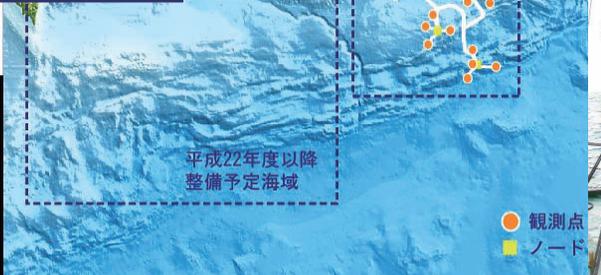
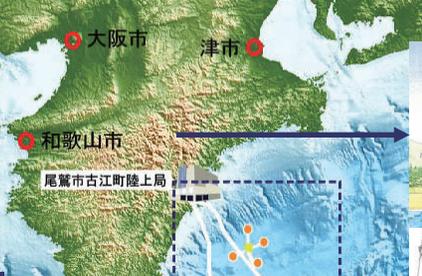
東南海・南海地震と連動して発生  
 奈良・和歌山からの応援は不可能！

！ 超広域災害に備えた総合的な防災拠点や後方支援活動拠点等の整備促進



伊勢志摩広域防災拠点施設

！ 東海・東南海・南海地震の「地震像」の解明や、東南海・南海地震の予知体制の早期確立



地震・津波観測監視システム（文部科学省）

## 2 大規模地震に備え、命を守り被害の軽減を図る 対策への支援

(国土交通省)

### 【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 大規模地震発生の切迫性が高い地域において、急がれるハード対策や地域のニーズを踏まえたきめ細かな対応を進めるため、国における地震・防災対策予算の増額とともに、補助率の嵩上げ、地方財政措置の充実、予算の重点的な配分などの支援の強化
- 2 築造後50年以上経過し機能低下が著しい、海岸や河口部の堤防等施設について、補強等の事業への国の支援の拡充
- 3 木造住宅耐震化のさらなる促進に向けた、所得要件緩和措置の延長や国による加算措置の復活などの支援制度の充実

### 【現状と目標】

東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0が観測され、想定をはるかに超える巨大津波により、多くの尊い命が奪われ、広範囲にわたる壊滅的な被害を目の当たりにしました。一方、甚大な被害が想定される東海・東南海・南海地震については、今後30年以内の発生確率が88%（東海地震）まで上昇し、その脅威は刻々と増してきています。

南海トラフを震源とした東海・東南海・南海地震など、大規模地震の発生とこれに伴う巨大津波の来襲が想定される地域においては、甚大な人的・物的被害をできるかぎり防止し、軽減するための各種の対策を講じていくことが求められます。

このため、それぞれの地域においては、地震・防災対策として、海岸や河川堤防等施設の整備・耐震化、緊急輸送道路・耐震岸壁の整備、避難路確保や避難地保全のための急傾斜地崩壊対策の実施などのハード対策を進めるとともに、地域のニーズに応じて、堤防への避難階段の設置、防潮扉の動力化、橋梁の耐震化などのきめ細かな対応を施すなどの取組を進めています。

三重県は、南北に長くリアス式海岸を有することから、海岸線の総延長が1,088kmと長く、海岸保全区域も527kmに及んでいます。海岸堤防については、伊勢湾台風後に整備されたものが大部分であり、築造後50年程度が経過して老朽化が進行しています。この海岸堤防について、老朽化調査を進めてきたところ、空洞やひび割れ等が発生していることが判明しました。東日本大震災では、津波が堤防を越えた場合でも全壊を免れ堤防の機能が完全に失わなければ、被害の軽減に一定の効果があったと報告されており、堤防の補強等の緊急対応が必要となっています。

また、津波が河川を遡上することに備え、河川堤防等の脆弱箇所への対策も求められます。

木造住宅の耐震化は、居住者の生命、財産を守るとともに、地域の安全を確保することにつながることから、全国的に喫緊の課題として取組が進められています。

本県においても、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%に引き上げることを目標に、住宅の耐震化の促進に取り組んでいます。

なお、本県における昭和55年以前に建てられた木造住宅数は、17万5千戸と、全住宅数の25.5%（平成23年度末）との状況にあります。防災に関する意識調査では、耐震改修工事をしない理由として、約7割の方が「多額な費用がかかるから」と回答しており、所有者の経済的負担の軽減が必要です。

### 【本県の取組と課題】

大規模地震に備えた地震・防災対策は、本県においても最重要課題であり、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策の一つとして、災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むこととしています。

また、平成24年3月に内閣府が、「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について」を発表され、今後も順次、被害想定等を公表する予定にありますが、それぞれの地域において、必要な基盤整備等の地震・防災対策を進めるうえでは、国としても最重要課題に位置づけ、その対策予算を増額するとともに、補助率の嵩上げ、地方財政措置の充実や対象地域への予算の重点的な配分などの支援を強化することが必要です。

本県では、海岸堤防について機能低下箇所の補強対策を効率的、効果的に行うため、老朽化調査の結果をもとに、空洞がある箇所や広範囲に及ぶひび割れ等がある箇所で、緊急に対策が必要な200箇所を選定し、平成24年度から4年間で取組を行うこととしています。

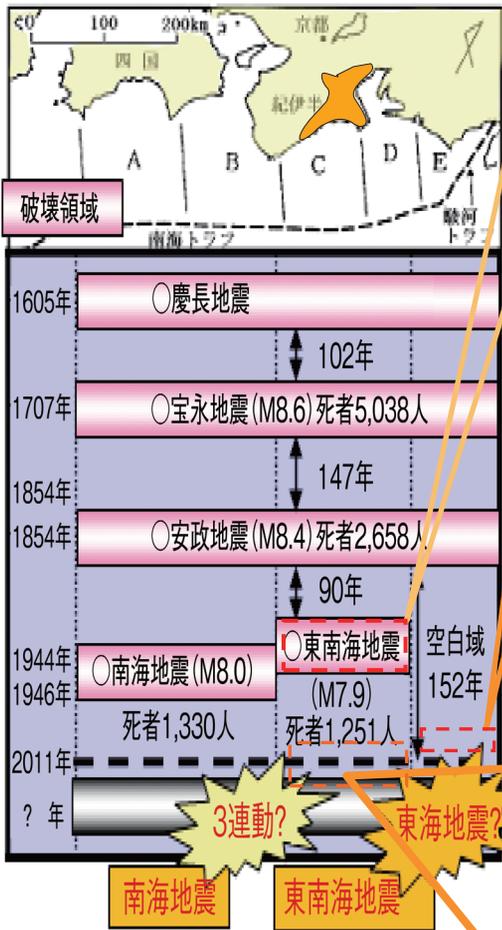
また、河川施設について、河口部や下流域の津波浸水想定区域内にある堤防等の脆弱箇所に関する調査結果をもとに、補強等を行うこととしています。

これらの対策を進めるためには、緊急対応として行う堤防の補強等について交付金の対象事業とするなど国の支援が必要です。

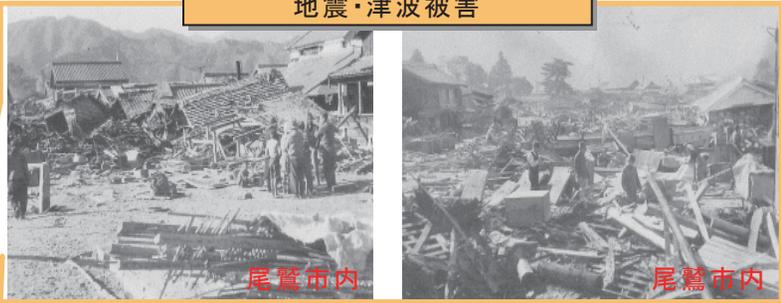
本県では、木造住宅の耐震対策の必要性について、相談会の開催、団地等の戸別訪問の実施、イベント等の機会の活用など、各種の方策を用いて普及啓発を行うほか、木造住宅の無料耐震診断や耐震補強工事補助に加え、平成21年度からは耐震補強設計補助・簡易補強工事補助の制度拡充をはかり、また、平成23年度からは、国が平成22年度に実施した上乗せ補助を県として継続するなど、積極的に耐震化の促進に取り組んでいます。

しかしながら、地方のみでの制度の継続には限界があり、住宅・建築物の耐震化のさらなる促進のためには、平成24年度までの時限措置である所得要件緩和措置の延長、耐震補強補助金の加算措置の復活、除却補助の新設が必要です。

**切迫性が高い地域に、早急な対策を進めるための十分な財源の確保を！**



東南海地震(昭和19年)の地震・津波被害



地震発生確率  
(地震調査研究推進本部資料より)

<b>東海地震</b>	<b>88%</b> (参考値)
東南海地震	60%程度
南海地震	70%程度

**巨大地震**

切迫性が高まる地域に十分な財源を！

**重点的な予算配分を！**

<p><b>強力にハード対策を推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸堤防の整備</li> <li>・海岸堤防の耐震化対策の実施</li> <li>・河川堤防の整備</li> <li>・河川堤防の耐震対策の実施</li> <li>・緊急輸送道路の整備</li> <li>・港湾耐震岸壁の事業</li> <li>・急傾斜地崩壊対策の実施</li> </ul> <p>など</p>	+	<p>地域のニーズに適切に対応できるように <b>重点的な予算配分が必要！</b></p> <p>きめ細かな対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸堤防等の機能確保や補強対策の実施</li> <li>・避難階段の設置</li> <li>・防潮扉の動力化</li> <li>・水門の自動化</li> <li>・橋梁の耐震化 など</li> </ul>
---	---	---



# 機能確保のため、堤防等施設の補強等の事業への支援の拡充を！

洪水・高潮対策

伊勢湾台風(S34.9)

→河川改修や海岸堤防などの治水を推進

- ◎河川 洪水（概ね 60mm/h に対応）  
高潮（伊勢湾台風級に対応）
- ◎海岸 高潮（伊勢湾台風級に対応）  
高波（既往最大に対応）

脆弱箇所への対応

機能回復の対策を効率的、効果的  
に行うため調査を実施



調査対象	1次点検 (目視調査)	2次点検 (変状計測)
海岸部 3,515箇所 (約 195Km)		
河口部 130河川 (約 204Km)	対策箇所 選定中	予定

200箇所  
(緊急に対策を要するもの)  
内 136箇所  
(空洞化)

**国の支援の拡充！**

4年間で実施  
【H24年度】  
～  
【H27年度】

「機能確保」  
「粘り強い構造」  
となるよう

緊急に  
「補強対策」  
が必要！

## 機能低下した堤防の補強

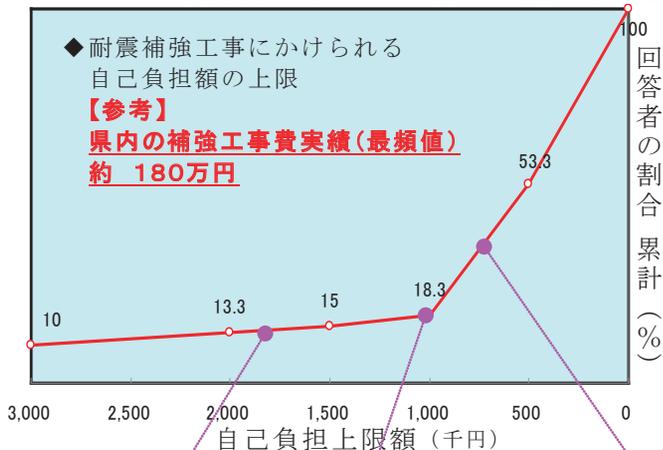


# 住宅・建築物の耐震化促進のための支援制度の充実を！

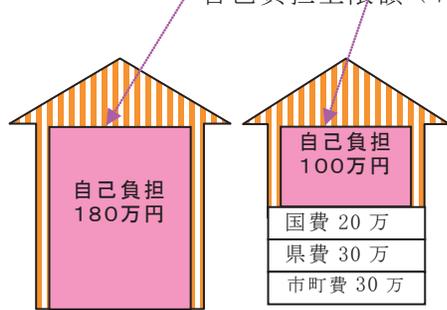
『平成 23 年度防災に関する県民意識調査報告書』

◆耐震補強工事かけられる自己負担額の上限

【参考】  
県内の補強工事費実績(最頻値)  
約 180万円



- ◎耐震補強補助金の所得要件緩和措置の延長
- ◎耐震補強補助金の加算措置の復活
- ◎除却補助の新設

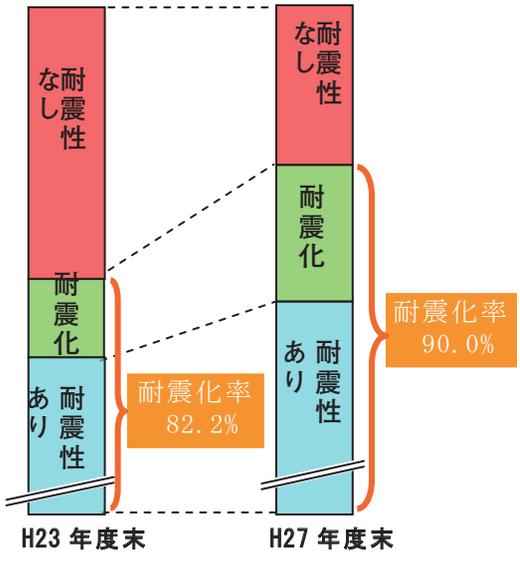


現在の国の制度



県による上乗せ有り

現在の状況



目標

### 3 災害に強い医療施設等の整備促進等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震整備を進めるため、医療施設耐震化臨時特例交付金を継続し、平成25年度以降の事業も補助対象とすること。
- 2 社会福祉施設の耐震整備を進めるため、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を継続し、平成25年度以降の事業も補助対象とすること。
- 3 大規模災害に備え、障がい者や高齢者等の災害時要援護者が安心して避難ができる「福祉避難所」の設置や、避難が困難な人に配慮した支援体制の確立に対する財政措置を新設すること。

#### 【現状と目標】

平成24年3月末における災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化状況は62.9%であり、未耐震となっている施設も多く残っているのが現状です。また、平成22年4月1日現在における県内社会福祉施設の耐震化状況は、児童福祉関係78.2%、障がい福祉関係82.2%、高齢者福祉関係92.1%、その他75.4%となっています。

福祉避難所については、県内の市町が指定あるいは協定締結している施設は294箇所、福祉避難所のある市町は15市町(51.7%)\*となっています。(※本県調査：平成24年2月22日時点)

県としては、大規模災害時における地域ケア体制を継続するため、平成24年度も引き続き医療施設等の耐震整備や福祉避難所等の整備に向けた取組等を進めることとしています。

#### 【本県の取組と課題】

大規模災害時に地域の医療提供の拠点となる災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震整備については、平成21年度に創設された国からの医療施設耐震化臨時特例交付金を活用した基金事業により、8病院の整備を進めてきました。また、障がい者施設や児童福祉施設等の耐震整備も、平成21年度に創設された国からの社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を活用した基金事業により7施設の整備を進めてきました。

なお、これらの基金事業については、医療施設の耐震整備は平成24年度着工分まで、社会福祉施設等の耐震整備は平成24年度に終了することとなりますが、耐震整備を進めるためには、国において継続した財源措置が必要です。

また、福祉避難所については、国が積極的にその整備促進を図ることとし、市町が行う対象施設のバリアフリー化の推進、施設へのベッドや歩行器などの福祉機器の設置、紙おむつなどの衛生材料等の備蓄などに対する十分な財政支援等を行う必要があると考えます。

あわせて、障がい者や高齢者などの要援護者に対しては、災害時要援護者避難支援プランの策定などを通して、災害時においてもそれぞれの状況に応じたきめ細かな配慮のある対応が行われることが重要であり、国においてはそれを支える財源措置や住民同士の支え合い気運の醸成を図る必要があります。

## 4 大規模地震に強い農業用ため池の整備に向けた施策の充実

(農林水産省、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

南海トラフを震源とする超巨大地震の発生に備え、農業用ため池の耐震化を促進するため、大規模地震対策特別措置法の対象地域における農業用ため池の耐震化事業の国庫補助率（現行50～55%）、地方債（公共事業等債）の充当率（現行90%）を引き上げられたい。

### 【現状と目標】

東日本大震災を受け、岩手・宮城・福島の前3県では、約12,500箇所の農業用ため池のうち約1,800箇所が被災し、特に福島県の藤沼湖では人命が奪われました。

本県では、南海トラフを震源とする超巨大地震の発生に備え、ため池の耐震化を進めることが急務であり、国の補助制度（50～55%）や地方債（公共事業等債、充当率90%）を活用して改修事業を進めていますが、地方自治体の財政負担を軽減していただくことにより、改修事業をさらに推進したいと考えています。

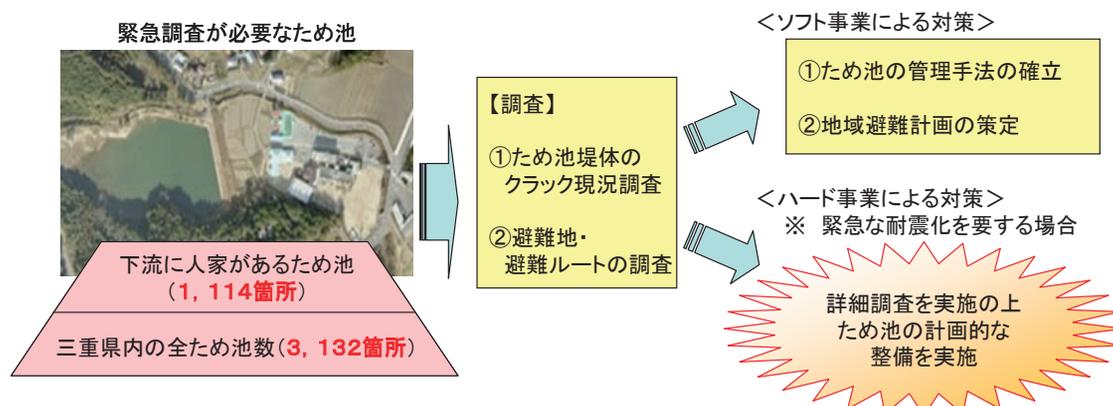
### 【本県の取組と課題】

本県では、平成23年度に、県内すべての農業用ため池について下流域における人家の有無を調査しました。

平成24年度には、調査の結果と市町の防災計画を基に、ため池堤体のクラックの有無など現況調査や避難地・避難ルートの調査を行うことにより、減災を主体とした管理手法の確立と地域の避難計画の策定を促進していくこととしています。

さらに現況調査の結果、耐震化が必要なため池については、詳細調査を実施した上で、計画的に整備を進める必要がありますが、多額の事業費を要するとともに、県及び市町で国庫補助残の全額を負担できない場合には、地元負担が生じ、耐震化が円滑に進まないなどの課題があります。

### <ため池改修のスキーム（イメージ）>



## 5 大規模地震災害に備える四日市港の整備支援

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 被災時における緊急輸送ネットワークを確保するための15号岸壁の耐震化整備に対する財政支援の拡充
  - ・東日本大震災復興港湾事業への予算措置の充実（平成24年度3億円）
- 2 背後地の人命・財産を守るための海岸保全施設の耐震化整備に対する支援
  - ・水の安全・安心基盤整備総合交付金事業への予算措置の充実（平成24年度5千5百万円）
  - ・民有施設の耐震化事業を行う民間企業への支援制度の創設
- 3 災害時における物流機能維持に資する施設の維持補修に対する支援
  - ・港湾改修事業（統合補助）の国費率の引き上げ（1/3→1/2）
  - ・適債条件の緩和（防舷材・付属品の取換や一定割合以上の補修の適債化）
- 4 災害時における背後地へのアクセスのリダンダンシー（代替性）確保に資する臨港道路霞4号幹線の整備促進

### 【現状と目標】

四日市港は、被災時の緊急物資等の輸送ネットワークを担う県内最重要の港湾となっています。

また、四日市港の海岸保全施設は、臨海部に広がる日本有数の石油化学コンビナート群やその背後の市街地を防護しています。

さらに、中部地域を中心とする背後圏の産業を支える国際拠点港湾として、四日市港は震災後も継続して物流機能を維持する重要な役割を担っています。

このため、四日市港では、大規模地震災害に備えて、耐震強化岸壁の整備、海岸保全施設の耐震化整備、港湾施設の耐震性を向上させる維持補修等を進めていくこととしています。

また、貨物輸送の定時性・即時性を確保し、背後圏産業の国際競争力の維持・強化を図ることを目的とした臨港道路霞4号幹線は、災害時において霞ヶ浦地区から背後地へのアクセスのリダンダンシー機能を確保する重要な役割も担っており、平成20年代後半の供用開始をめざし整備が進められています。

### 【本県の取組と課題】

四日市港では、市街地に近い四日市地区における15号岸壁や、富田港地区における海岸保全施設の耐震化整備を進めるとともに、優先順位を付けて老朽化した施設の維持補修等を行っています。対策が必要な施設すべての整備や維持補修にあたっては、多大な費用を要し、財源の確保が困難なことから、整備が進んでいません。

また、民間企業が所有する一部の海岸保全施設の耐震化整備については、事業を行う民間企業の負担があまりにも大きいことが課題となっています。

平成16年度から国直轄事業として整備が進められている臨港道路霞4号幹線の事業進捗（事業費ベース）は、平成23年度末現在、約4割にとどまっていますが、全線で事業展開を行う環境が整いつつある中、早期供用に向けた整備促進を図るため、今後、十分な予算の確保が必要です。



**「大規模地震災害に対して重要な役割を果たす四日市港」**

- ・港湾機能の確保、緊急物資等の備蓄・集散上の拠点
- ・海岸保全施設による背後地住民の生命・財産や石油化学コンビナート群等の防護
- ・震災後の背後圏産業の物流機能の維持

被災時における緊急輸送ネットワークを確保するための15号岸壁の耐震化整備

四日市地区において耐震強化岸壁がない



東日本大震災復興港湾事業への予算措置を！

背後地の人命・財産を守るための海岸保全施設の耐震化整備

耐震化整備の事業進捗が遅い  
民間企業が所有する施設の耐震化が進んでいない



水の安全・安心基盤整備総合交付金事業への予算措置を！

民間企業の支援制度の創設を！

災害時における物流機能維持に資する施設の維持補修

経年劣化による耐震性能の低下  
維持補修による機能保持・向上が必要



・港湾改修事業(統合補助)の国費率を1/3から1/2に引き上げ！  
・適償条件の緩和(防舷材・付属品の取換や一定割合以上の補修の適償化)を！

国有施設の維持補修を直轄施工で！

災害時における霞ヶ浦地区のアクセスのりダンダンシ一確保に資する臨港道路霞4号幹線の整備

背後地へのアクセス道路が霞大橋1本のみ  
事業進捗が遅い



臨港道路霞4号幹線の早期供用を！

## 6 水道施設に係る災害復旧への財政支援の充実

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 紀伊半島大水害に係る水道施設の災害復旧について、激甚災害に指定されている場合における補助率の嵩上げ要件の緩和（上水道事業の被害額1億円以上→5千万円以上 等）
- 2 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、道路・下水道等が対象であるが、重要なライフラインである水道事業を追加すること。

### 【現状と目標】

平成23年9月の紀伊半島大水害では、過去に例のない豪雨に伴う戦後最大の土砂崩壊により、中山間地域の水道施設に壊滅的な被害が生じました。小規模な水道事業体においては、災害復旧のために大きな財政負担を伴う中で全面復旧に取り組んでいます。

一方、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚法」という。）においては、道路、下水道等は財政援助の対象とされていますが、公営企業として運営されている水道施設の復旧事業は対象とされていません。

### 【本県の取組と課題】

奈良、和歌山、三重の紀伊半島3県が共同して水道施設の災害復旧費に係る補助率の嵩上げについて国へ要請を行い、紀伊半島大水害による水道施設の被災について、地震による被災と同様の補助率の嵩上げ（1/2→2/3）の措置が講じられたところです。

しかし、激甚災害に指定されながら、補助率嵩上げの要件（上水道事業の場合、査定事業費が現在給水人口1人あたり1万円以上、または総額1億円以上）に該当せず、今回の措置の対象外となった水道事業体がありました。

一方、激甚法は水道施設の災害復旧事業を対象としていませんが、今後、道路等と同様に重要なライフラインとして、同法の対象とすることが必要です。

< 参考 >

紀伊半島大水害（平成23年 台風12号）による水道施設の被害状況

（簡易水道）

事業内容	市町名	被害額 (単位:円)	現在給水人口 (単位:人)	嵩上げ要件の該当の有無
尾呂志簡易水道事業	御浜町	3,647,202	583	該当せず
五郷簡易水道事業	熊野市	7,667,100	840	該当せず
日進小坂簡易水道事業	熊野市	7,197,750	979	該当せず
三木浦簡易水道事業	尾鷲市	5,355,000	674	該当せず
大紀簡易水道事業	大紀町	2,623,950	3,154	該当せず
大宮簡易水道事業	大紀町	2,800,350	4,725	該当せず
伊勢地簡易水道事業	津市	18,552,450	562	被害額給水人口1人あたり1万円以上に該当
計	7	47,843,802		

（上水道）

事業内容	市町名	被害額 (単位:円)	現在給水人口 (単位:人)	嵩上げ要件の該当の有無
上水道事業	御浜町	7,818,972	8,731	該当せず
上水道事業	熊野市	116,180,400	12,876	被害額1億円以上に該当
上水道事業	紀宝町	71,764,816	11,422	該当せず
計	3	195,764,188		
合計	10	243,607,990		

激甚災害指定 熊野市、紀宝町

補助率嵩上げの要件と補助率

（平成24年3月30日、新潟・福島豪雨等に係る水道施設災害復旧費の国庫補助について）

下記のいずれかの要件を満たす場合、補助率2/3（通常の災害は1/2）

- ・ 査定事業費が現在給水人口1人あたり1万円以上のもの
- ・ 査定事業費が1億円（簡易水道事業の場合は5千万円）以上のもの

【水没したポンプ室の状況】（紀宝町）



【ポンプ室の被災状況】（熊野市）



## 7 公立学校施設の災害復旧事業に対する復旧費算出の原則の見直し

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

公立学校施設の災害復旧事業については、文部科学省の災害復旧費に係る要領において、台風や豪雨等により公立学校施設が被災した場合の災害復旧については、「過去3回以上」の被災等を除き原形復旧が原則とされていますが、過去の被災回数にかかわらず、今後の再被災に備えるために必要となる復旧についても、災害復旧事業の対象として認められたい。

### 【現状と目標】

平成23年9月の台風12号（紀伊半島大水害）により、三重県内では24校の公立学校で、建物の浸水、設備備品の破損、学校敷地の法面の崩落等により約5億5千万円の被害がありました。

また、平成24年3月に内閣府の検討会が公表した南海トラフ巨大地震対策のため想定すべき地震・津波高の推計結果によると、県内では最大の津波高が24.9mと推計されるなど広範囲にわたって大きな津波が想定されています。

そのため、本県では、最大クラス（マグニチュード9）の地震に備えて三重県緊急地震対策行動計画を策定し、公立学校施設の耐震化をはじめとして県内全域で取組を進めているところです。

公立学校施設は、災害発生時に応急避難場所としての役割も果たすことから、台風等により被害を受けた施設の復旧においても防災機能の強化に配慮する必要があります。

### 【本県の取組と課題】

平成23年9月に発生した紀伊半島大水害による災害を受け、県内の9公立学校が文部科学省による災害復旧事業を実施しました。

文部科学省の災害復旧費に係る要領では、台風や豪雨等により公立学校施設が被災した場合の災害復旧については、「過去3回以上」の被災等を除き、原形復旧が原則とされており、今後起こりうる同様の災害に備えるために必要な復旧を行うことは、認められていません。

そのため、県立紀南高等学校では、再被災に備えるためにネットワーク設備及び空調室外機を浸水した位置よりも高い位置へ設置場所の変更を行いました。が、県費による財政負担が必要になりました。



三重県立紀南高校コンピューター室の被災状況

## 8 災害救助法に基づく救助に要する国の費用負担の明確化等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

災害救助に関する国の責務を明確にし、以下の内容を十分考慮の上、災害時の確実な財源措置を講じること。

- 1 病院等との協定に基づくDMAT、医療救護班の派遣に関する人件費や旅費を医療のために支出できる費用に含めること。
- 2 保健師、管理栄養士等の派遣による被災者への保健指導等を医療救助に位置づけること。
- 3 事務費の算定基準について、救助費に対する事務費の算定割合を撤廃し、事務費全額を救助費総額に含めること。
- 4 災害救助基金の取扱いについては、地方分権改革の取組が進む中、制度のあり方について再検討すること。

### 【現状と目標】

本県においては、平成23年3月に発生した東日本大震災に関し、被災地へ医療救護班、保健師班等を派遣する等の支援を行っています。

また、平成23年9月の紀伊半島大水害により県南部の3市町において甚大な被害が発生したため、災害救助法を適用して、法に基づく救助を実施してきたところです。

今後も、大規模災害等の発生時は、必要に応じて災害救助法を適用し、法に基づく救助を実施することとしています。

### 【本県の取組と課題】

DMAT、医療救護班の派遣による医療救護における医師等の人件費について、雇いあげた場合は「賃金職員等雇上費」に位置づけられますが、病院等との協定に基づく派遣の場合は、救助に要する費用としての位置づけがありません。旅費についても同様です。

また、保健師、管理栄養士等の派遣による被災者への保健指導等について、東日本大震災に関しては医療救助と位置づけられましたが、通常の災害については明確な位置づけがないため、衛生材料等救助に直接必要となる費用は地方の全額負担となっています。

さらに、事務費に対する国庫負担の基礎となる額の上限は、算定基準に基づき、救助に要する費用に対する割合で算定されますが、本県では実際に要した事務費が当該上限を上回る見込みであり、上回る部分は本県が全額負担する必要があります。

災害救助基金は、その制定当時(昭和22年)には、国が全国一律に災害に備えた財源確保を地方に担保させるために必要だったものと考えますが、地方分権に向けた取組が進められている現在においては、制度そのものの再検討が必要と考えます。

## 9 農林水産業施設災害復旧事業への野生獣侵入防止柵の追加

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

農林水産業施設災害復旧事業(共同利用施設)における補助対象への野生獣の「農地侵入防止柵」の追加

### 【現状と目標】

平成23年9月の紀伊半島大水害により、三重県内では、延長12kmに及ぶ野生獣の農地への侵入を防ぐ「侵入防止柵」が倒壊、流亡するなどの被害を受けました。

「侵入防止柵」の倒壊、流亡により、これまで抑えられていた野生獣による被害が再発・拡大しており、台風の直接的な農業被害も含めた経済的な損失が増大しています。こうしたことから、農業者の営農意欲の低下による耕作放棄地の拡大などの懸念が生じています。

### 【本県の取組と課題】

野生獣による農業被害が拡大傾向にあることから、これまで、国の事業などを活用し、市町や市町を構成員に含む地域獣害対策協議会が事業主体となって、農地の周囲に、共同で野生獣の「侵入防止柵」を整備してきたところです。

しかし、これら「侵入防止柵」については、農地の崩落とともに倒壊した場合には、農地の復旧工事のなかで一体的に復旧が行われますが、「侵入防止柵」だけが倒壊、流亡した場合には、災害復旧の対象となっていないことから、迅速な復旧ができない状況となっています。

このことから、市町や、市町を構成員に含む地域獣害対策協議会が整備した「侵入防止柵」については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(暫定法)に基づく「農林水産業施設災害復旧事業」の共同利用施設として、補助対象に加え、早期に復旧ができるようにすることが必要です。

紀伊半島大水害による侵入防止柵の被害の状況

市町数	被害距離
6	12,055m



## 10 大規模災害により被害を受けた水産施設等の復旧等に対する支援メニューの創設・追加

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 定置網について、養殖施設と同様、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく災害復旧事業の補助対象とされたい。
- 2 災害時にがれき等に含まれるへい死魚類等の処分について、がれき等と同様、漁場復旧対策支援事業の対象とされたい。
- 3 災害に強い水産業の構築に向けて、減災を考慮した養殖施設等のあり方の検討の取組などを支援する制度を創設されたい。

### 【現状と目標】

本県の水産業は、平成22年のチリ津波、平成23年の東日本大震災及び紀伊半島大水害と、三度にわたり災害に見舞われ、定置網漁業、養殖業で約45億円の被害が発生しました。

本県では、南海トラフを震源とする超巨大地震の発生が危惧されていることから、早急に地域の実情に応じた災害に強い漁業を確立する必要があります。

### 【本県の取組と課題】

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、養殖施設は災害復旧事業の対象とされていますが、定置網については対象とされていません。

東日本大震災の津波被害に対しては、国において「共同利用漁船等復旧支援対策事業」が実施され、定置網被害も含めた復旧支援が行われましたが、チリ津波、紀伊半島大水害に対しては支援が行われませんでした。

定置網漁業、養殖業は、ともに漁場に施設を常設して操業するため、短時間で移動させることが困難です。このため、津波や台風などの自然災害が発生した場合には、施設が甚大な被害を受けることから、臨時的な措置ではなく、法制度による安定的な支援が必要です。

また、津波等により発生した養殖施設のがれきやへい死魚等は、漁場に漂流・堆積することになりますが、その中のへい死魚は漁場復旧対策支援事業の対象とならないことから、漁業者の負担によりがれき等と仕分ける必要があります。県では東日本大震災時にへい死魚の処分に対して支援しましたが、迅速な復旧を進めるためには、がれき等と一体的に処分するへい死魚について国による支援対象とすることが望まれます。

さらに、本県では、大規模災害の発生に備え、減災対策として養殖施設の構造検討を進めており、こうした取組に対しても国の支援が望まれます。

定置網・養殖施設の被害状況

津波被害			被害を受けた経営体数(延べ)		被害金額(百万円)	
			定置漁業	養殖業	定置網	養殖施設
平成22年2月	チリ津波被害	三重県	4	168	65	41
平成23年3月	東日本大震災被害	三重県	29	913	350	1,260
平成23年9月	紀伊半島大水害被害	三重県	16	43	95	22

県水産資源課調べ

## 1 1 熊野川水系の総合的な治水対策のより一層の推進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

紀伊半島大水害において、計画規模を上回る洪水が発生した熊野川（相野谷川を含む）について、国において、利水ダムの治水目的での運用や直轄管理区間の拡大を含めた総合的な治水対策を、関係機関と緊密な連携のもと、より一層の推進

### 【現状と目標】

熊野川は、奈良県、和歌山県、三重県を縦断、熊野灘に注ぐ、日本有数の豪雨地帯を流下する流域面積2,360平方キロメートルの河川です。

その河川管理については、河口から約5kmの区間を国の直轄管理、中下流部では、三重県とその対岸を和歌山県、上流部を奈良県が管理しています。さらに、流域内に主なものだけで11基のダムが設置され、電源開発(株)、関西電力(株) 国土交通省がそれぞれダムの管理を行っています。

平成23年台風12号に伴う豪雨により、熊野川の下流部で計画規模を大きく上回る洪水が発生し、熊野川本川および支川流域において大規模な浸水被害が発生しました。また、相野谷川流域では、熊野川本川水位の影響を受け、平成19年に完成した輪中堤（天端高9.40m）を越水し、紀宝町の鮎田地区、高岡地区、大里地区など広範囲にわたり、浸水被害が発生しました。

このことから、熊野川流域の三重県、和歌山県、奈良県は、「台風12号による紀伊半島南部の災害の復旧・復興に関する国・三県合同対策会議」（平成23年10月31日）において、熊野川流域にある利水ダムの治水目的での運用と直轄管理区間の拡大を提案したところであり、国において、三県など関係機関と緊密な連携のもと、総合的な治水対策をより一層推進することが必要です。

また、熊野川（相野谷川を含む）における災害復旧事業や激甚災害対策特別緊急事業の着実な実施が求められます。

### 【本県の取組と課題】

熊野川は管理者が複数存在しており、流域全体での治水対策や管理上発生する課題への対応が困難な場合があります。また、技術的・財政的な観点からも国による直轄管理や支援が不可欠な状況となっています。

このようななか、紀伊半島大水害（平成23年台風12号に伴う豪雨）により、熊野川の下流部で計画規模を大きく上回る洪水が発生し、熊野川本川および支川流域において、甚大な被害が発生したことから、国が主導的な立場で、流域全体の管理のあり方を検討することにより、熊野川の直轄管理区間の拡大や利水ダムにおける洪水調整を目的とする弾力的な運用を含めた熊野川の総合的な治水対策を実施していくことが急務となっています。

熊野川水系の利水ダムの治水目的での運用を含めた総合的な治水対策の実施を！



熊野川・相野谷川のはん濫状況



河川基本方針(1.9 万 $m^3/s$ )  
 を超える洪水により甚大な  
 被害が発生

- ◎熊野川の浸水被害
- ◎相野谷川輪中堤の浸水被害

三県に跨る流域に11基の  
 ダムが点在

- ◎11基すべてが利水ダム  
 (治水機能なし)
- ◎河川・ダム管理者が複数

大規模な河道閉塞と高さ  
 10mを超える河道内堆砂

- ◎紀伊山系で約1億 $m^3$ の  
 土砂崩落が発生

◎ 熊野川水系の総合的な治水対策の実施

- ・ 流域全体の管理のあり方の検討
- ・ 熊野川の直轄管理区間の拡大の検討
- ・ 利水ダムの治水目的での運用に向けた電源開発(株)への指導

## 1 2 災害に強い安全な地域づくりのための風水害対策の推進

(内閣府、国土交通省、農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 広域に甚大な被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等による風水害を未然に防ぐため、ハード・ソフト両面にわたる予防対策予算の安定的な確保
- 2 侵食が著しい七里御浜海岸について、高度な施工技術の導入による国土保全や自然災害の防止、世界遺産の保護の観点から直轄事業化
- 3 台風や局地的大雨等の大規模水害を想定した、国による主要河川氾濫状況シミュレーションの実施

### 【現状と目標】

昨年（平成23年）は、台風6号、新潟・福島豪雨、紀伊半島大水害（台風12号）、台風15号と、全国各地で大規模な風水害に見舞われました。このように、近年わが国では、広域に被害を及ぼす大型台風の増加、局地的な大雨の発生頻度の増加が懸念される状況にあります。このため、治水・土砂災害・高潮対策として、堤防等の施設整備を着実に進めるとともに、住民の警戒・避難に資する対策を講じていくことにより、地域の安全・安心を確保することが求められています。

23kmにわたって続く七里御浜海岸は、熊野古道の「浜街道」として世界遺産に登録されており、東紀州地域を代表する地域資源であるとともに背後地の防護機能も有しています。しかしながら現在は、太平洋の高波により海岸の侵食が著しく進行し砂浜が消失した箇所もあるなど、その資源や機能が脅かされており、これを維持・保全するための取組を行っているところです。

大規模な風水害について、発生後の被害軽減をはかるためには、被害想定や防災対策に関する調査研究が必要です。これまでに、風水害に関する国レベルでの被害想定の実施は、首都圏以外の地域では実施されておらず、今後、国による最新の知見に基づく詳細な被害想定を策定し、国と地域が連携した減災のための取組を推進していくことが求められています。

### 【本県の取組と課題】

本県では、河川・海岸堤防や砂防・治山施設の整備などとともに、雨量や河川水位等の情報、土砂災害警戒情報の提供など、住民の警戒・避難に資する取組を組み合わせ、地域の安全・安心を確保する対策を進めています。

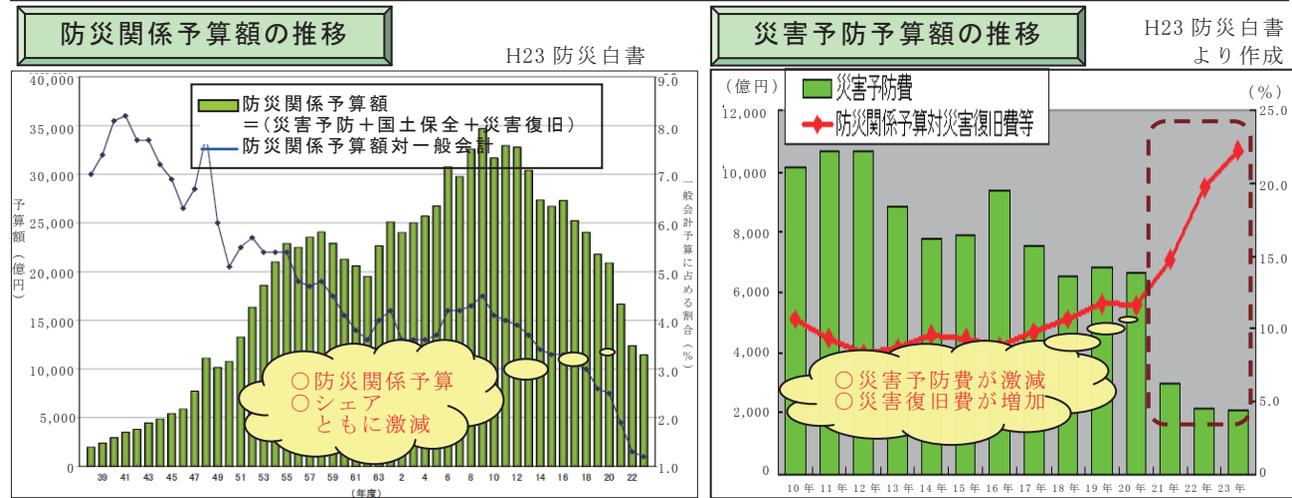
昨今の国における予防対策予算は、災害復旧費が増加する一方で、減少しており、地域におけるハード、ソフトの両面からの予防対策を加速させるためには、その総額を増加させるとともに、安定的に確保することが必要です。

七里御浜海岸では、現在、人工リーフの整備と養浜による面整備に取り組んでいますが、熊野川からの供給土砂が少ない状況のため、その効果は現状維持程度に留まっています。

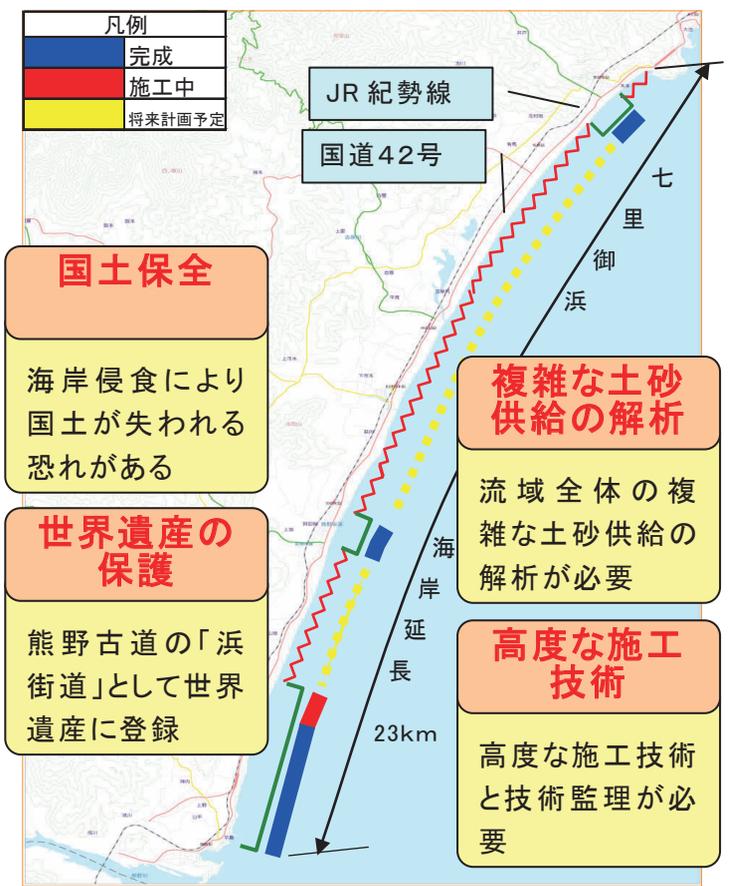
侵食が著しい七里御浜海岸は、国土の保全、自然災害の防止、世界遺産の保護に加えて熊野川流域における複雑な土砂供給の解析や高度な施工技術、技術監理を要することから直轄事業化することが必要です。

平成23年度に三重県と県内の桑名市、木曾岬町とで、風水害時の広域避難にかかるモデル事業を実施しましたが、大規模台風等の被害想定が未策定のため、広域避難にかかる具体的検討が課題となっています。

**甚大な自然災害が著しく増大している中、予防対策予算の安定的な確保を！**



**高度な施工技術による国土保全などの観点から七里御浜海岸の直轄事業化を！**



## 1 3 自然公園施設の災害復旧制度の創設

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

自然公園施設に関して、災害復旧制度など国による支援制度を創設されたい。

### 【現状と目標】

自然公園施設については災害復旧制度がなく、また平成17年度以降、国立公園内の整備事業について、国の補助金等の支援制度が廃止されました。

こうした状況のもと、平成23年9月に発生した紀伊半島大水害では、国立公園内にある県が整備した自然公園施設が大きな被害を受け、この復旧は、環境省直轄事業と県単独事業により行うこととしています。

### 【本県の取組と課題】

これまでに国立公園内で、環境省所管の補助金を活用し整備した施設が多数あり、平成23年9月の紀伊半島大水害のように、突発的に発生する甚大な被害に対応するには災害復旧制度による国の支援が必要です。

また、災害復旧制度がない状況では、平成16年度以前に整備した自然公園施設の復旧について、その都度、国と協議を行うことが必要であり、予算の確保や迅速な復旧ができないなどの課題があります。

### 【吉野熊野国立公園 飛雪の滝野営場（紀宝町） 被災状況】



## 1 4 東日本大震災の災害廃棄物広域処理について

(環境省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

- 1 災害廃棄物の広域処理に伴う放射線等の安全性に関して、住民の理解が得られるよう十分な情報公開と説明責任を果たすこと。
- 2 災害廃棄物の広域処理に伴い必要となる運搬経費、処理に要する経費及びモニタリング経費（測定機器の整備を含む）に加え、住民の不安を解消するための経費などは全額を国庫負担とすること。
- 3 災害廃棄物の受け入れに伴う、風評被害の未然防止に万全を期すとともに、万一、風評被害が発生した場合は、十分な補償をすること。

### 【現状と目標】

国は、東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理を平成26年3月末までに完了することを目標とし、宮城県や岩手県においては仮設焼却炉等で処理が進められていますが、なお400万トンを超える量の広域処理が必要とされていることから、災害廃棄物処理特別措置法等に基づき、全国の地方自治体に受入要請を行っています。

### 【本県の取組と課題】

平成24年4月20日、県、市長会及び町村会は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理が、被災地の復旧・復興に必要なものであるとの共通認識のもと、災害廃棄物の安全性の確認や住民の不安の払拭などを条件に、対応可能な市町から実状にあった協力をしていくことで合意に至りました。また、同年4月27日には、宮城県、岩手県と安全性の確保に関する役割などの基本的な事項について確認書を締結しました。

今後、災害廃棄物の受入処理の検討を進めるにあたって、広域処理の必要性や放射線等に関する安全性についての住民へのわかり易い説明を行い、一層の理解を進めることが必要です。また、災害廃棄物処理の一連の工程において、きめ細やかな放射線等の測定を行う必要があることなどから、本県では、災害廃棄物処理のガイドラインを策定するなど安全性確保や住民の不安を払拭する取組を行うこととしています。さらに、茶、肉牛、米などの農畜産物への風評被害が懸念されることから、未然防止に万全を期すことが必要です。

このため、国においては、広域処理に伴う放射線等の安全性に関する十分な情報公開や説明を行うとともに、処理費用はもとより住民不安を払拭するためのモニタリング経費等についても全額を国の負担とし、万一、風評被害が発生した場合には十分な補償を行われない。

# 15 安全な県土の構築と地域の成長力を支える道路ネットワークの形成

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 大都市圏、中心都市間におけるネットワークの強化による地域を支える道づくりの推進
  - (1) 新名神高速道路、東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の着実な整備促進
  - (2) 国道1号北勢 BP、国道23号中勢 BP、国道1号桑名東部拡幅などの直轄国道の整備促進
- 2 災害に強いネットワークの確保による命を支える道づくりの推進
  - (1) 紀伊半島の「新たな命の道」となる紀勢自動車道および熊野尾鷲道路の着実な整備促進
  - (2) ミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化  
(大泊IC～すさみIC間の75km 区間の計画段階評価の早期実施)
  - (3) 緊急輸送道路の整備予算確保とハード・ソフト一体となった制度の拡充

## 【現状と目標】

県内の幹線道路の整備は、道半ばであり、本県の北・中部地域では、東名阪自動車道、国道1号・23号などで交通渋滞が多発し、県民生活や経済活動に大きな支障を来たしています。

このため、集積する産業や魅力溢れる観光など、地域の成長力を支える基盤として、これら活動に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消等に資する幹線道路とこれらにアクセスする道路の整備が求められています。

わが国有数の多雨地帯である紀伊山地に位置する本県の南部地域では、集中豪雨等により交通が遮断されるなど、県民生活に大きな支障を来たしています。

このため、甚大な被害が発生した場合の救助・救援活動や復興支援の基盤となる「命の道」として、高速道路や緊急輸送道路の整備等が求められています。

## 【本県の取組と課題】

本県として、北・中部地域においては、地域の成長力を支えるうえで、

- ・ 中部圏と近畿圏を結ぶ大動脈として新名神高速道路の着実な整備促進
- ・ 中京圏の広域ネットワークを形成する東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の着実な整備促進
- ・ 国道1号北勢BP、桑名東部拡幅や国道23号中勢BP等の整備促進

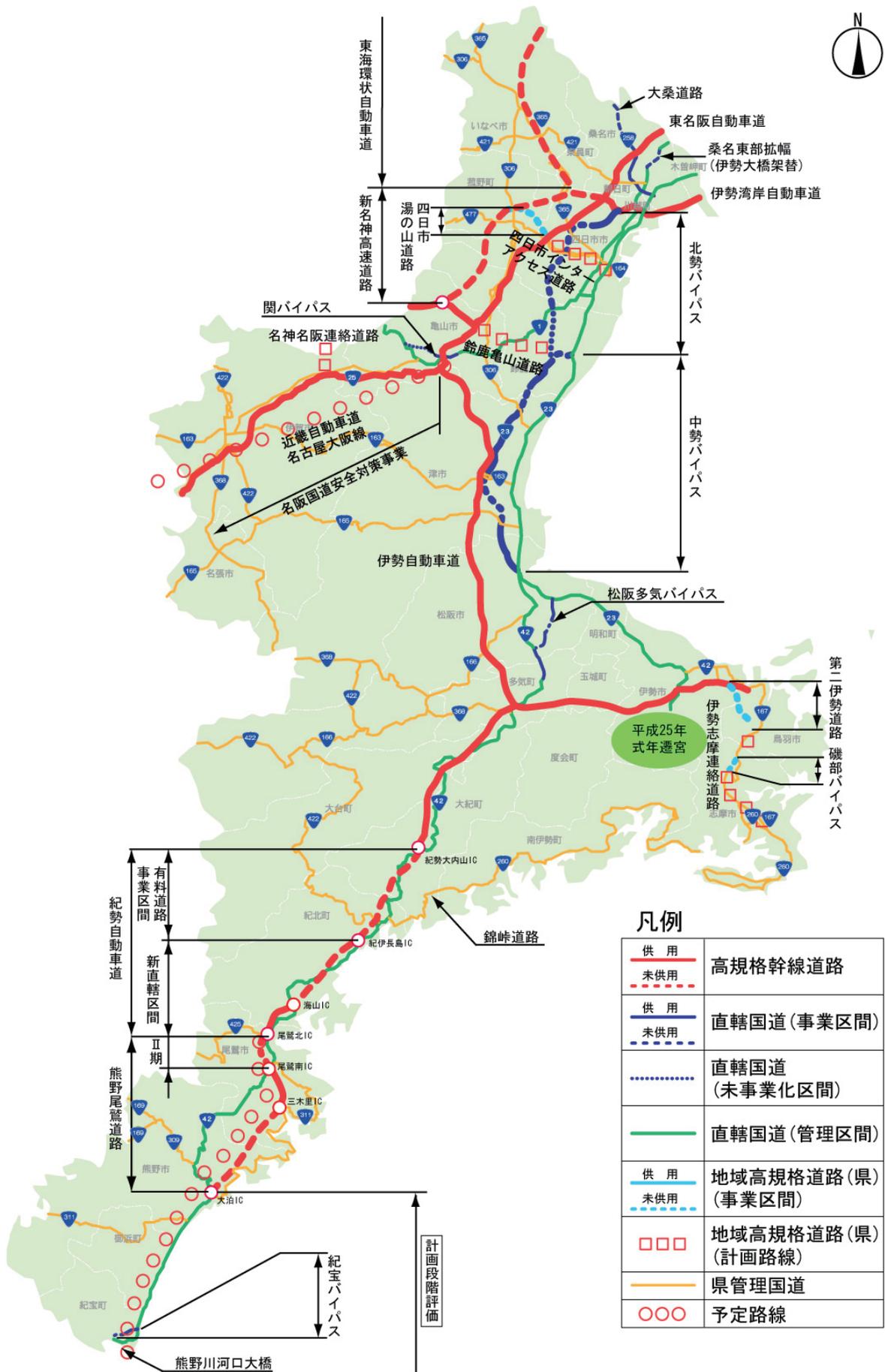
など、大都市や中心都市間相互のネットワークの強化が課題です。

東海・東南海・南海地震など大規模地震や台風、豪雨等による災害が危惧されている地域においては、命を支える道路として、

- ・ 紀勢自動車道および熊野尾鷲道路の着実な整備促進
- ・ ミッシングリンクとなっている未事業化区間の早期事業化

など、災害に強いネットワーク機能の早期確保が課題です。また、緊急輸送道路である県管理道路の整備予算の確保と、避難路の設置や避難情報の提供など、ハード・ソフト面での防災機能の付加が可能となる制度拡充が必要です。

# 幹線道路網の整備促進



# 新名神高速道路の整備促進



**<亀山JCT付近のり面災害>**  
 ・規制区間: 亀山JCT～鈴鹿IC間  
 ・規制原因: 多雨による切土法面崩落

2010年5月23日 23時20分 上り 通行止め 16.5時間  
 切土のり面崩落

30～40mにわたり崩落  
 300m<sup>3</sup>の土砂が流出

東名阪自動車道の慢性的な渋滞

高速道路としての機能不全 ミッシングリンク!

新名神高速道路 (四日市 JCT-亀山西 JCT) 早期整備促進!



# 紀伊半島の「新たな命の道」の整備促進によるミッシングリンクの解消 ～大規模災害に備えたアンカールートの整備～



五條新宮道路

奈良県 海山 尾鷲北 尾鷲南 三木里 大泊 三重県 新宮南 紀伊勝浦 太地 和歌山県 すさみ

東海・東南海・南海地震による津波浸水箇所

H24年度 新規事業化

未事業化区間 (三重県) 36 km

熊野川河口大橋 早期事業化

H24年度 計画段階評価着手

未事業化区間 (和歌山県) 39 km

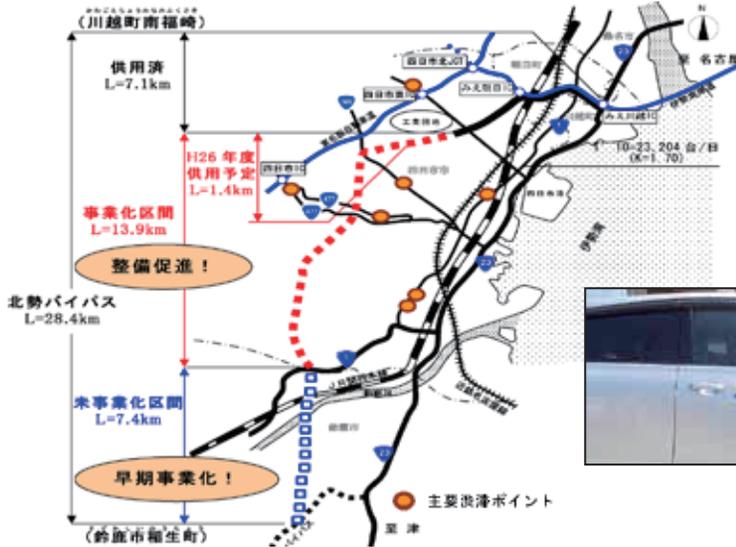
未事業化区間 三重県・和歌山県 合計: 約 75km

高規格幹線道路		
供用済	A路線	A'路線 B路線
事業中	- - -	- - -
未事業化	□□	□□

A路線: 高速自動車国道  
 A'路線: 併走する一般国道自動車専用道路  
 B路線: 一般国道自動車専用道路

地域高規格道路	
—	一般国道

## 国道1号 北勢バイパスの整備促進と未事業化区間の早期事業化



四日市市自治会連合会、鈴鹿市自治会連合会、  
四日市商工会議所が集めた「北勢バイパスの早期  
完成を求める署名」合計数

**126,430名**

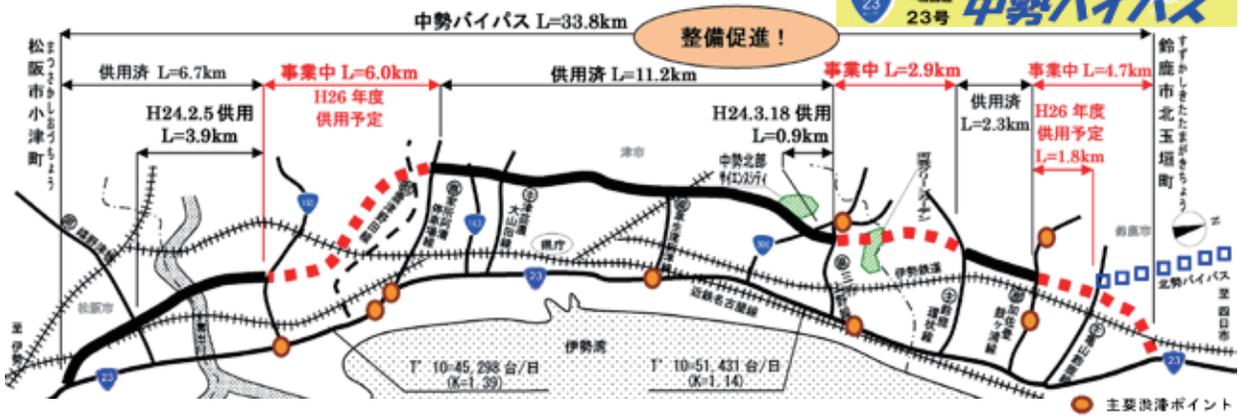
(平成22年8月に国土交通省へ提出)

市民・経済界・行政とともに、国道1号北勢バイ  
パスの早期完成を強く望んでいます!

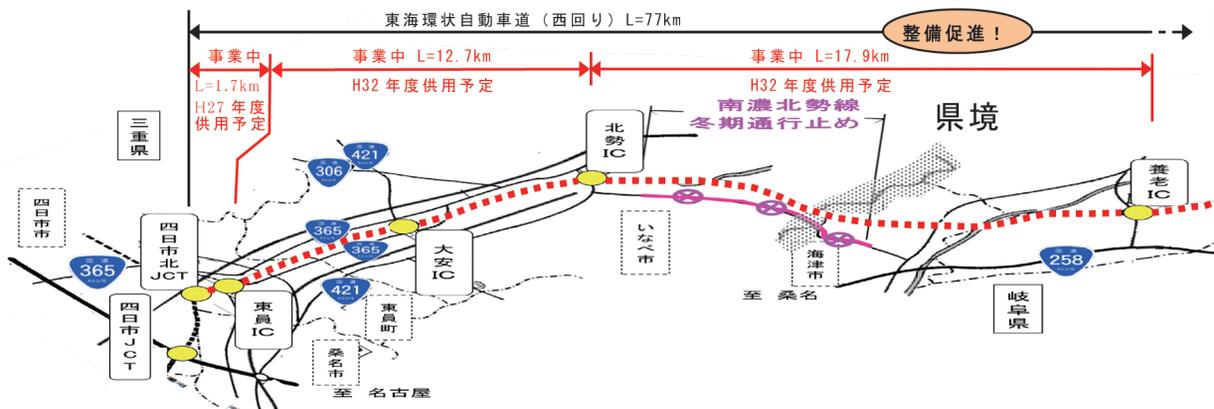


建設促進ステッカー

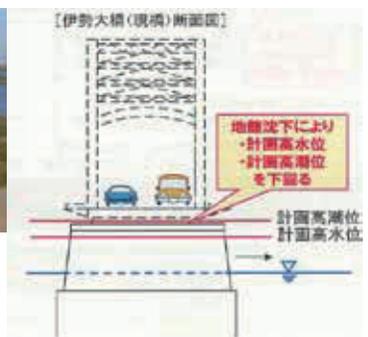
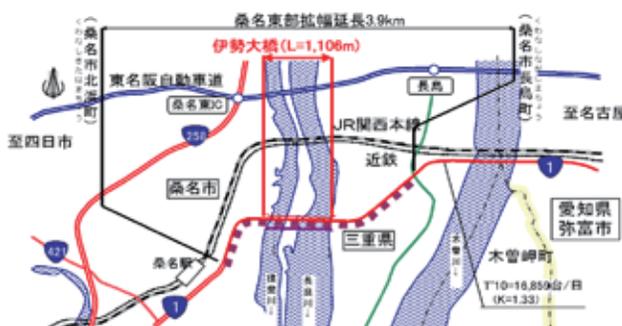
## 国道23号 中勢バイパスの整備促進



## 東海環状自動車道（西回り区間、特に県境部）の整備促進



## 国道1号 桑名東部拡幅（伊勢大橋架け替え）の整備促進



今年で **78歳!**  
\*1934年(昭和9年竣工)

## 16 沿岸部・離島でのスマート・コミュニティ推進のための支援

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 小規模地域コミュニティをフィールドとしたスマートグリッド<sup>※1</sup>について、その構築に向けた可能性調査から実証試験、実用化までを一貫して推進する産学官連携の取組に対する財政支援措置を創設されたい。
- 2 地震や台風などの自然災害に備えたエネルギーの備蓄や再生エネルギーを活用したエネルギーの自給自足などの防災型スマート・コミュニティ<sup>※2</sup>を実現するための調査、設備の研究開発、実証試験に対する財政支援措置を創設されたい。
- 3 新たなサービス産業の醸成につなげるため、固有の文化や観光資源を有する離島や沿岸部の地域の実情に沿ったスマートグリッドの活用による新たな社会システムの検討から実証試験に対する財政支援措置を創設されたい。

### 【現状と目標】

スマートグリッドの実証試験は横浜などの大都市（4地域）を中心とした大規模な実証試験となっており、わが国の離島や沿岸部など小規模地域コミュニティへの導入に向けた検証が十分ではありません。

わが国、特に、離島をはじめとする沿岸部は、震災、台風の影響を受けやすく、津波等の震災（南海トラフを震源とする超巨大地震）により電力等のインフラに甚大な影響が生じる恐れがあります。

本県では、これらを踏まえ、災害に強いエネルギーインフラを備えた離島や沿岸部などのスマート・コミュニティの構築を目指します。

### 【本県の取組と課題】

本県では、地域から日本経済を支え、リードしていくための「みえ産業振興戦略」を検討していますが、その検討会議でも、離島でのスマート・コミュニティの構築や沿岸部などでの塩害対応型ソーラーシステムの構築という提案があったことから、現在、それぞれのタスクフォースでプロジェクト化に向けた検討を進めているところです。

小規模地域コミュニティへの再生可能エネルギーの導入に対しては、多くの需要家を抱えた都市部に比べ、需給バランスの安定化や電力品質の維持などの課題があり、これらの地域の実情に沿ったスマートグリッドの導入に取り組む必要があります。また、省エネルギー化を進めるため、配電網の直流化などの可能性調査や実証試験、実用化に向けた取組を検討していきます。

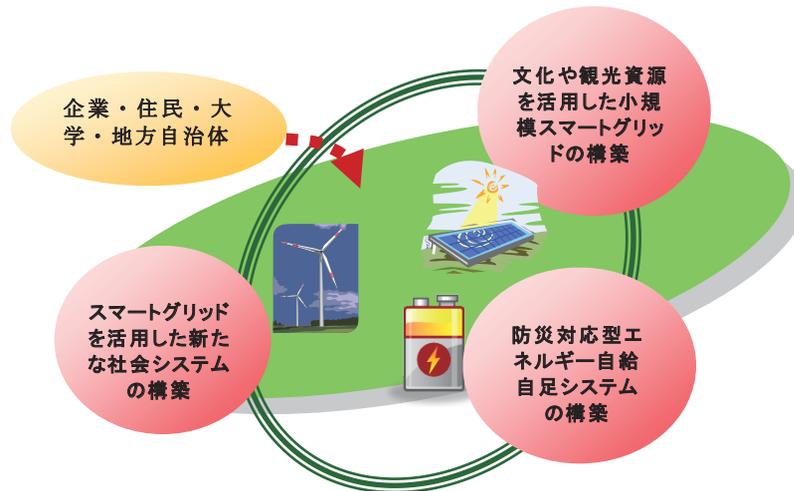
また、地震や津波などによる被災が予想される沿岸部や離島などには、防災に強いエネルギーインフラを備えた次世代エネルギー・社会システム<sup>※3</sup>の導入が求められています。

そのため、太陽光発電などにより発電した電力を2次電池への蓄電や電動自転車などに充電し、非常時にはこれらの電力を照明や通信用電源として活用することや、軽油等の備蓄管理などの地域エネルギーマネジメントシステムを研究開発し、さらに、システムのメンテナンスなどの仕組みを検討し、海水による塩害などの耐久試験など実証試験を通じて、災害に強いエネルギーインフラ整備を目指します。

併せて、レジャー資源化（魅力ある観光資源の創出）やスマート漁港の推進

などに取り組み、「クリーンエネルギーのまち」としてのイメージを付加するなど、新たな観光地モデル（リピート型観光交流）を構築し、地域活性化につながる取組を進めていきます。

- ※1 スマートグリッド（次世代送電網）：情報通信技術（ICT）を用いて、電力の流れを最適制御することで省エネルギーを実現する送電網
- ※2 スマート・コミュニティ：電力、熱、医療、情報などのインフラの統合的な管理・最適制御を実現した次世代のコミュニティ
- ※3 次世代エネルギー・社会システム：再生可能エネルギーが大量導入されても、現在の電力システムの安定的な供給と品質の確保を維持できるような、より強靱なシステム



スマートアイランド構想イメージ図

（参考）100%自然エネルギー（デンマーク・サムソ島）

- ・サムソ島における新エネルギーの取組は、政府の「新エネルギー島プロジェクト」への応募をきっかけとしてEUの「再生可能エネルギー100%を目指すコミュニティ」への選出を通じて進められてきました。
- ・電力固定料金買取制度により、風力発電事業や分散型熱電併給システムへの導入による電気料金低減などの住民へのメリットが生じました。
- ・環境・エネルギー面での取組により、地場産品への「安心・安全」といったイメージが付加され、世界的な地域ブランドであるサムソ島チーズのブランドイメージがさらに向上しました。
- ・また、新エネルギーの視察が増加し、観光産業に経済効果をもたらすとともに、来訪者に対するサービス産業の創造や、島の観光交流インフラの改善につながりました。
- ・新エネルギーへの対応による環境志向の観光地づくりが自らの事業環境や競争力を高めるなど、島民の環境意識が向上し、島の環境・エネルギーと持続可能性についてボランティアなガイダンスを行うなどの活動が住民の手で実施されています。
- ・また、イノベーション・フィールドとして、産学官が一体となって「自然エネルギーの島」のビジョンを共有し、推進する持続的な運営体制が出来上がっています。
- ・さらに、大規模投資ができない地域特性を逆手にとり、地域資源を有効活用して、例えば「グリーンツーリズム」のプログラムなどの新たな取組が進んでいます。

参考）平成16年度新エネルギー等導入促進基礎調査（財団法人社会経済生産性本部）資料

<プロジェクト事例>

100%自然エネルギー（デンマーク・サムソ島）

デンマークのサムソ島は、人口4,300人、面積114km<sup>2</sup>の小さな島で、主な産業は農業と観光でした。

エネルギー自給率は、かつては4%でしたが、1998年から10年かけて、自然エネルギー100%の島になり、今では自然エネルギーが主な産業のひとつになっています。

島の企業、農業協同組合や自治体などが関わって、自然エネルギーを開発し、島民たちが出資しています。風力発電所は、陸上に11基、洋上に10基が設置され、島民が所有しています。余剰の電気は売って、島民の収益になります。

また、バイオマス（麦わら）をボイラーで温熱にも利用しており、2,000軒以上の家がこの温熱を給湯や冷暖房に利用しています。

この島はラムサール条約に登録されている野鳥の楽園ですが、住民の話し合いで風力発電とうまく共存しています。

このように、地域の人々がエネルギーを所有し管理する「地域オーナーシップ」は自然エネルギーを地域で普及させるのに欠かせません。



陸上風力



バイオマス熱供給



洋上風力



太陽光発電

(図、写真は認定NPO法人環境エネルギー政策研究所 資料より引用)

## 1 7 離島における定住条件の整備に係る支援

(国土交通省、総務省、農林水産省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 平成24年度に期限を迎える離島振興法について、離島地域における厳しい状況を踏まえ、延長すること。
- 2 離島にいきいきと住み続けられる環境を整備するため、幅広く活用できる「交付金」を創設すること。

### 【現状と目標】

本県では、志摩諸島〔神島、答志島、菅島、坂手島（以上鳥羽市）、渡鹿野島、間崎島（以上志摩市）〕が離島振興法第2条に規定する離島振興対策地域に指定されています。

これまで、「三重県離島振興計画」に基づき、離島地域の自立的発展を促進する取組を実施してきましたが、離島地域における人口減少、高齢化、産業の衰退は深刻な状況にあります。

引き続き、生活環境面での本土との格差是正に努めるとともに、離島が抱える諸課題解決のための取組、自然条件を生かした産業振興の取組などを実施し、人がいきいきと住み続けられる条件を整備していくこととしています。

### 【本県の取組と課題】

本県では、離島地域の自立的発展を促進するため、漁港整備や観光振興などの取組を進めてきましたが、引き続き離島振興に取り組むため、離島振興法の延長が必要です。

また、漂流漂着ごみ、津波防災、医師不足などさまざまな課題を解決するとともに産業の振興、地域の活性化を図るため、ハードとソフトの両面からの取組が必要であり、地域の実情に応じて幅広く活用できる「交付金」の創設が必要です。



神島



答志島



菅島



坂手島



渡鹿野島



間崎島

## 1 8 海岸漂着物対策の推進

(環境省、国土交通省、農林水産省、総務省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 伊勢湾の離島など大量の漂着物が堆積する海岸では、回収・処理に要する経費について、海岸漂着物処理推進法に規定している「必要な財政上の措置」が十分なされていないことから、交付金等の財政支援制度の創設及び特別交付税措置の拡充
- 2 海岸漂着物の発生抑制対策として、流域圏の河川等において民間団体等が一定規模以上のごみの清掃や散乱防止対策等を行う取組に対する財政支援措置の創設
- 3 環境省の平成24年度事業である「漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業」における海岸漂着物、漂流・海底ごみの発生状況、原因究明等について、伊勢湾をモデルとした調査の実施

### 【現状と目標】

伊勢湾の離島その他の海岸には、海岸管理者やボランティアでは処理しきれないほどの海岸漂着物（年間約8千トン）が漂着しており、海岸景観や自然環境に悪影響を及ぼしています。特に伊勢湾の湾口部に位置する鳥羽市答志島は、県内だけでなく伊勢湾流域圏から大量の漂着物が打ち上げられ、養殖漁業等への影響もあり、地元漁業者等も対応に苦慮している状況です。

伊勢湾は豊穡の海であり、その変化に富んだ海岸線は身近な自然環境として生活に豊かさを与えてくれるものでした。しかし、プラスチック容器などのごみの散乱により、海岸景観は大きく損なわれています。

本県では、伊勢湾流域圏の自治体とも連携した対策の実施により、美しい海岸環境を保全し、伊勢湾の再生をめざしています。

### 【本県の取組と課題】

本県では、海水浴場、観光地といった海岸利用を考慮した清掃を実施していますが、その範囲は600km を超える自然海岸の一部に限られています。ボランティアの方々による海岸清掃等も各地で行われていますが、一度きれいにした海岸も短期間で元に戻ってしまうことから、問題の解消には至っていません。

平成23年度までは地域グリーンニューディール基金を活用した回収・処理が可能でしたが、日常的に大量の海岸漂着物が堆積する伊勢湾の離島などでは、今後の処理が大きな課題となっています。

一方、海岸漂着物の削減には発生抑制が重要であることから、愛知県、岐阜県、名古屋市と三県一市検討会を設置し、流域圏での清掃活動等を推進していますが、財政支援がないため活動の拡大が困難な状況です。

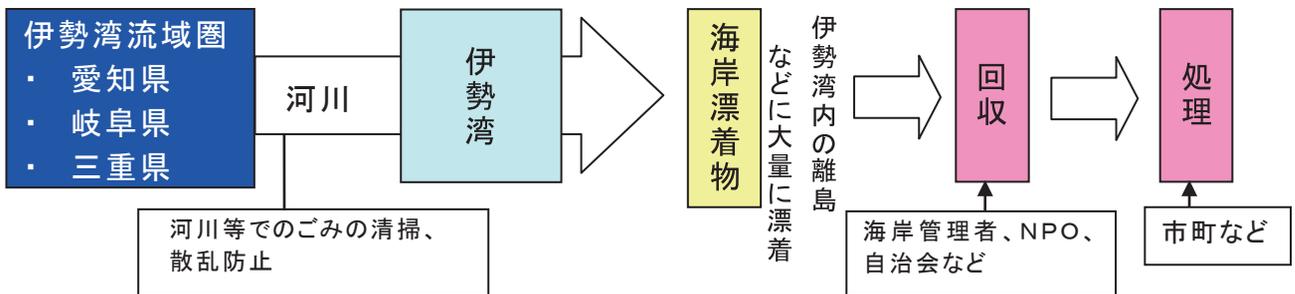
また、流域圏で発生抑制に取り組むには、海岸漂着物の発生原因等の究明も必要です。

## 三重県(答志島)における海岸漂着物の現状



流木や灌木に混じってペットボトル等の生活ごみや大型フロート等が漂着。離島であることから、回収・処理に大きな負担が生じる。

### 海岸漂着物の発生から回収・処理に至る流れ



### 【参考】

#### 海岸漂着物の発生量及び回収・処理に要する費用の試算

1年間に伊勢湾沿岸に漂着するごみの量(推計) 約12千t/年

うち伊勢湾流域由来 約11千t/年

うち三重県海岸部への漂着量 約8千t/年(これを処理した場合の費用 約2.4億円※) ※全量を一般廃棄物とし、収集・処分費用を3万円/tとした。

#### 海岸漂着物処理推進法

第29条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。

## 19 医師の不足・偏在を解消するための制度改革

(厚生労働省)

### 【提言・提案事項】 **制度**・予算

医師の地域偏在・診療科偏在の解消に向け、以下のことについて、国レベルでの制度改革を行うこと。

- 1 卒後臨床研修制度においては、医師数の過不足の状況等を踏まえ、都道府県ごとの定員設定を行うなどの制度の見直し
- 2 医師の地域偏在、診療科偏在を防ぐためのインセンティブや、地域、診療科における医師の定数など、医師の計画的な配置がなされるためのルール設定

### 【現状と目標】

三重県における病院に勤務する医師数は、人口10万人あたりの人数が112人であり、全国平均の141人よりも約30人少なくなっています(全国44位)。さらに、伊賀地域では52人、東紀州地域では65人となっており、医師の地域偏在が顕著で、救急医療体制の維持も非常に困難な状況となっています。

また、診療科による偏在もあり、県全域での人口10万人あたり医師数は、小児科が全国39位、外科が全国41位、麻酔科に至っては全国46位となっています。

このため、今後、医師の不足・偏在の解消をめざして、減少傾向にある救急医療等を担う若手医師の確保・定着に向けた仕組みづくり等に取り組み、救急医療やへき地医療等を含む地域医療体制の維持・確保を行っていきます。

### 【本県の取組と課題】

本県では、今後、医師の不足・偏在の解消に向けて、国の地域医療支援センター運営事業補助金を活用して「三重県地域医療支援センター」を設置し、県内医療機関での勤務の増加が見込まれる医師修学資金貸与医師や三重大学医学部地域卒業医師等を対象に、医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等を進めることとしています。

しかしながら、医師の地域偏在や診療科偏在を解消し、地域医療を担う医師を安定的に確保していくには、こうした都道府県レベルの取組だけでは困難です。

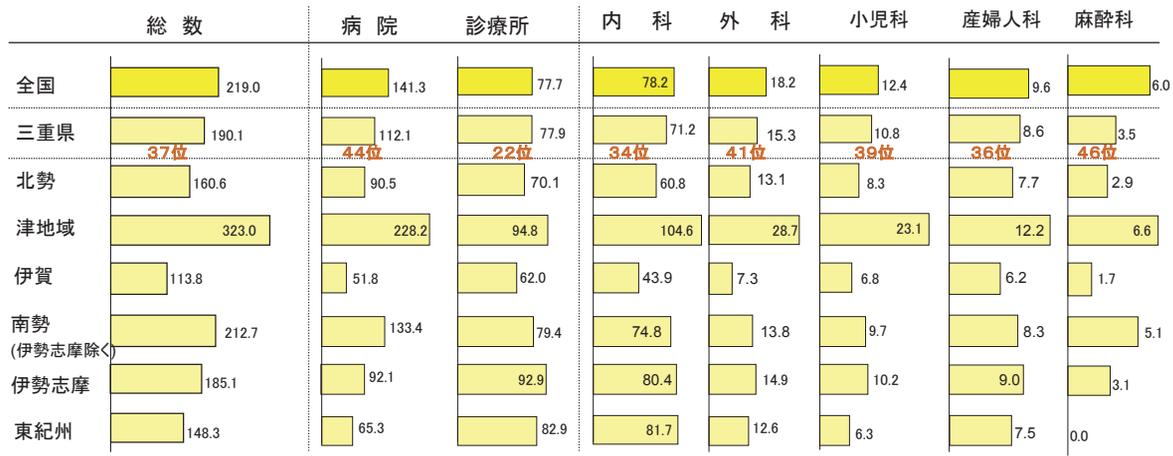
現在、初期研修医の募集定員については、都道府県ごとに上限設定が設けられていますが、首都圏などの人口集中地域の自治体においては定員を削減するなど、より地域偏在の解消に資する定員設定を行っていく必要があります。

さらに、地域や診療科の偏在を防止するため、地域や診療科ごとに医師の定員を設けるなど、諸外国の制度等も参考に大胆かつ抜本的な制度の見直しが必要です。

【資料 1】 三重県内の医師数等の状況（平成 22 年末現在）

## 三重県内の医師数について

- 三重県では、人口10万人あたりの医師数が全国平均より少ない(都道府県順位 37位)。
- 全国平均との差は診療所よりも病院の方が大きい(都道府県順位 病院44位、診療所22位)。
- 病院では、伊賀、東紀州、北勢、伊勢志摩地域の順に医師数が少ない。他方、診療所については、伊賀、北勢地域以外は、医師数が全国平均を上回っている。
- 診療科別でも、外科、小児科、麻酔科の全国順位は、順に41位、39位、46位となっている。



※いずれも人口10万人あたりの医師数(厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師調査(平成22年末))  
 ※総数は、病院及び診療所医師の合計

【資料 2】 病院等における必要医師数実態調査結果（平成 22 年 6 月 1 日現在）

	現員医師数 A (人)	必要求人 医師数 B (人)	倍率 (A+B)/A	(参考)必要 医師数 C (人)	倍率 (A+C)/A
全国	167,063	18,288	1.11	24,033	1.14
三重県	1,982	312	1.16	400	1.2

(出典：厚生労働省必要医師数実態調査)

【資料 3】 諸外国の例

国名	地域・診療科の選択、開業の自由度等
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病院勤務医は国家公務員</li> <li>●一般家庭医の開業は、偏在を防ぐため、地方機関が目標を設定して調整</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険医(開業医)の開業を規制</li> <li>●保険医需要計画に基づく、地域、診療科ごとの定員あり</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修医には、全国試験に基づく「地域・診療科枠」あり</li> <li>●開業医を、診療費の請求を協約料金に限定するものと、協約料金以上の請求ができるものに区分</li> </ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門医制度における資格の取得で診療科間の医師数を調整</li> </ul>
日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域・診療科の選択や開業は自由</li> </ul>

(出典：財務省資料(平成21年5月18日財政構造改革部会提出)より抜粋)

## 20 「もうかる農林水産業」の実現に向けたイノベーション創出のための制度の創設

(農林水産省、内閣府)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

「もうかる農林水産業」の実現に向け、

- 1 地域資源を活用した新たな商品づくり等の取組が自律的に行われ、地域に定着する環境をつくるため、地方自治体が進める異業種や産学官のさまざまな主体による商品開発プロジェクトの創出やそのネットワーク化を支援する制度を創設されたい。
- 2 6次産業化に関する国の支援制度について、地方自治体においても活用できる仕組みとされたい。また、生産者のスタートアップを支援するメニューの新設や、複数の支援メニューを総合的に組み合わせ申請し、採択される制度とされたい。
- 3 農林漁業成長産業化ファンドを農林漁業者が活用しやすくなるよう、地域ファンドの支援対象となる6次産業化事業体について、農林漁業者の出資割合の要件（25%以上）を設けず、農林漁業者とパートナー企業が共同出資することのみを要件とされたい。

### 【現状と目標】

本県の農林水産業は、従事者の高齢化や担い手不足の深刻化、グローバル化の進展、生産物価格の低迷など厳しい状況に置かれており、農林水産業の活力低下が懸念されています。

また、国民の価値観やライフスタイルの変化、急速な少子高齢化などを背景に、消費者や食品産業事業者等が求める県産品を流通・販売から消費までを考えて企画・生産する取組が求められています。

農林水産業が環境の変化に的確に対応していくためには、単に素材を供給するだけでなく、消費者の多様なニーズに応えるとともに、ニーズを先取りした新たな価値を創出していくことなどで、収益力の高い農林水産業を構築していくことが重要です。

このため、本県では、県の強みである「食」の魅力を生かして「もうかる農林水産業」の展開を図る「みえフードイノベーション」の推進に取り組むこととしています。

### 【本県の取組と課題】

「みえフードイノベーション」では、農林水産物の生産者、食品加工や流通関係の事業者のほか、ものづくり企業や金融機関など、第一次産業から第三次産業にまたがる多様な事業者に加え、大学や研究機関、市町、県などにより、商品やサービスを革新的に生み出し、自律的に事業活動が県内全域で展開され、発展していく環境づくりを進めていきます。

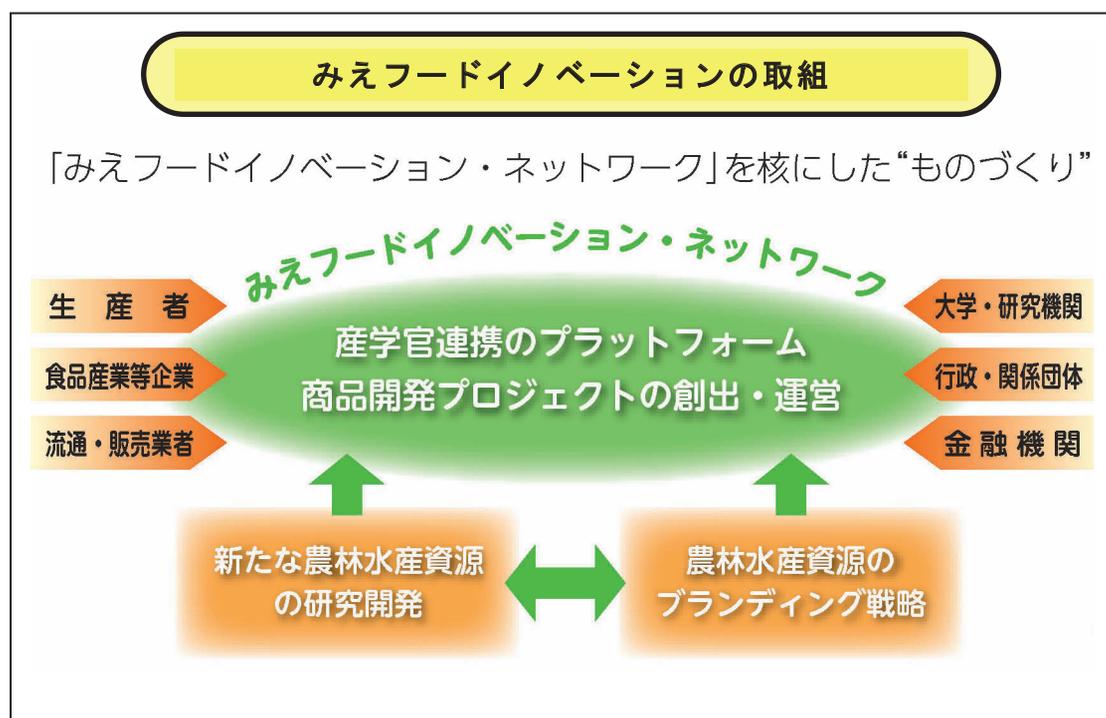
具体的には、商品化につながる新たなプロジェクトを数多く立ち上げるとともに、異業種によるネットワーク化を促進し、商品の魅力だけでなく、生産者の思いなども伝える情報発信力（営業活動）等を加えることで、6次産業化をさらに発展・進化させたいと考えています。

こうした取組を効果的に進めていくためには、地方が地域の課題を踏まえた商品開発プロジェクトの創出などの取組を積極的に展開することが不可欠であり、地方自治体の意欲と工夫を引き出し、生かしていく支援制度の構築が望まれます。

国におかれても「産業連携ネットワーク」の構築などにより農林水産業の成長産業化をめざしていますが、地方自治体の取組と連携させることによって各地で意欲ある事業者等の掘り起しと、多様な知恵の結集が促進され、国全体で相互連携による重層的な取組に発展させることが可能ではないかと考えます。

また、国においては、6次産業化法に基づき、生産者の起業などさまざまな支援メニューを強化していますが、国による直接採択方式の事業が多く、地方自治体が効果的に活用できる仕組みとなっておりません。さらには、個々の生産者が商品開発をめざす場合、素材の成分検査や試作など初期段階の負担を軽減する制度が十分でないことや、支援メニューが細分化され総合的に採択される仕組みとなっていないことなど、商品開発の取組がさらに促進される制度への改善が望まれます。

さらに、新たに措置される農林漁業成長産業化ファンドを積極的に活用していきたいと考えていますが、地域ファンドからの支援対象となる6次産業化事業体については、農林漁業者が主たる経営者として25%以上を出資することが求められるなど厳しい要件が課されています。農林漁業者には他業種の事業者と比べ資金力に乏しい経営体が多いことから、当該ファンドの活用が円滑に行われるよう、6次産業化事業体の資本構成要件の緩和が望まれます。



## 2 1 「みえライフイノベーション総合特区」の指定と規制緩和の実施等

(内閣官房、内閣府)

【提言・提案事項】 制度・予算

画期的な医薬品等の創出や県内経済の活性化につながる「みえライフイノベーション総合特区」の指定及び指定後の財政的支援、並びに医療機器製造販売業等の責任者の資格要件の緩和や法人税率の減免などの措置を実現すること。

### 【現状と目標】

三重県では、医療・健康・福祉産業を戦略的に振興することにより、地域経済を担う新たなリーディング産業の創出と集積を図るとともに、医療・健康・福祉に関連した質の高い製品・サービスを供給できる地域づくりをめざして、平成14年度から産学官民が連携して、「みえメディカルバレー構想」の実現に取り組んでいます。

これまでの10年間の取組により、三重大学をはじめとする県内の高等教育機関や中小企業、行政との産学官民連携の体制の構築、県内の123医療機関で構成する治験を受け入れる体制(みえ治験医療ネットワーク)の構築、企業立地・異業種からの参入(平成14年度から22年度の9年間で60事業者)、共同研究による製品化・特許出願(9年間で85件)、海外地域との交流などの成果が出ています。

今後はこれまでに構築された産業振興基盤をさらに充実・拡大するとともに、「みえライフイノベーションの推進<sup>※1</sup>」を「みえメディカルバレー構想」の重点的取組として、県民の健康と福祉の向上に繋がる画期的な医薬品や医療機器等が継続的に創出される仕組みを構築し、県内経済の活性化をめざしていきます。

### 【本県の取組と課題】

「みえライフイノベーションの推進」に重点的に取り組んでいくためには、県内の中小企業等を中心とした既存産業の技術力や製品開発力の向上、プロジェクトを効果的に推進する人材の確保・育成等が必要です。

県北部に集積しているものづくり企業は自動車産業の下支えとしての役割を担ってきましたが、リーマンショック以降の事業環境の変化により、新たな分野として医療・健康・福祉分野への進出を模索しています。

このため、新たな分野への進出をめざす企業の力を結集し、これまでの取組をさらに加速度的に推進するため、平成24年3月29日に「みえライフイノベーション総合特区」を申請したところです。

今後、「みえメディカルバレー構想」の取組をさらに強化していくには、本取組への財政的支援及び医療機器製造販売業等における各種責任者の資格要件の緩和や法人税率の減免などの措置が必要です。

※1 ライフイノベーションとは、医療・健康・福祉分野で新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいい、本県においては「みえライフイノベーションの推進」として、医療・健康・福祉分野の産学官民連携の基盤を活用し、革新的な医薬品、医療機器、医療・介護技術等の研究開発の促進や関連産業の活性化をめざすこととしています。

## 2.2 国内企業の国際競争力の強化

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 国内企業の国際競争力を強化するため、企業立地促進法に基づき策定した基本計画による中小規模の投資を促進する地方自治体の補助金に対する交付税措置や、補助金を非課税とする税制優遇措置などの制度の創設
- 2 企業の国内への立地を促進するため、工場敷地内に太陽光発電施設を設置する場合、当該施設面積を敷地面積から除外できるなど、工場立地法の規制の緩和

### 【現状と目標】

企業の国際競争力を高めるためには、新興国の技術力の向上に対抗し、新たな研究開発や製造技術を磨き上げるなど、製品の高付加価値化を図る必要があります。そのための新たな投資を支援していくことが重要であると考えています。

一方、中小企業が国内へ留まり操業を継続するためには、規制緩和を進めていく必要があります。その一例として、工場立地法の規制を緩和し、生産施設の増設に加え太陽光発電施設の設置が併せて出来る投資環境を整えることは、生産施設やクリーンエネルギー投資に係るコスト低減に結びつくものであり、競争力強化の一助となるものと考えています。

こうした投資環境の整備は、大手企業のニーズに応えられ、世界で競い合える高い技術力を有する中小企業の育成とともに、その技術力を活かした国際競争力の高い大手企業とのパートナーシップを促すものであり、強じんて多様な産業構造の構築に資するものと考えています。

### 【本県の取組と課題】

県内中小企業への支援については、県独自の緊急経済対策として平成21年度から3年間にわたり、中小規模の投資に対して支援を行ってきました。

現在、地域から日本経済を支え、リードしていくための「みえ産業振興戦略」を検討していますが、その検討会議でも、企業規模にかかわらず、技術力のある有望な企業を支援することが国内産業そのものを活性化するという意見が出されています。

本県としても、日本のものづくりを支える企業への支援を強化していきたいと考えていますが、特に、中小企業の製品の高付加価値化を図るためには、中小規模の設備投資に対しても効果的な支援を行っていく必要があります。

また、本県では、策定中の「クリーンエネルギーバレー構想」により、環境・エネルギー分野における、企業の既存技術やネットワークを活用したプロジェクトによる関連産業の集積と育成を図りたいと考えています。

さらに、工場立地法における緑地面積地率についても、地域準則を定め軽減を図っている中、国内企業の国際競争力を更に強化するため、太陽光発電施設の敷地内への設置促進などが可能な規制緩和が望まれています。

## 2 3 放射性物質検査費用の早期賠償等に向けた東京電力への指導

(農林水産省、文部科学省、経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

放射性物質の影響に関し、畜産農家等に生じた被害に対して迅速かつ適切に損害賠償を行うとともに、県産牛の全頭検査に対する損害賠償の考え方を早急に示し、適切に賠償するよう、東京電力への指導を徹底されたい。

### 【現状と目標】

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する、汚染稲わらを導入することとなった農家や汚染された牛肉を取り扱うこととなった流通販売事業者の直接的な損害や、牛肉関係事業者全体における風評損害、さらには、牛肉の安全性の確保と県産牛のブランドイメージの回復に向け地方自治体等が行っている全頭検査の費用等に対して、東京電力には、迅速な賠償を行う責任があります。

昨年8月には、国の「原子力損害賠償紛争審査会」から「原子力損害の範囲の判定に関する中間指針」や、東京電力から「補償基準」等が公表され、9月末頃からは、農業者をはじめ事業者等の損害賠償請求の受付が開始されていますが、その賠償の支払いは一部に留まっています。

また、「中間指針」では、地方自治体が被害者支援等のために、加害者が負担すべき費用を代わって負担した場合も、賠償の対象とすることが示されていますが、「補償基準」では地方自治体からの損害賠償請求の方法については別途示すこととされ、現時点においても未だ示されていません。

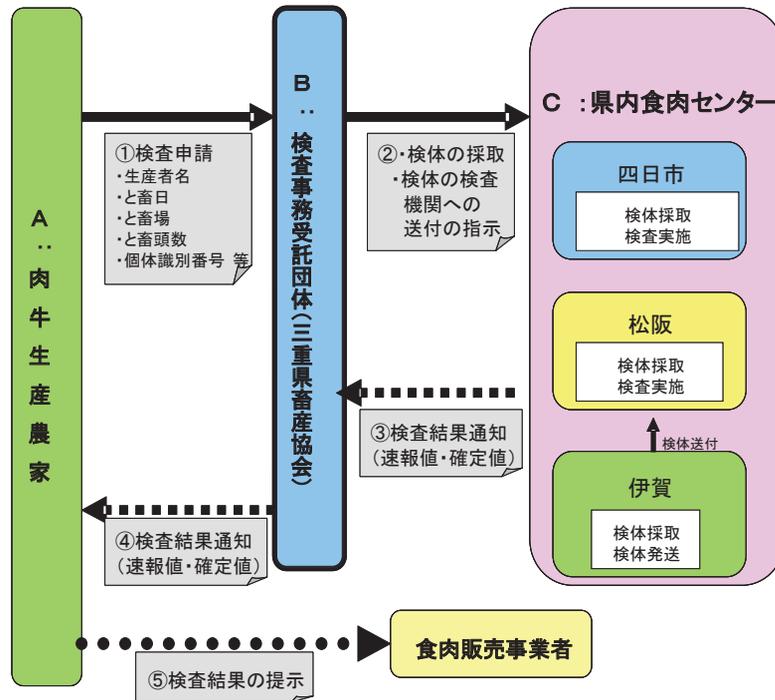
### 【本県の取組と課題】

本県では、放射性セシウムを含む牛肉や稲わらが県内に流通するとともに、汚染稲わらを導入することとなった農家の出荷遅延による直接的な損害が発生しています。

このため、県産牛肉に対する消費者の信頼の回復や、畜産農家や食肉流通・販売事業者等の経営安定化に向けて、平成23年8月29日から県産牛の全頭検査を実施していますが、食品中の放射性物質についての新基準値が設定される中、多大な負担が長期化することも懸念されます。

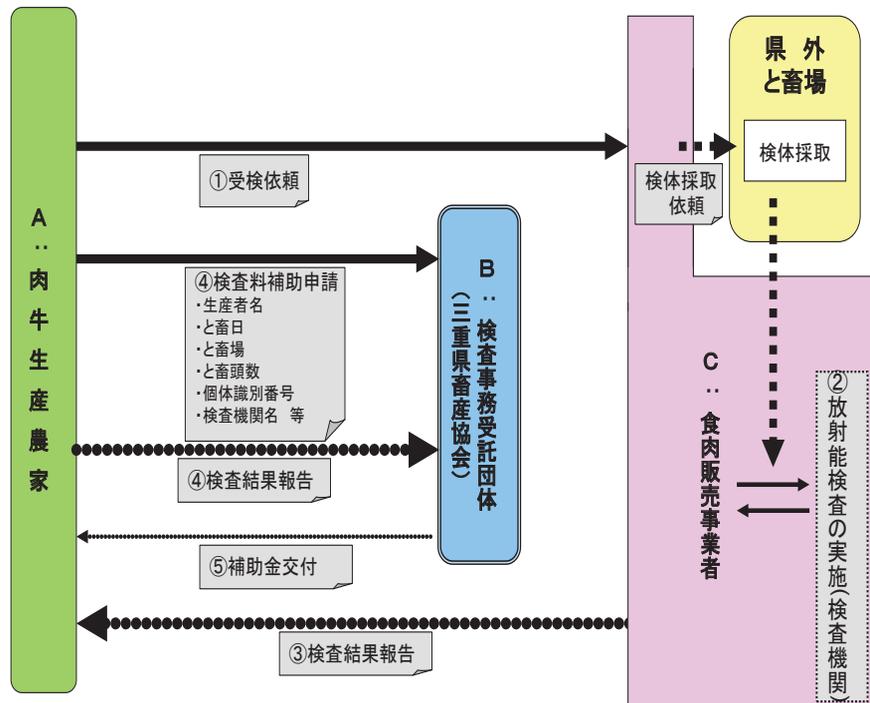
# 安全・安心な三重県産牛肉を届けるための全頭検査体制(イメージ)

県内と畜分の検査の流れ(約10,000頭/年)



【検査費用:一頭当たり約5,000円】

県外と畜分の検査の流れ(約2,500頭/年)



【検査費用:一頭当たり約20,000円】

## 2.4 リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業

(国土交通省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 リニア中央新幹線の東京・大阪間全線同時開業を実現するための具体策を、早急に検討すること。
- 2 中間駅の設置効果を最大限に引き出すため、在来鉄道、高速道路とのアクセス整備や駅周辺のまちづくりなどの既存の財政的支援の充実や新たな支援制度の創設

### 【現状と目標】

JR東海は、国土交通大臣からの建設指示を受けて、リニア中央新幹線の東京・大阪間のうち、名古屋までの区間については、昨年公表した「計画段階環境配慮書」において、概略ルートや駅の概略位置を示し、環境アセスの手続きに着手しました。

また、中間駅の設置費用負担の課題について、JR東海が、「JR東海の全額自己負担により中間駅を設置する」との考え方を示したことで、リニア中央新幹線は、着工に向けて大きく動き出しました。

JR東海の計画では、平成39年に東京・名古屋間を開業し、その後、経営体力を回復した上で平成57年に大阪まで整備するとしていますが、リニア中央新幹線の整備効果が遺憾なく発揮されるためには、東京・大阪間全線の同時開業が必要です。

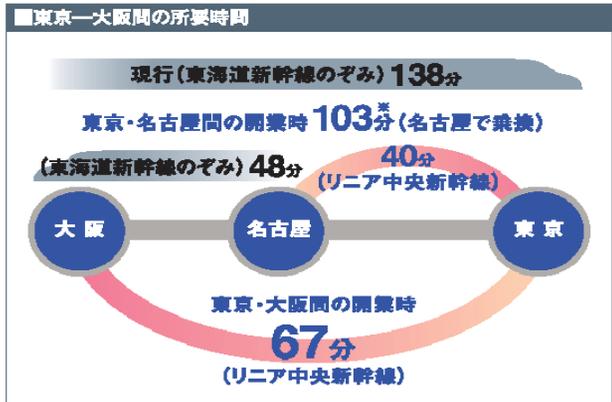
### 【本県の取組と課題】

本県では、県と県内関係市町等で構成する「リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会」において、東京・大阪間の全線同時開業に向け、要望や啓発活動等の取組を行っています。

また、沿線の都府県で構成する「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」においても、その一員として、連携・協力して全線同時開業に向けた取組を進めているところです。

しかしながら、リニア中央新幹線の東京・大阪間の全線同時開業は、JR東海の経営努力だけでは実現が困難であることから、国による積極的な関与が不可欠です。

また、リニア中央新幹線の中間駅設置に伴う在来鉄道や高速道路とのアクセス整備や駅周辺のまちづくり等に対する国の支援も必要です。



## 2 5 ハローワークの早期地方移管の実施

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 地域の特性を生かした産業振興施策等との連携とワンストップサービスを確立するため、早期にハローワークを地方に移管すること。
- 2 東西2か所におけるハローワーク特区（仮称）の試行結果を地方と共に早期に検証すること。
- 3 ハローワークの移管に伴う財源の確保と、事業の実施に必要な財政措置を講ずること。

### 【現状と目標】

国は「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、国と地方の一体的な実施の取り組みを進めることとしています。

このうち、ハローワークの移管については特区制度を活用し、東西1箇所ずつ(埼玉県、佐賀県)で国が行う業務と地方が行う業務等の一体的な実施を3年程度行った後、その成果と課題を十分検証することとし、移管可能性の検証結果が出るまでは、都道府県からの提案に対する国の回答は保留されることとなっています。

### 【本県の取組と課題】

本県では平成16年5月からハローワーク津と共同で「おしごと広場みえ」(ジョブカフェ)を設置し、ハローワークが行う職業紹介と県等が行う就労支援を連携しながら実施していますが、その範囲は限定的で、ハローワークの任意の協力が得られるものに限られています。

このため、平成23年5月にアクション・プランの実現に向けた提案を行っており、その提案では、平成24～25年度で1つのハローワークを試行的に業務移管し、平成26年度以降に全面移管することを想定していますが、特区の検証結果が出るまでは提案に対する国の回答は保留されることとなっています。

県の産業振興部門と雇用部門で共有する企業情報をもとにした職業紹介や、教育(人材育成)施策と連携した職業訓練など、知事の指揮命令権に基づく雇用施策を実施するには、試行結果の早期の検証によるハローワークの早期移管とともに、業務の実施に必要な財源の移譲が行われる必要があります。

## 26 地方の自由度を高める地方分権改革の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 国と地方の役割分担を適切に見直した上で、国・地方間の事務・権限の移譲、国の過剰な関与や事務付け・枠付け廃止、縮小を進めること。
- 2 国の業務のうち、県・政令市毎の受入が可能であると考えられるものについては、積極的に事務・権限の移譲をすすめること。(例 ハローワーク)
- 3 地域自主戦略交付金については、対象事業や要件緩和の一層の拡大と必要総額の確保を図るとともに、内閣府への事務の一元化や内閣府と各省の提出書類の簡素化・共通化などの運用面の改善を図り、地方の自由裁量が拡大する制度とすること。

### 【現状と目標】

地方自治法に対する義務付け・枠付けについては、平成23年4月に第1次一括法、同年8月に第2次一括法が成立し、本年3月には第3次一括法案が国会に提出されています。

しかし、地方分権改革推進委員会第2次勧告で、見直すべきとされた約4,000条項のうち、約1,600条項がいまだ手付かずの状況であり、また「施設・公物設置管理の基準」の条例委任において「従うべき基準」とされている事項が多く残っています。

また、国の出先機関のほとんどの事務・権限については、広域での一定の連携・調整を図ることにより県・政令市毎の受入が可能です。

地域自主戦略交付金については、「地域主権戦略大綱」に基づき、平成23年度から制度が段階的に導入されています。初年度は都道府県の投資に係る補助金・交付金の一括交付金化、平成24年度は政令市へ導入されるとともに、都道府県分については、対象事業・要件(投資に係るもの)が拡大されましたが、さらなる対象事業や要件緩和の拡大等が必要です。

今後、地方分権改革について、地方の自由度を高めていくことが必要です。

### 【本県の取組と課題】

本県では、国の事業のうち、県が行うことで県民によりよいサービスを提供できるものについては、既存の役割分担にこだわらず、事務・権限の移譲を積極的に求め、その成果を県民が実感できるよう取り組んできました。さらに、各地方が自らの判断と責任において行政を運営することを促し、個性豊かで活力と責任に満ちた地域社会の実現を図るため、取組の更なる進展が求められています。

○ 地域自主戦略交付金の本県への交付状況 (単位：億円)

	H23	H24
要望額 (A)	86.8	111.0
交付額 (B)	74.9	85.9
B/A (%)	86.3%	77.4%

## 2.7 地方の創意工夫で自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の充実

(総務省、財務省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地方自治体は、住民生活に密着した行政サービスを行っていることを十分考慮するとともに、東日本大震災を踏まえた新たな防災対策など、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方における安定的な行財政運営に支障を生じさせないように、地方交付税総額を確保すること。
- 2 国家公務員給与に係る臨時特例法の附則第12条の立法経緯を踏まえ、今回の特例措置による給与削減を地方に実質的に強制するような地方交付税の減額等を行わないこと。

### 【現状と目標】

現在、地方の財源格差が問題化していますが、その原因として、先の三位一体の改革で、地方固有の財源である地方交付税総額が平成18年度までに5.1兆円も削減され、地方自治体が企業誘致等により税収を増加させても、努力が報われてこなかった経緯があります。また、地方税収も企業収益の悪化により大幅な減収となっています。

こうした中、平成24年度の地財計画では、交付税や地方一般財源総額が前年度とほぼ同額となり、中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）（平成23年8月12日閣議決定）に定めるように、平成23年度の水準を下回らない一般財源総額が確保されることとなりました。地方が、自主的・自立的な行財政運営を行い、必要な行政サービスを安定的に提供するためには、地方交付税の持つ財源調整機能、財源保障機能を確保し、必要な地方交付税総額が確保されることが今後も重要です。

毎年度引き続く地方財源不足に対して、一定のルールのもとで国と地方が財源不足額を折半する臨時財政対策債制度は、あくまでも暫定的な措置であり、本来は地方交付税法第6条の3第2項の規程により、「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は法定率の変更を行うこと」で対応すべきと考えます。

また、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が平成24年2月29日に成立し、厳しい財政状況と東日本大震災に対処するため、国家公務員給与が2年間、平均7.8%削減されることとなり、地方公務員給与については、その附則第12条により、「地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるもの」とされました。

### 【本県の取組と課題】

本県は厳しい財政状況の中、過去から定員削減と独自の給与カットを実施してきたところではあります。

○ 一般財源の状況（平成24年度当初予算）

	H23	H24	増減
県税等（県税＋地方消費税清算金）	2,401億円	2,415億円	+0.6%
地方交付税	1,368億円	1,388億円	+1.5%
臨時財政対策債	633億円	620億円	△2.1%
その他（地方譲与税＋地方特例交付金＋ 交通安全対策特別交付金）	290億円	288億円	△0.7%
地方一般財源 計	4,692億円	4,711億円	+0.4%

※ 平成23年度は6月補正後予算

○ 本県のこれまでの定員削減の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	5年間 増減累計		参考 10年間累計	
						数	%	数	%
一般行政	4,685	4,582	4,482	4,408	4,491	▲194	▲4.1	▲493	▲9.9
教育	15,325	15,076	14,900	14,689	14,621	▲704	▲4.6	▲1,324	▲8.3
警察	3,338	3,393	3,403	3,399	3,406	68	2.0	338	11.0
公営企業	1,382	1,390	1,389	1,401	1,313	▲69	▲5.0	▲133	▲9.2
<b>総合計</b>	<b>24,730</b>	<b>24,441</b>	<b>24,174</b>	<b>23,897</b>	<b>23,831</b>	<b>▲899</b>	<b>▲3.6</b>	<b>▲1,612</b>	<b>▲6.3</b>

※ 業務移管に伴う、教育委員会等から知事部局への定数移管等は反映していない。  
国においては、H13年からH22年で3%の削減（一般行政 非現業）にとどまっている。

○ 給与抑制の状況

	削減内容
知事	給料月額30%、期末手当50%
副知事	給料月額15%
教育長、企業庁長、病院事業庁長、 代表監査委員	給料月額10%
部長級	給料月額10%
次長級、課長級、校長、教頭、事務長	給料月額8%
一般職	給料月額3%

## 28 地方消費税の清算基準について

(総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

引上げ分の地方消費税の清算基準について、社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯に鑑み、地方の社会保障経費との相関の深い高齢者人口や若年者人口等を用いたものとする。

### 【現状と目標】

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県において清算を行っています。そして、その清算基準は、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額といった統計数値と、これら統計数値によっては正確に都道府県別の最終消費を把握することができないことを考慮し、代替指標として「人口」「従業者数」を一部に使用することとなっています。

しかし、地方消費税の引上げ分は、社会保障に要する経費に充てることとされており、当該経費は高齢者人口や若年者人口等に比例して増加すると考えられることから、その使途に見合った清算基準とする必要があると考えます。

### 【本県の取組と課題】

本県では、現行分の清算基準の考え方から、県内での消費をPRするとともに、本県ホームページや広報紙を通じて、県内での消費を促すような消費者向けの啓発に取り組み、税収の増加を図っていく考えです。

今般の「社会保障・税一体改革」において、引上げ分については社会保障財源とされましたので、より社会保障に係る需要に応じた財源配分とする必要があります。

## 29 暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、以下のことを行うこと。
  - (1) 国における早期の制度化
  - (2) 制度化されるまでの間の十分な財政措置
- 2 窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止
- 3 特定疾患治療研究事業の法制度化と、都道府県の超過負担を解消するための十分な予算の確保

### 【現状と目標】

本県内の市町では、子どもや障がい者、ひとり親家庭等にかかる医療費の無料化が実施されています。

なお、医療機関での窓口での無料化（いわゆる現物給付方式）は住民から要望があるものの、実施にあたっては、国民健康保険国庫負担金の減額措置があることもあり、県内では行われておりません。

また、特定疾患治療研究事業は、国が全国的な制度として設立したものであり、治療が極めて困難な上、長期の療養を要し、かつ、その医療費が高額となる特定疾患患者の経済的負担の軽減と安心を確保するために、その医療費の自己負担分を国と県で助成しているところです。

本県としては、引き続き医療を必要とする人々の経済的負担を軽減し、安心を確保することを目標として医療費助成を行うこととしています。

### 【本県の取組と課題】

本県では、子どもや障がい者、ひとり親家庭等にかかる医療費助成を行う市町に対して県費助成をしており、子どもに対する助成については平成24年9月から小学校6年生まで助成を拡大することとしています。財政負担が大きい状況です。誰もが安心して適切な医療が受けられるためには、国における制度改革が必要です。

そのほか、特定疾患治療研究事業については、国庫補助要綱に規定する補助率は2分の1ですが、国の実質的な負担率は4分の1程度にとどまり、県が超過負担分（平成22年度実績約4.2億円）を負うこととなり、本県財政を圧迫しています。

国においては、平成24年度に関連予算を増額するとともに、平成24年度における暫定的対応として、年少扶養控除の廃止等による増収分の一部を超過負担解消の財源とし、一定の改善が図られているところです。

今後、国が示した「早期の解消をめざす」という方針に沿った事業費の確保と、法制度化による制度の安定化が求められます。

### 【資料1】国が本来負担すべき特定疾患治療研究事業の補助金額の最近の削減状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
県の超過負担額	2.7億円	3.2億円	3.3億円	4.3億円	4.2億円
削減率	42.3%	44.8%	42.9%	52.1%	49.2%

### 30 障がい者施策を充実するための財政措置等

(内閣府、厚生労働省)

#### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 「障害者総合支援法」の施行にあたっては、当事者の意向を十分反映するとともに、地方自治体との十分な協議の場を確保し、地方に必要な財源措置を講じること。
- 2 障がい福祉サービスの費用については、利用者負担を一層軽減するとともに、良質な人材の確保や事業所の経営安定化を図るため、施設等の人件費や運営費などの固定的経費にかかる部分は「月額払い制」として取り扱うなど、適正な報酬基準を設定すること。
- 3 障がい者雇用の質を確保するための法改正や「社会的事業所<sup>※1</sup>」等の就労系事業に関する試行事業を早期に実施すること。
- 4 障がい者に対する医療費助成の国庫補助制度を創設すること。
- 5 短期間に制度改正が連続するため、当事者、事業者、地方自治体に混乱が生じないように、円滑な制度実施に向け地方との十分な協議及び地方への十分な説明等を行うこと。

#### 【現状と目標】

本県の民間企業における障がい者実雇用率は1.51%(全国順位:46位、平成23年度)、福祉的事業所における月額工賃も12,477円(全国平均:13,079円、平成22年度)となっており、依然として障がい者の就労環境は厳しい状況にあります。

県では、障がい者の福祉的就労の場の確保のために、共同受注窓口<sup>※2</sup>の運営などを行っているところです。

そのほか、障がい者が地域で自立した生活を送るためのグループホームやケアホーム等の居住の場や日中活動の場などの基盤整備や市町が実施する障がい者に対する医療費助成制度を支援しています。

また、相談支援体制の整備と良質な障害福祉サービスの提供を図るため、福祉人材の養成と資質向上に向けた取組を進めていくこととしています。

#### 【本県の取組と課題】

本県においては、平成24年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、グループホームの整備や日中活動の場の確保などの既存事業の推進や相談支援体制の充実のほか、新たに実雇用率を高めるための取組(特例子会社や社会的事業所の設置支援)などを行うこととしていますが、厳しい財政状況の中、事業実施に向けた財源確保が困難な状況です。

また、平成24年度に、障害福祉サービス費用(報酬)の引き上げ(+2%)が行われたところですが、まだまだ、人材確保や事業所の経営安定化のために必要な経費が保障されている状況ではありません。

あわせて、障害者総合支援法の施行にあたっては、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の内容が十分に反映されているとはいいがたく、多くの

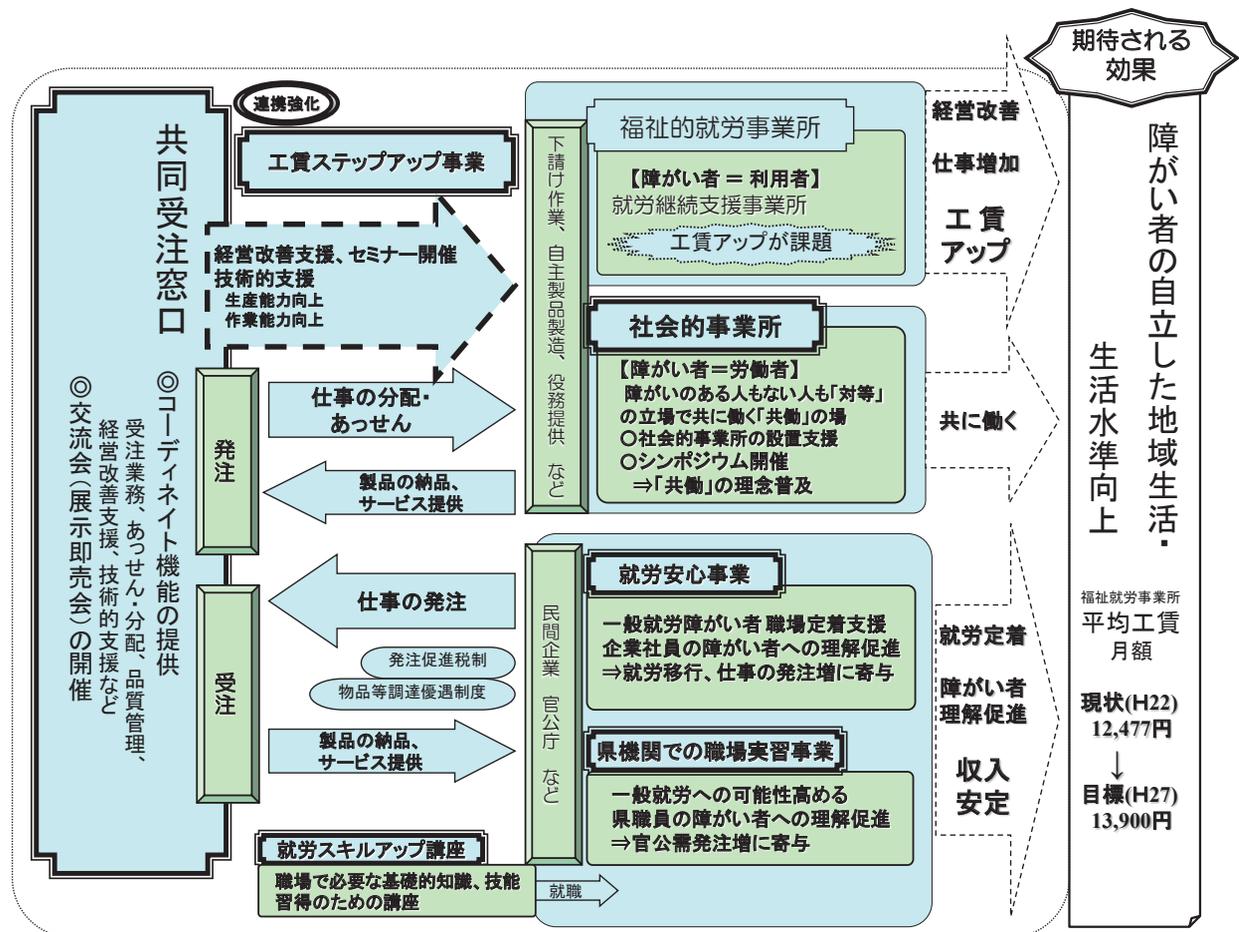
部分が今後3年間の検討に委ねられており、財源の確保も不透明な状況です。地域の実情に応じた取組が進められるような十分な財源の確保が必要とされています。

そのほか、十分な周知期間も無い中で、平成24年4月に障害者制度改革に基づく児童福祉法等が改正されたことにより、地方ではその対応に追われ、介護現場等が混乱を来している状況にあります。

今後の「障害者総合支援法」の施行にあたって業務を円滑に運営していくためには、地方との十分な協議のほか、現場の理解が得られるよう十分な説明や制度定着に向けた準備が必要と考えます。

- ※1 障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や授産施設等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。
- ※2 授産施設等の福祉就労事業所で働く障がい者の工賃引き上げを図るため、共同して受注、品質管理等を行う仕組み。

### 障がい者就労支援事業 概要イメージ



(三重県健康福祉部障がい福祉課 作成)

## 3 1 子ども・子育て支援施策を充実するための財政措置等

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 子ども・子育て新システム関連3法案の本格施行に際して、的確な情報提供を行うとともに、地方の自主性が発揮できるよう、十分に地方との協議を行うこと。
- 2 新システムへの移行にあたっては、安心子ども基金や妊婦健康診査支援基金等を活用した事業を継続できる財政支援を講じるとともに、制度施行により地方における新たな財政負担が生じることのないよう適切な措置を講じること。
- 3 ひとり親家庭や子ども等への医療費助成に関する国庫補助制度を創設すること。

### 【現状と目標】

平成22年の三重県の合計特殊出生率は、1.51であり、平成21年度の1.40より増加したものの依然として低い状況にあり、年少人口割合(15歳未満人口)も13.7%となっているなど少子化傾向が続いています。

一方、共働き世帯等の増加などライフスタイルの変化とともに、家庭の養育力の低下や地域の人と人とのつながりも希薄化し、子育てに関するニーズも多様化してきています。

このような中、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、その健やかな育ちを実現するためには、子ども・子育て支援の全体的な底上げを図ることが必要です。また、地域の自主性が発揮できる制度を構築し、地域における多様な子育てニーズに応えることが必要です。

本県においては、「三重県子ども条例」を平成23年4月1日から施行し、子どもが豊かに育つことのできる地域社会の実現をめざすとともに、「家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト」など、様々な取組を進めています。

### 【本県の取組と課題】

本県においては、保育所の整備を支援するほか、地域の実情に応じた特別保育等の実施や放課後児童対策を支援するため、それらに関する実態調査などを行っています。また、町単独での実施が困難な病児・病後児保育については、広域的な取組を支援しています。

一方、児童虐待の防止、社会的養護の推進や市町が行う妊婦健康診査の支援などに取り組むとともに、地域社会や企業等と連携して、子どもの育ちを社会全体で支える気運の醸成を図り、「家庭の日」のPRなど家族の絆を大切にする取組等を行っています。

特に、平成24年9月からは子ども医療費助成の対象年齢を小学校6年生までに引き上げるとともに、特定不妊治療に対する助成対象経費の拡大等の経済支援などにも取り組んでいくこととしています。

子ども・子育て新システム関連3法案において、県は専門性の高い施策や広域的対応が必要な施策を講じなければならない旨、法案に明記されていますが、財源措置、給付や事業の基準等など明確になっていない部分も残されています。

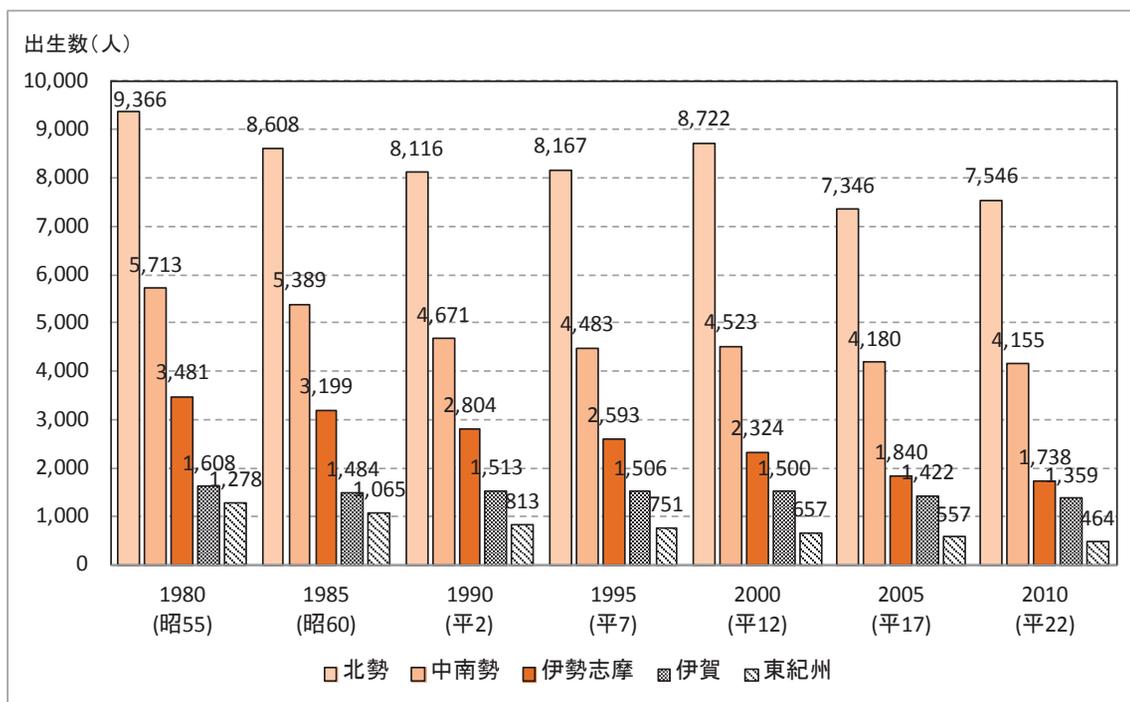
このため、法の施行にあたっての制度設計においては、地方の実情や現場の状況

などを反映し、地方の自主性が発揮できるような制度構築をする必要があります。

また、現在の「安心子ども基金」や「妊婦健康診査支援基金」を活用した事業は、平成24年度で終了することとされていますが、子ども・子育て新システムへの移行を円滑に行うには、地域の多様なニーズに対するサービスの提供基盤が必要であり、こうした基金事業の継続などの財源措置が必要です。

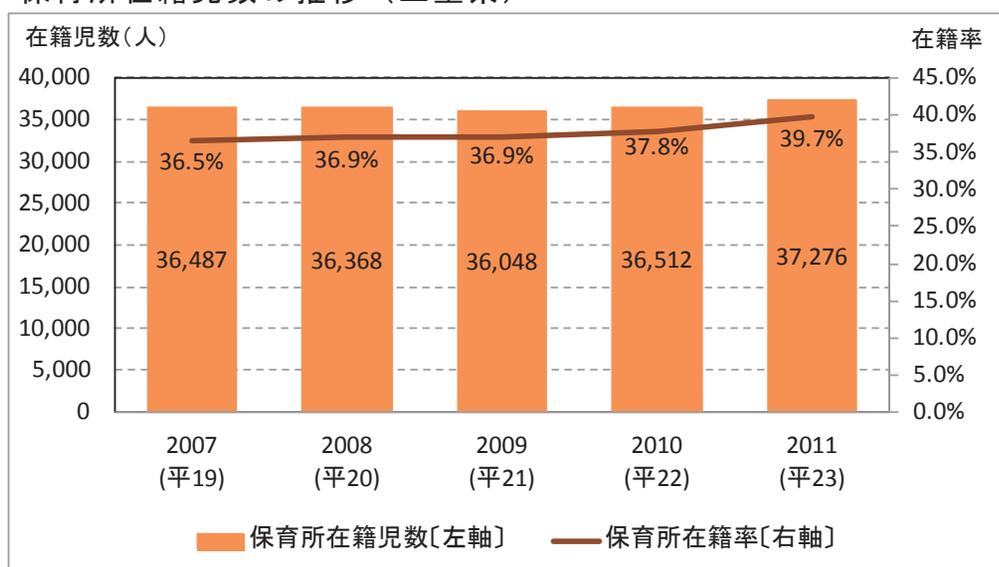
さらに、各都道府県単独で実施されているひとり親家庭等や子どもに対する医療費助成については、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組む必要があります。

【資料1】地域別の出生数の推移（三重県、5地域）



(出典：みえの子ども白書(2012))

【資料2】保育所在籍児数の推移（三重県）



注：在籍児数は、4月初日現在。在籍率は、6歳未満人口における保育所在籍児の割合。ただし、6歳未満人口は、前年度の10月1日現在の人口を使用している。

(出典：みえの子ども白書(2012))

## 3 2 病院事業を行う地方独立行政法人に係る非課税措置等の拡充

(厚生労働省、総務省)

【提言・提案事項】 制度・予算

地方独立行政法人が民間病院を統合した場合も公的医療機関を運営する日本赤十字社などと同様に地方税を非課税とする措置を図ること。

### 【現状と目標】

地方税法第25条では、地方公共団体から病院事業を引き継いだ地方独立行政法人のうち、一定の条件を満たすものについては地方税を非課税とする措置が設けられていますが、病院事業を行う地方独立行政法人が民間病院を統合した場合は、非課税措置の対象としないとされています。一方、公的医療機関を運営する日本赤十字社などについては、用途による地方税の非課税措置が図られており、同様の公共性・公益性を持つ医療機関の間で、地方税の取扱いに差が生じています。

そのような中、総務省が平成19年12月に出した「公立病院改革ガイドライン」では、公立病院の再編やネットワーク化を改革の方向性の一つとして示しており、地域の医療資源を有効に活用するため、公立病院と民間病院が統合する事例も出てきています。

本県においても、平成23年11月に策定した「地域医療再生計画」に基づき、地域の実情に応じた病院の再編・統合や複数の病院の機能分担を進めているところです。

### 【本県の取組と課題】

本県では、「地域医療再生計画」に基づき、桑名地域の医療体制を整備するため地域医療再生基金を活用して地方独立行政法人の桑名市民病院と民間の山本総合病院の統合を支援し、平成24年4月の地方独立行政法人桑名市総合医療センターの発足に至ったところです。

地方税法第25条では非課税地方独立行政法人を、「その成立の日の前日において現に地方公共団体が行っている業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うもの」と定めており、桑名市総合医療センターは民間病院との統合であることから、不動産取得税等の県税を課税する必要がありました。

本県としては、桑名市総合医療センターが地域社会に安全・安心な医療を提供する極めて高度な公共性・公益性を持つ地方独立行政法人であり、また、公的医療機関を運営する日本赤十字社などに対して地方税の非課税措置が図られていることに鑑み、三重県県税条例を改正し、当該地方独立行政法人に課税される不動産取得税等については、課税免除として取り扱うこととしたところです。

本来、病院事業を行う地方独立行政法人は、県独自の課税免除措置ではなく、日本赤十字社などと同様の地方税の非課税措置が図られるべきと考えます。

### 3 3 行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の更新に係る財政支援等

（厚生労働省）

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、備蓄している行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の更新及び廃棄処理に係る財政措置を創設すること。
- 2 また、現在の備蓄方式では、今後も同様の問題が生じるため、行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の他所利用や流通備蓄など効果的な活用方法等について検討すること。

#### 【現状と目標】

国の新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、新型インフルエンザの流行に備えて、平成17年度から抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」が全国で備蓄されているところであり、現在、本県では約347,000人分を備蓄しています。

備蓄の財源は、平成17年度から平成19年度は県費で対応、平成21年度は国の地域活性化交付金を活用しています。

現在の備蓄状況（三重県）

購入年度	備蓄数	使用期限
平成17年度	※5,000人分	平成22年5月 ※廃棄・更新済み
平成18年度	71,000人分	平成25年9月
平成19年度	76,000人分	平成26年5月
平成21年度	195,000人分	平成28年5月
	※5,000人分	平成29年1月
計	347,000人分	

○H17年度に購入したタミフルは、市場流通用であり、使用期限は5年です。

#### 【本県の取組と課題】

平成18年度に購入した行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）7万1千人分が平成25年度に使用期限切れとなり、更新及び廃棄処理を行う必要がありますが、その費用負担については、国・都道府県のどちらが負担するのかが明確になっておらず、国の責任を明確にすべきと考えます。

また、現在のところ、行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬は新型インフルエンザ対策行動計画に基づく目的以外の使用・譲渡はできず、今後も大量廃棄等が生じることが懸念されるため、現存する薬の他所利用や流通備蓄などの効果的な活用方法の検討が必要と考えます。

## 3 4 予防接種の推進

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 現在、任意接種で実施されている子宮頸がん予防ワクチン、小児肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンについて、平成24年度中に予防接種法を改正し、定期接種として位置付けること。また、上記ワクチンの定期接種化にあたっては実施主体である市町における財源の確保等の課題が予想されるため、現在実施している「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」と同等の財源措置を講じること。
- 2 定期接種化による財源措置が行われるまでは、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」を継続すること。

### 【現状と目標】

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、がん予防の有効な手段と言われており、また、小児肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンは肺炎や髄膜炎など重篤な全身感染症の予防に効果があり、ワクチンの接種率を上げることでこれらの感染症の流行も抑えることが期待できる効果的な対策とされています。

本県におけるワクチンの接種率は、子宮頸がん予防ワクチンが77.2%、小児用肺炎球菌ワクチンが57.2%、ヒブワクチンが50.3%(平成23年4月～平成24年2月実績)となっており、更なる接種率の向上をめざしていきます。

### 【本県の取組と課題】

本県では、国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」を受け、平成23年2月1日以降、県内全市町で全額公費(負担割合:国1/2、市町1/2)による接種が行われています。

また、各市町及び委託医療機関・県医師会の協力により、県内どこでも接種を受けることができる市町間相互の乗り入れの仕組みを整備して、接種率向上に努めています。

「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」については、平成24年度で終了し、定期接種化に向けた法改正による対応が予定されていますが、平成24年度中に法改正が行われず、同事業も継続されなかった場合、市町によっては財源不足のために接種事業を中止せざるを得なくなることも懸念されます。

三重県における子宮頸がん等ワクチン接種事業実施状況【平成23年度】

平成24年2月末現在

① 四半期毎の実施状況

個別ワクチン	4～6月		7～9月		10～12月		1～2月*		計	
	延べ接種回数	被接種者数	延べ接種回数	被接種者数	延べ接種回数	被接種者数	延べ接種回数	被接種者数	延べ接種回数	被接種者数
子宮頸がん予防ワクチン	5,900	1,943	35,995	16,756	14,586	3,445	10,043	920	66,524	23,064
小児肺炎球菌ワクチン	23,785	11,689	23,397	10,685	20,233	7,989	12,634	4,257	80,049	34,620
ヒブワクチン	20,117	10,306	18,797	9,375	17,107	7,790	10,882	4,223	66,903	31,694

② 各ワクチン別年齢別実施状況

種 別	子宮頸がん予防 ワクチン		小児肺炎球菌 ワクチン		ヒブワクチン	
	延べ接種回数	被接種者数	延べ接種回数	被接種者数	延べ接種回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢未満	—	—	33,138	14,100	35,358	14,468
7か月齢～12か月齢未満	—	—	13,318	2,375	11,739	1,727
1歳	—	—	18,553	4,520	8,448	4,625
2歳	—	—	5,558	4,143	3,672	3,188
3歳	—	—	4,624	4,624	3,508	3,508
4歳	—	—	4,858	4,858	4,178	4,178
小学校6年生(12歳相当)	0	0	—	—	—	—
中学校1年生(13歳相当)	14,333	6,614	—	—	—	—
中学校2年生(14歳相当)	12,887	4,733	—	—	—	—
中学校3年生(15歳相当)	13,325	4,862	—	—	—	—
高校1年生(16歳相当)	14,436	4,857	—	—	—	—
高校2年生(17歳相当)	11,543	1,998	—	—	—	—
合計	66,524	23,064	80,049	34,620	66,903	31,694

### 3 5 介護保険制度における国の費用負担割合の引き上げ等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 介護保険制度における国の費用負担割合について、調整交付金5%(標準)を維持した上で、居宅給付費25%(現行20%)、施設等給付費20%(現行15%)まで定率を引き上げるなど、地方において持続的に事業が行えるよう、介護保険制度を見直すこと。
- 2 介護基盤整備を促進するため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業を継続するとともに、地域の実情に応じ、介護保険施設等の耐震化や広域型施設の整備等にも活用できるよう、運用基準の見直しを行い、それに伴って今後必要となる財政負担については、国の責任により必要額の積み増しを行うこと。  
また、介護職員処遇改善等臨時特例基金により行っている施設開設準備経費助成等特別対策事業を介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業に組み入れるとともに、当該事業により今後必要となる財政負担については、国の責任により必要額の積み増しを行うこと。

#### 【現状と目標】

平成23年度の特別養護老人ホーム入所状況等調査によると、本県の平成23年9月1日現在の入所申込者数の実数は10,682人となっており、そのうち重度で自宅において介護を受けている方は、2,123人と引き続き多数にのぼっています。

特別養護老人ホームの整備数は、市町の介護保険事業計画の利用見込み者数を圏域単位で積み上げ、県の介護保険事業支援計画において、設定することとなっています。

本県では第5期介護保険事業支援計画(平成24年度～26年度)に基づき、特別養護老人ホーム等介護基盤の整備に努めるとともに、重度で自宅において介護を受けている方が早期に入所できるよう、市町と連携し、入所待機者解消に向けて取り組んでいきます。

#### 【本県の取組と課題】

本県の第5期介護保険事業支援計画(平成24年度～26年度)においても多数の入所待機者の解消を図るため施設整備を進めていくこととしていますが、特別養護老人ホーム等の入所待機者数を減らすために施設整備を推進すると、整備に係る費用だけでなく、運営にかかる費用が継続して必要となり、利用者の介護保険料の増加につながります。また、地方自治体の負担(県17.5%、市町12.5%)も増加するため、地方財政を圧迫することとなります。

介護保険制度における国の費用負担割合は、居宅給付費20%、施設等給付費15%に、各保険者間の保険料基準額を是正するための調整交付金5%(標準)を加えたものとなっていますが、本県における平成23年度の普通調整交付金の県平均交付割合は5.2%と標準の5%を超えている状況です。

今後高齢化の進展に伴い、介護給付費のさらなる増加が見込まれることから、国において恒久的な財源の確保を図り、持続可能な制度が構築される必要があります。

一方で、本県では、国からの介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を財源として基金を設置し、小規模の地域密着型施設<sup>※1</sup>の整備を促進していますが、この基金事業は平成24年度で終了されることとなっています。しかし、特別養護老人ホーム等への入所待機者数が多数にのぼっていることから、引き続き介護基盤整備を進める必要があります。

また、定員30人以上の介護保険施設については、県単独事業により施設整備支援を行っていますが、地方財政を取り巻く環境は年々厳しくなっていることから、小規模の地域密着型施設を主な整備対象としている当該基金事業を、地域の実情に応じて施設の耐震化や広域型施設の整備等にも柔軟に活用できることが必要です。

あわせて、介護職員処遇改善等臨時特例基金事業も平成24年度に終了することとなっていますが、同基金事業として行われてきた施設開設準備経費助成等特別対策事業は、介護基盤整備を行う上で継続が求められます。

#### 【資料1】三重県における介護施設（特別養護老人ホーム）の入所申込状況

(平成23年9月1日現在の調査結果)

入所申込者数	10,682人
うち、重度で自宅待機している方	2,123人

#### 【資料2】三重県における第1号被保険者の平均介護保険料基準額（月額）の状況

第4期介護保険事業支援計画期間（平成21年度～平成23年度）	4,160円
第5期介護保険事業支援計画期間（平成24年度～平成26年度）	5,314円

※1 地域密着型施設：入所定員が29人以下の施設。

## 3 6 日常生活自立支援事業の充実に向けた財政措置等

(厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・ 予算

- 1 日常生活自立支援事業において、市町社会福祉協議会が主体的に当事業を実施できるよう、国・都道府県・市町の役割・経費分担の明確化と利用者数の著しい増加に合わせた財源を確保すること。
- 2 生活支援員<sup>※1</sup>の住民税非課税世帯への派遣にかかる費用についても生活保護受給世帯と同様に補助対象とすること。

### 【現状と目標】

日常生活自立支援事業により、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な方に対して、契約に基づき、福祉サービスの利用援助等が行われています。

当事業は、平成11年10月から、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、国・県補助事業として開始され、平成23年度における県内の利用者数は1,026人、相談件数は31,791件となっています。

本県としては、当事業が十分に利用され、機能していくことにより、高齢者や障がい者等が、安心して自立した生活を送ることができる地域社会をめざしています。

### 【本県の取組と課題】

認知症高齢者の増加や知的障がい者、精神障がい者の地域移行等により、当事業の利用者数は、毎年100人程度増加し続けており、今後も増加していくものと想定されます。当事業は、補助金（国1/2、県1/2）を財源として行われていますが、本県の厳しい財政状況の中で、利用者数の増加に比例して補助金を増額することが難しくなっています。

このため、基幹的社会福祉協議会(14市)の専門員<sup>※2</sup>は国の補助基準(35件/人)を超えた対応を余儀なくされており、利用者への適切な対応が難しくなるケースが増えています。また、事業の実施にあたり、結果として基幹的社会福祉協議会が人員や自主財源からの持ち出しを行うなど、一部の財政負担を負っているのが実情であり、所要の財源措置が必要です。

当事業に関して、市町の役割や経費分担が定められていませんが、住民ニーズに的確に応え、制度の適切な運用を進めるためには、今後は、基礎的自治体である市町の取組が重要であり、市町に対する財源措置をしたうえで、その役割を明記する必要があると考えます。

そのほか、当事業の利用者の大部分が生活保護受給世帯または住民税非課税世帯となっていますが、国は、生活支援員の各世帯への派遣にかかる費用(報酬や事務費等)については、生活保護受給世帯のみを国庫補助の対象としています。

このため、本県においては、生活保護受給世帯以外に住民税非課税世帯への派遣にかかる費用も無料とすることとしており、国庫補助対象外の財源を県と市町(または市町社会福祉協議会)で1/2ずつ負担をしているところですが、

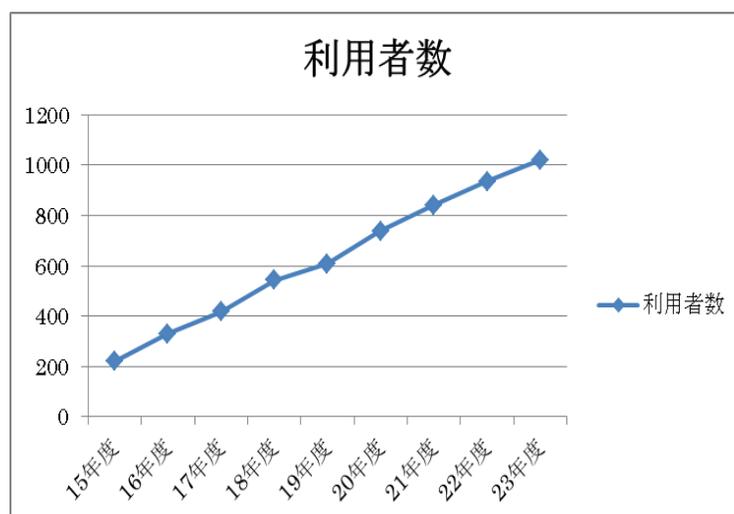
住民税非課税世帯にあっても自立のためには同様の経済的支援が必要であることから、国庫補助の対象とすることが必要です。

- ※1 生活支援員：定められた支援計画に基づき、定期的または依頼があった場合に、対象者を訪問し、援助を行う。生活支援員の報酬は、対象者が支払う利用料で賄われるが、利用者の大部分が利用料免除であるため、ほとんどは県、市等が負担している。
- ※2 専門員：初期相談から支援計画の策定、本人の契約締結能力の確認、契約締結に関する業務を主に担う。専門員の人件費は、国と県が補助する運営費で賄われている。

### 日常生活自立支援事業の利用実績の推移

年 度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相談件数 (件)	1,990	2,407	8,219	12,705	12,079	17,965	25,663	27,089	31,791
利用者数 (人)	220	331	418	543	609	739	841	936	1,026
当初予算 額 (千円)	64,219	73,237	78,941	84,901	86,119	91,880	91,880	94,471	118,981

※利用者数は年度末時点の数値（23年度は2月末時点）



## 3 7 廃棄物の適正処理の確保と推進

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 産業廃棄物のより一層の適正処理を促進するため、多量排出事業者に対し電子マニフェストの活用を義務付けるなどの法改正を行うこと。
- 2 新たに設置する安定型最終処分場における遮水工や浸透水等集排水設備の設置の義務付けなど構造基準を拡充強化すること。
- 3 メーカーによる家電4品目の不法投棄処理経費支援の対象となる期間を、3ヶ月以内から1年に拡充するよう業界に働きかけるとともに、不法投棄防止にかかる広報活動等を行うこと。

### 【現状と目標】

電子マニフェストの普及については、全国的にも、また本県においても十分に進展している状況にないことから、本県では、年間排出量500トン以上の多量排出事業者等における、電子マニフェストの加入率の向上を目標に普及啓発を強化していくこととしています。

安定型最終処分場については、安定型5品目以外の廃棄物の付着や混入などのおそれがあり、これらの付着や混入により放流水や浸透水に異常が発生するなどの課題が指摘されていますが、現在の構造基準においては遮水工などの設備の設置は不要となっています。

家電リサイクル法における家電4品目の不法投棄は、エコポイント制度により適正排出が促され、平成22年度は減少しましたが、平成23年度は増加に転じる傾向が見られます。今後、不法投棄にかかる施策を強化し、不法投棄を減少させていく必要があります。

### 【本県の取組と課題】

不正や偽造がされにくい電子マニフェストの導入により処理過程の一層の透明化を図ることは、不適正処理の未然防止のための有効な手段となることから、一層の普及啓発に努めるとともに、多量の廃棄物を排出する事業者に対しては、電子マニフェストの活用を義務付けるなどの法改正が必要であると考えます。

日常の監視業務において安定型5品目以外の付着・混入を完全に防止することは難しく、また、一旦、地下水等が汚染された場合にはその状況を改善することは困難です。現に安定型最終処分場において地下水への影響が危惧されています。

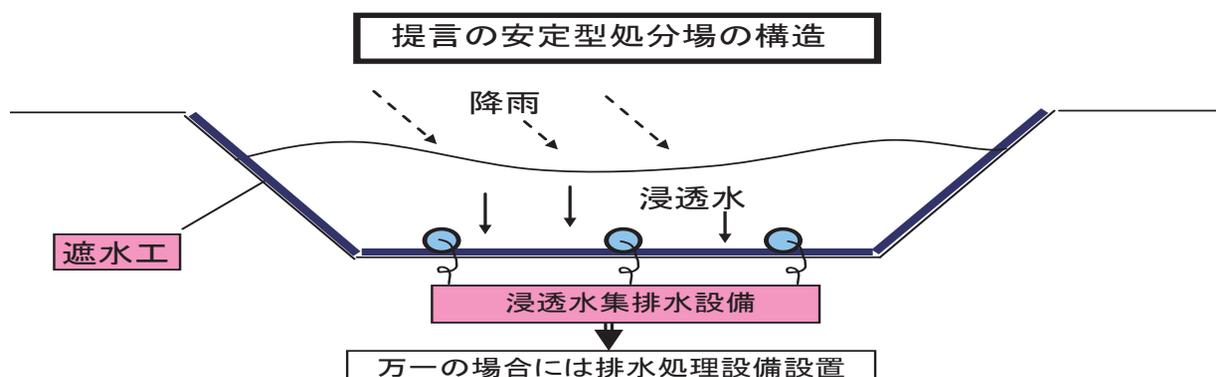
本県では、パトロール等の不法投棄防止対策事業を実施していますが、メーカーによる支援制度は定めた事業期間内の連続した3ヶ月以内のみであることから、これを1年間の支援とするなど、制度の拡充が必要です。また、不法投棄にかかる周知は、他県からの持ち込みもあることから、広域で効果のある広報活動が必要です。

### 1 電子manifestの普及率

平成21年度における三重県の電子manifest普及率は、26.7%です。  
 (全国の普及率は23%です。)

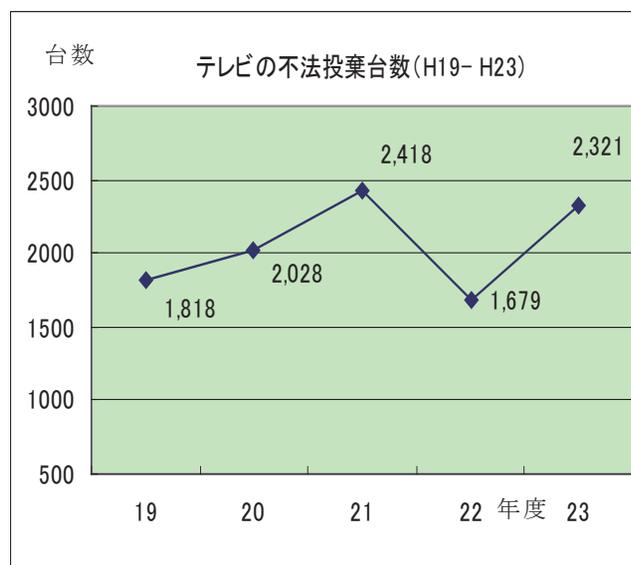
区分	H19	H20	H21	H22
報告のあった総交付件数	558,954	419,917	495,077	集計中
うち紙manifest交付件数	489,873	315,117	362,869	集計中
うち電子manifest登録件数	69,081	104,800	132,208	146,243
普及率	12.4%	25.0%	26.7%	集計中

### 2 安定型最終処分場の構造基準の強化のイメージ



### 3 廃家電品の不法投棄件数の推移

年度	19	20	21	22
テレビ	1,818	2,028	2,418	1,679
冷蔵庫等	644	685	932	407
洗濯機等	464	437	425	184
エアコン	119	104	91	48
計(台)	3,045	3,254	3,866	2,318



※平成23年度のテレビの不法投棄台数は、一部平成24年2月末時点の数。その他の廃家電品は集計中。

## 38 不法投棄に起因したPCB廃棄物の処理の推進

(環境省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

支障除去等事業を遅滞なく行えるよう、PCB廃棄物に係る無害化処理認定施設の処理対象範囲を早急に拡充すること。

### 【現状と目標】

本県では、不法投棄に起因してPCB(ポリ塩化ビフェニル)やVOC(揮発性有機化合物)を含む廃油が河川敷に滲出し、水道水源等の汚染が懸念されている事案(桑名市源十郎新田事案)が発生し、油回収等の対策によりPCBを含む廃油等のPCB廃棄物が発生しています。

PCB廃棄物の処理については、日本環境安全事業株式会社(JESCO)による広域的な処理体制が整備され、国内5箇所に拠点的広域処理施設が設置されていますが、現在、高濃度PCB使用廃電気機器等に限られた施設となっており、不法投棄に起因して発生したPCB廃棄物に対応することは困難です。

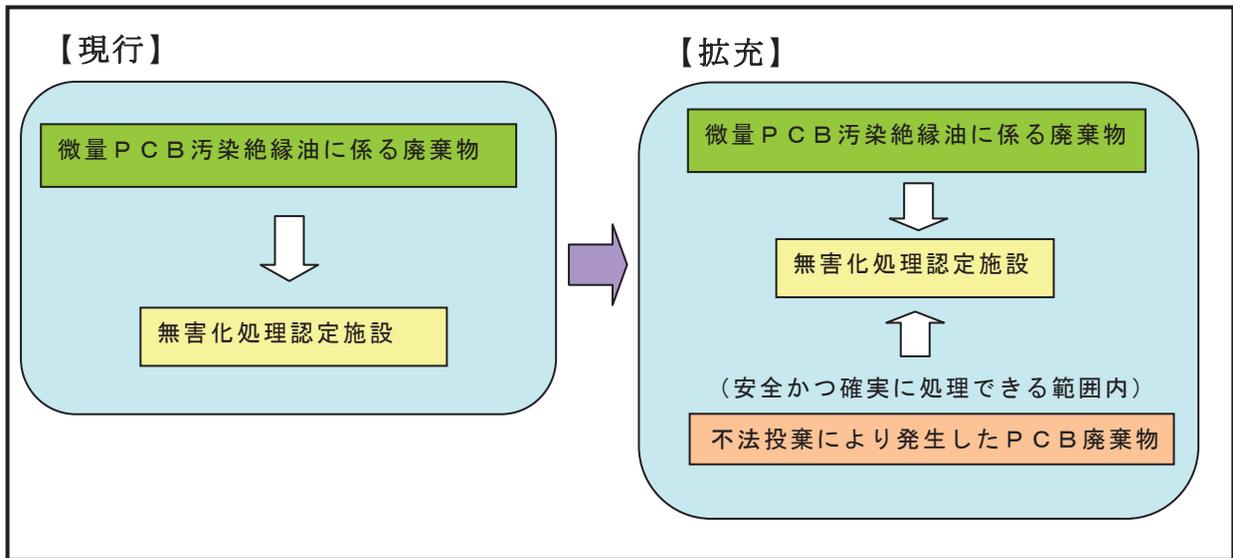
また、JESCO以外では、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設(全国5箇所)において、微量PCB汚染絶縁油に由来する廃棄物の処理を行っていますが、それ以外のPCB廃棄物については、平成21年度から焼却実証試験を行っているものの、処理の対象となっていないことから、無害化処理認定施設では受け入れることはできません。

このため、PCBを安全かつ確実に処理できることを前提に、不法投棄に起因して発生したPCB廃棄物の無害化処理認定施設への受入を可能とするなど、支障除去等事業を円滑に進めるために、PCB廃棄物の受入体制の拡充を早急に進める必要があります。

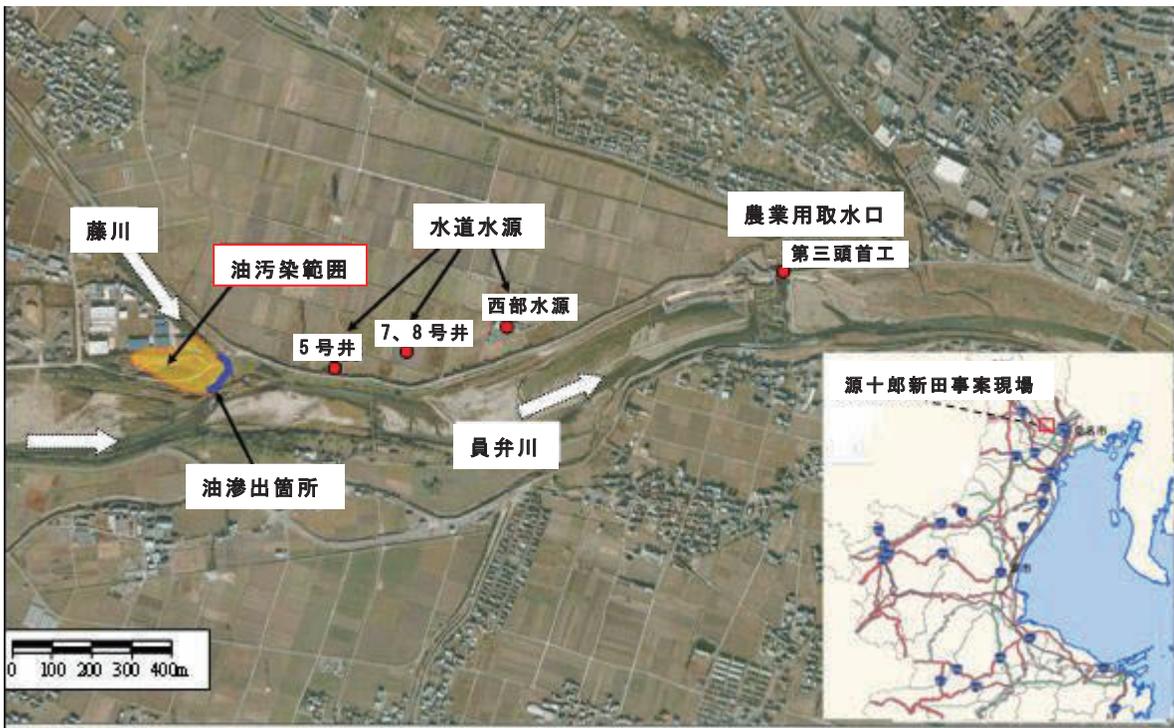
### 【本県の取組と課題】

桑名市源十郎新田事案については、早期に生活環境保全上の支障の除去等を講ずる必要があることから、これまで、油回収等の対策を行っていますが、回収油や作業に伴い発生する廃棄物等のPCB廃棄物は処理先がなく、現状では長期間の保管を余儀なくされています。今後、支障除去等事業の実施に伴い、更に多量のPCB廃棄物の発生が予想され、地域の安全・安心を確保する上で大きな問題となっています。

## PCB廃棄物の処理体制



## 桑名市源十郎新田事案



## 39 生活交通手段の確保

(国土交通省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

生活交通の維持・確保のため、各地域の交通事情を考慮し、地域の生活に不可欠な交通手段であるバス、鉄道への支援の拡充を図られたい。

- 1 「地域公共交通確保維持改善事業」のうち、新規路線または3km以上・20%を超える変更があった路線に限定にされている「地域内フィーダー系統バス」の補助要件のさらなる緩和、「地域間幹線系統バス」「地域内フィーダー系統バス」の予算枠の拡大
- 2 鉄道の安全性向上に資する「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」について、複数年におよぶ事業や大手民鉄が行う施設整備を対象とするなど、補助対象事業及び対象者の拡大
- 3 地方鉄道事業者の厳しい経営状況や、その支援にかかる沿線自治体の負担増大を踏まえ、事業欠損に対する新たな支援制度の創設

### 【現状と目標】

平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業」が創設され、「地域間幹線系統バス」に加え、新たに「地域内フィーダー系統バス」も補助対象となりました。

バス交通を県民の移動手段として存続させていくためには、末端の移動を担う地域内のバスから、地域間幹線系統バスや鉄道へ乗り継げるよう、生活交通のネットワーク化を進め、様々な移動需要に対応できる利便性の高いバスへ転換していく必要があります。

「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」については、現在、単年度事業のみ補助対象であることから、複数年におよぶ大規模な設備更新については補助対象外となっています。また、補助制度の対象外となっている大手民鉄については、採算性の低い支線があっても補助されないことから、年々老朽化する施設の整備が遅れている状況にあります。

地方鉄道事業者の経営状況は厳しく、その持続的な運営を確保するため、沿線自治体は多額の欠損補助等の負担を行っています。しかしながら、沿線自治体の財政状況も厳しく、永続的な支援が難しくなっています。

### 【本県の取組と課題】

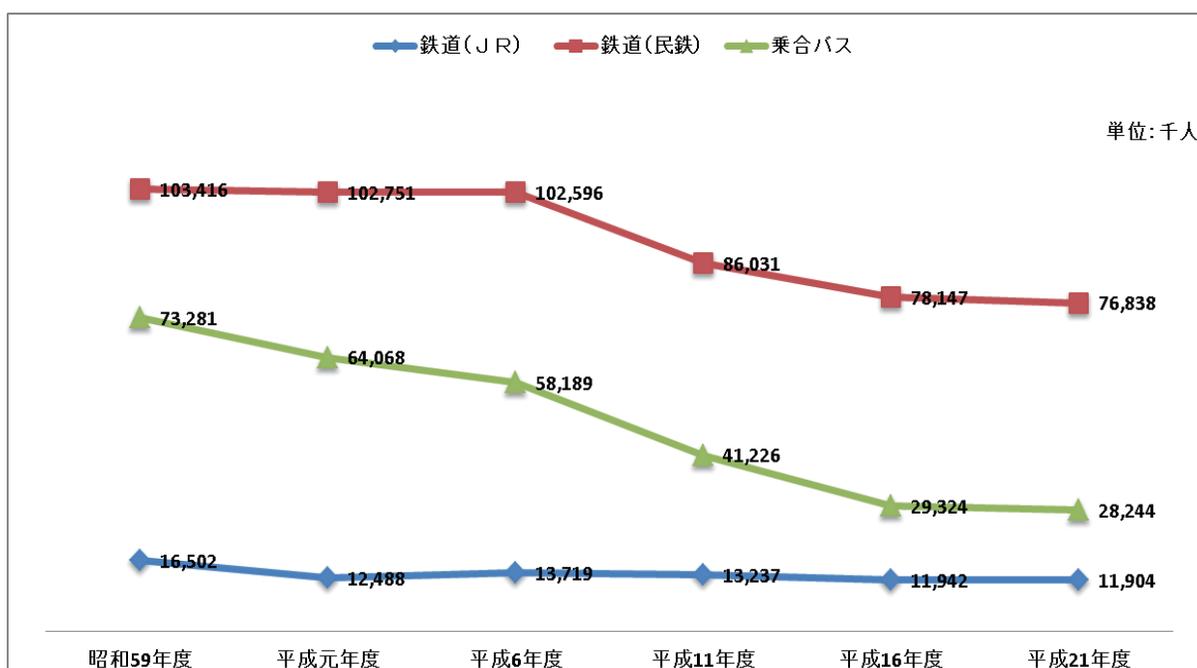
本県では、国の制度改正の動向や内容を見据え、平成21年度から平成23年度にかけて、国や市町、事業者と議論を重ねてきました。その結果を踏まえ、県は、国の制度を活用し、市町やバス事業者の協力も得ながら、生活交通のネットワーク化を進めているところです。

しかしながら、「地域内フィーダー系統バス」の国の補助要件は一部緩和されたものの、新規路線または3km以上・20%を超える変更があった路線に限られていることから、市町にとっては未だ条件が厳しく、ネットワーク化推進の妨げとなっています。また、生活交通のネットワーク化を進め、バス交通を県民の移動手段として存続させていくため、これまで以上の予算枠の確保が求められています。

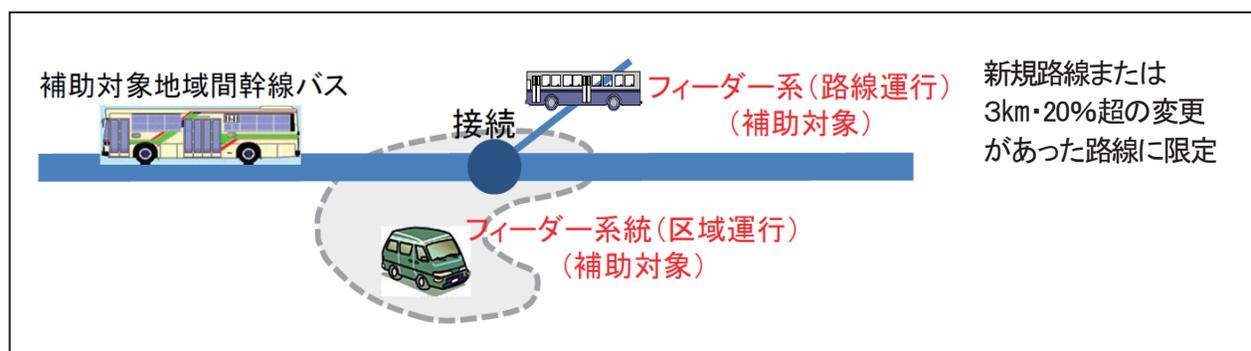
鉄道に対する支援について、本県は、国の補助制度（国と沿線自治体の協調補助）を活用し、県内の地方鉄道事業者の設備の整備等に対して支援していますが、地方鉄道事業者にとって安全性向上のための投資は大きな負担となっています。そのため、国の補助対象事業を拡大し、整備を促進していく必要があります。また、大手民間鉄道事業者は国の補助対象事業者から除外されており、採算性の低い支線であっても補助対象とならないことから、補助制度の対象者を拡大し、施設整備を促進していく必要があります。

経営が厳しい地方鉄道の運行支援については、県内の沿線自治体も多額の負担をしており、地方鉄道事業者の経営安定のため、運行支援に対する国の新たな支援制度の創設が必要となっています。

※県内輸送機関別旅客流動の推移 「三重県統計書」



※「地域間幹線系統バス」「地域内フィーダー系統バス」のイメージ



## 4 0 地域活性化に重要な役割を担う鳥羽伊良湖航路への支援強化

(国土交通省)

【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 航路維持のため、バスや鉄道等の公共交通機関と同様に、欠損に対する補助や施設・設備の更新に対する補助等の支援制度を創設すること。
- 2 高速道路の料金割引に対抗できる、乗船料金割引制度を創設すること。
- 3 鳥羽伊良湖航路活性化協議会が「鳥羽伊良湖航路活性化総合連携計画」に基づき実施している旅行商品の造成や航路のPRなど、利用促進の取組に対する財政支援措置の創設

### 【現状と目標】

本県の鳥羽港と愛知県の伊良湖港を結ぶ鳥羽伊良湖航路は、平成22年9月末で廃止されることになっていましたが、地元の強い要望を受け、愛知県、鳥羽市、田原市や国と存続策を協議し、自治体の支援、運航事業者の経営改善により、新たな経営体制の下、平成22年10月以降も運航が継続されています。

鳥羽伊良湖航路は、伊勢・鳥羽・志摩地域の活性化や、広域的な連携、リダンダンシーの観点からも重要な役割を担う社会基盤であることから、今後も維持していくことが必要です。

### 【本県の取組と課題】

本県では、同航路を存続させるため、愛知県や鳥羽市、田原市とともに、伊勢湾フェリー（株）の株式の取得、経営基盤強化のための資金支援を行ったほか、港湾施設の占・使用料や固定資産税の減免を実施しているところです。

また、地元自治体等と連携して、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」による「鳥羽伊良湖航路活性化協議会」を設立し、国の支援を受けて「鳥羽伊良湖航路活性化総合連携計画」を平成23年3月に策定しました。

現在、同計画に基づき、平成23年度から25年度までの3年間、フェリーを活用した旅行商品の造成や航路のPRなどの利用促進策に取り組んでいるところです。

こうした取組を行ってきたところですが、内航フェリーは、高速道路政策や燃油価格の高騰など環境変化の影響を受けやすいため、同航路を維持していくためには、国による新たな支援制度の創設や施策の実施が不可欠です。



鳥羽港～伊良湖港間（23.2km）を伊勢湾フェリー㈱がフェリー 3 隻で平日 8 往復、土日祝日 9 往復、お盆などの繁忙期に 13 往復を運航。（所要時間：55 分）

## 4 1 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても地域にとって必要不可欠な施設であることから、速やかに検証を行い、平成27年度の完成工期を厳守されたい。
- 2 川上ダムは、国の治水政策の転換に基づき「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業」とされ、検証作業中は新たな段階である「本体工事」には進めない状況となっている。これに伴い増加する費用（検証作業中の水資源機構の事務経費、及び水資源機構立替建設費用に対する利息）は、国において負担する措置を講ずること。

### 【現状と目標】

川上ダムは、検証の対象となっていることから、本体工事の準備工事となる転流工工事が完了しているものの、新たな段階となる本体工事に進めない状況となっています。平成21年4月に閣議決定された淀川水系水資源開発基本計画、及び、平成23年2月に変更認可された事業実施計画において、工期は昭和56年度から平成27年度までと位置づけられていることから、平成27年度を完成目標としています。

### 【本県の取組と課題】

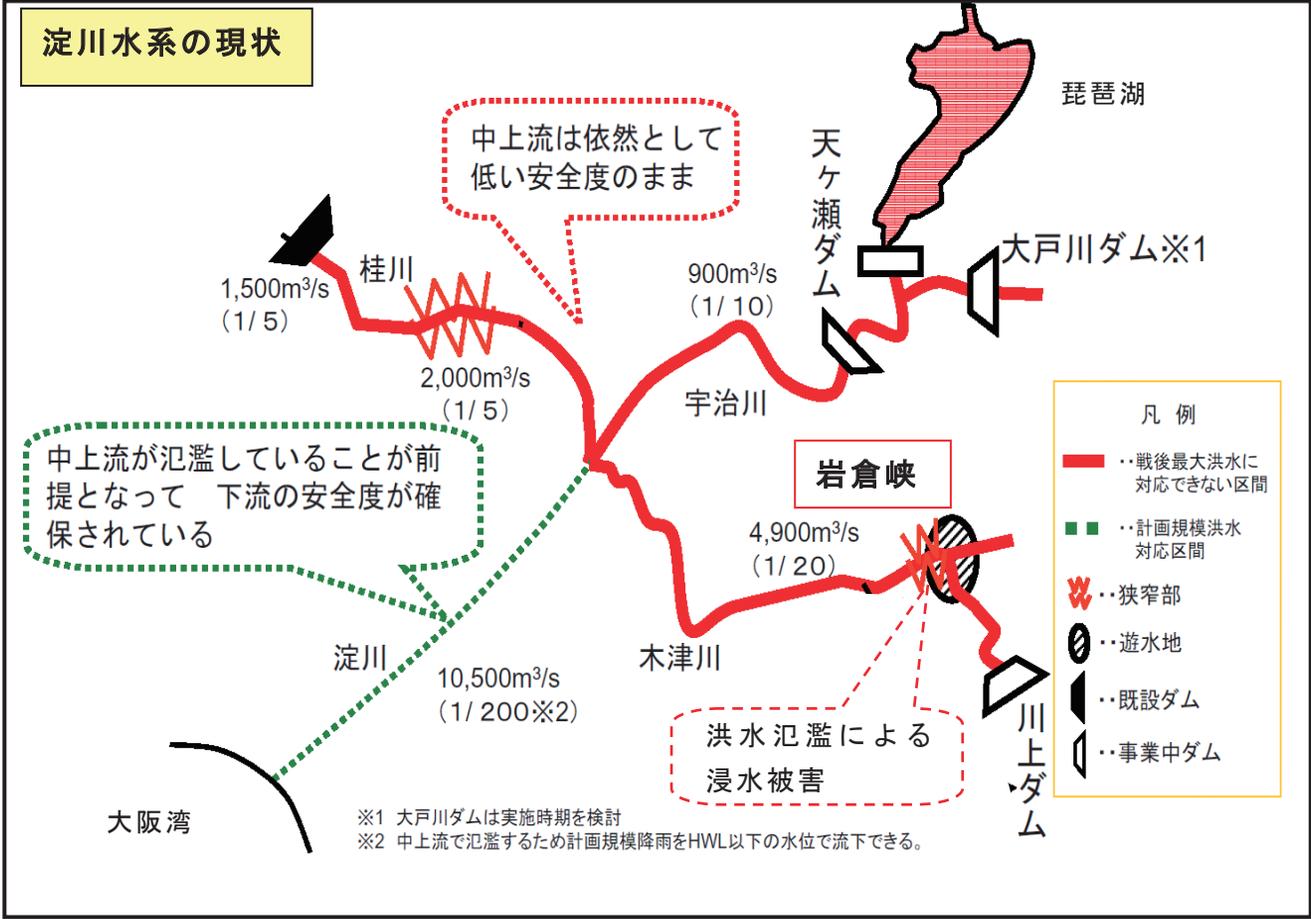
〔治水〕

過去から幾多の水害に悩まされた本県伊賀地域（木津川上流地域）の治水対策として、狭窄部である岩倉峡の開削を要望してきたが、狭窄部の開削は都市化が進む下流地域の洪水リスクを高めることとなることから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」で対応する治水計画を苦渋の選択の上、受け入れた経緯があります。昭和28年洪水では約540ha、約200戸の浸水被害を受け、最近では平成23年の台風12号の接近の際、ダム下流域において一時住民が避難しており、一刻も早いダムの完成による、伊賀地域の治水安全向上が望まれています。

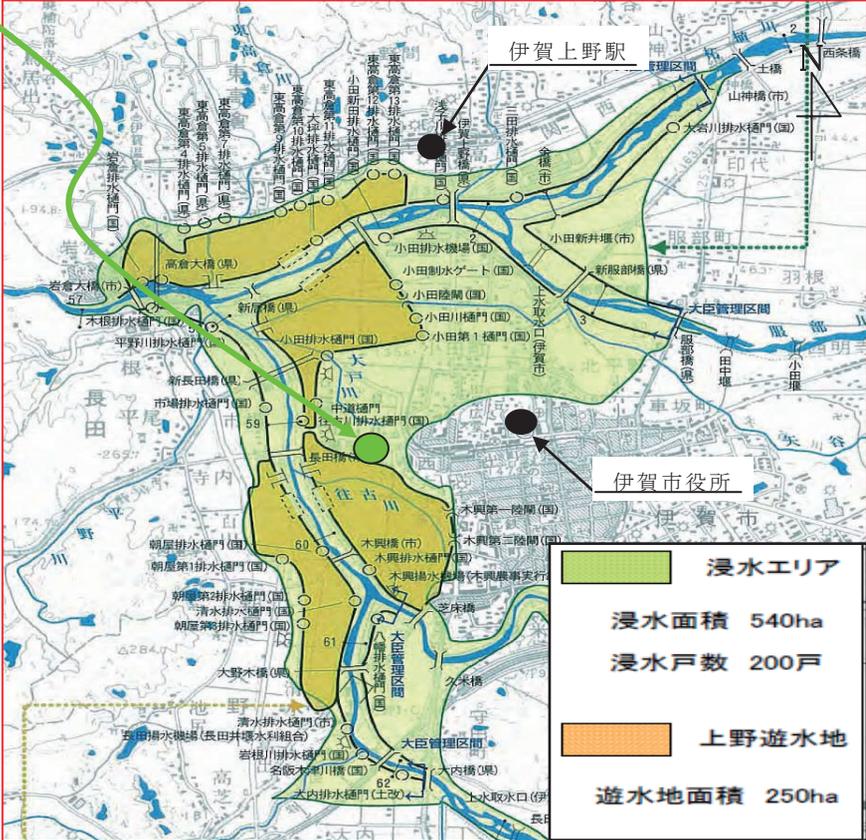
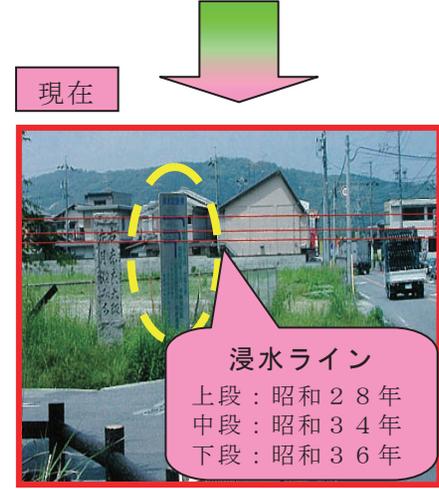
〔利水〕

伊賀市水道事業では、川上ダムの完成が遅延していることから、暫定豊水水利権による取水となっており、水道水源として不安定な状態です。また、完成工期が延伸する場合には、検証作業中の水資源機構の事務経費、及び水資源機構立替建設費用に対する利息が嵩み、利水者負担も増大することから、本体工事の早期着手を伊賀市からも要望されています。

# 淀川水系の治水安全度の現状



## S28 浸水実績図及び浸水状況（昭和28年台風13号）



## 4 2 地籍調査の推進

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 地籍調査事業の推進と地方の負担軽減を図る観点から、地籍調査費負担金の国庫負担割合<sup>※1</sup>のさらなる引き上げ（現行1/2）、及び特別地方交付税措置<sup>※2</sup>の引き上げ（現行80%）
- 2 市町等職員の人件費について、国庫負担金対象経費<sup>※3</sup>とする制度改正

### 【現状と目標】

地籍調査の成果は、土地の適正かつ計画的な利用を図るうえで欠くことのできない基礎的な情報であり、社会資本整備を円滑・着実に実施する礎として、極めて重要な役割を担っています。

しかしながら、県内29市町のうち、休止・未実施の市町が6市町あることから、本県の進捗は、全国平均49%（平成22年度末）を大きく下回る8%であり、なお一層の促進が必要です。

本県としては、各市町の実績に「国土調査第6次十箇年計画」で掲げる数値及び大規模公共事業の用地測量成果面積を活用したうえで、平成27年度末における進捗率の目標を10%と設定しています。

### 【本県の取組と課題】

三重県全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されるなど大規模地震の発生に伴う被害が危惧されており、大規模災害から迅速に復旧・復興を図るために、土地の境界が復元可能となる地籍の整備が重要な課題となっています。

本年度は、新たに1森林組合を加えた23市町及び1森林組合で事業に取り組む計画ですが、市町等が事業主体となる地籍調査事業を推進するにあたり、担当職員の確保・配置は大変重要な課題となっていますが、市町等においては厳しい財政状況から人件費の削減を余儀なくされており、これが事業推進上の障害の一因となっています。

※1 地籍調査負担金の負担割合（市町が実施の場合）は、国 50%・県 25%・市町 25%。

地籍調査負担金の負担割合（組合が実施の場合）は、国 4/6・県 1/6・組合 1/6。

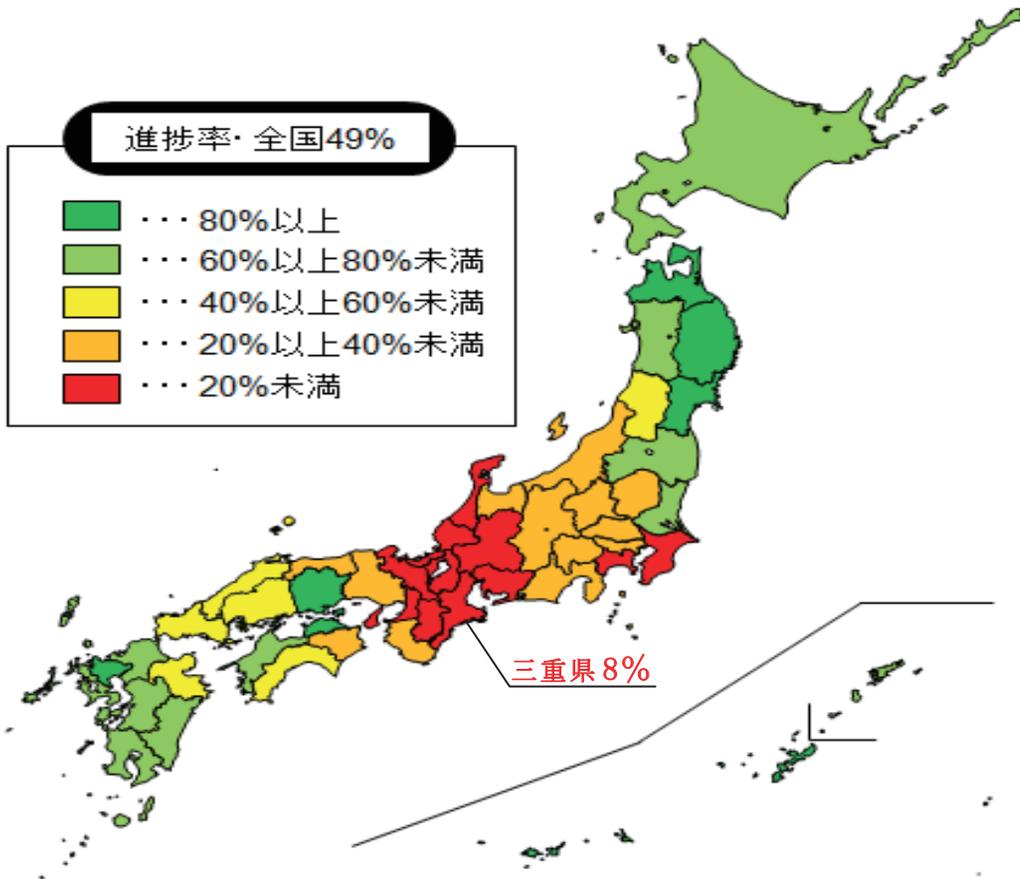
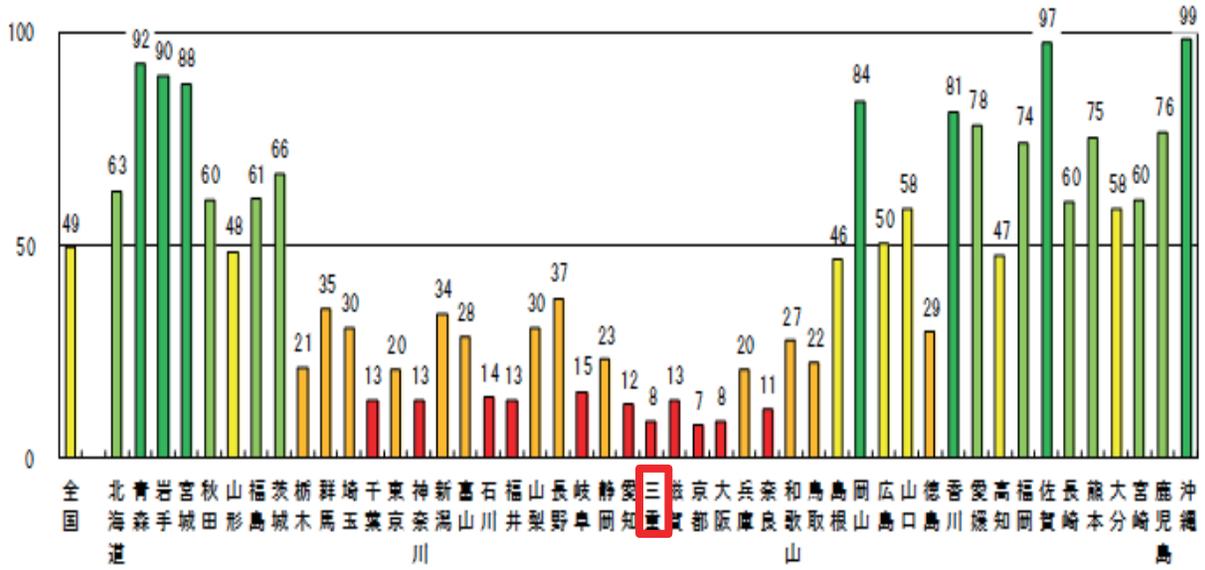
※2 特別地方交付税は、県及び市町の負担割合の 80%が交付される。

実質の負担割合は、県及び市町とも  $25\% \times 20\% = 5\%$ となる。

組合が事業主体の場合、特別交付税措置はない。

※3 国庫負担金対象経費に、委託費や旅費・需用費・備品費等の事務費は、認められているが、現地立会などにかかる市町等職員の人件費は対象外である。

【都道府県別地籍調査進捗率】



### 4 3 鳥獣被害防止総合対策の十分かつ安定的な措置

(農林水産省)

【提言・提案事項】 制度・予算

野生鳥獣による農林水産被害の軽減に向けた鳥獣被害防止総合対策の継続と地方自治体が被害防止計画に位置付けた対策などが着実に推進できる予算の確保

#### 【現状と目標】

近年、野生鳥獣による農林水産被害は拡大傾向にあり、中山間地域を中心に、ほとんどの農産物でニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等による被害が日常的に発生しており、営農面の被害にとどまらず、営農ができないことによる高齢者等の生き甲斐喪失など精神面や、耕作放棄地の増加につながるなど環境面での深刻な影響を招いています。

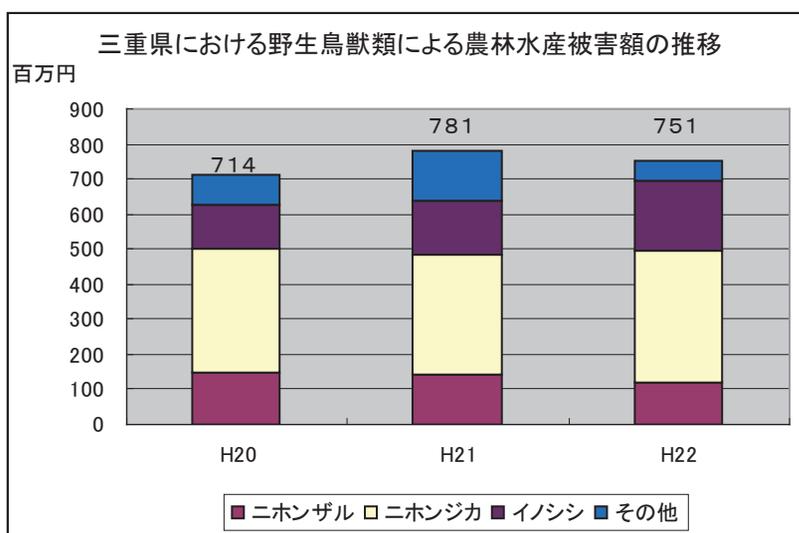
国においては、鳥獣被害防止総合対策交付金として、平成24年度に95億円の予算（対前年84.2%）が確保されていますが、全国的に見ても野生鳥獣による農林水産被害が拡大傾向にあることから、対策を強化・充実させていく必要があります。

#### 【本県の取組と課題】

本県では、県内29市町のうち25市町が、「被害防止計画」を策定し、獣害対策に取り組んでいます。

さらに、平成24年度には、「被害対策」と「生息管理」への的確な取組に加えて、未利用資源活用の観点からの「獣肉利用」を連係させた総合的な獣害対策を展開していくこととしています。

このため、こうした取組を支える国の鳥獣被害防止総合対策の継続と予算の確保が必要です。



(参考)

農業被害額の全国順位 (H22)

全体	順位
全体	17位
ニホンザル	2位
ニホンジカ	7位
イノシシ	13位

## 4 4 木材需要拡大のための地域材活用促進支援

(農林水産省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

地域の森林整備の促進と木材産業の振興を図るため、

- 1 「地域材活用促進支援」を復活されたい。
- 2 地域のシンボル性が高く、住宅への波及効果が期待できる公共建築物等の木造化・木質化に対する予算（平成23年度第4次補正予算額71億円以上）を確保されたい。

### 【現状と目標】

木材自給率50%をめざす国の「森林・林業再生プラン」の推進により、搬出間伐を中心とした木材生産の拡大の取組を進めているところであり、本県において、現状239千m<sup>3</sup>の県産材素材生産量を平成27年度に402千m<sup>3</sup>に拡大する目標を掲げています。

### 【本県の取組と課題】

本県では、木材・建築関係者等が消費者に安心して木材製品を使用してもらうために創設した「三重の木」や「あかね材」認証材の普及及び「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく取組等により、住宅や公共建築物等で木材需要の拡大を進めているところです。

こうした中、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の一環として「森林整備加速化・林業再生基金」に追加された、一定の地域材を使用した住宅に対する「地域材活用促進支援」制度は平成23年度限りの措置であったことから、当該制度の復活と継続的な実施が必要です。

また、さらなる需要の創出に向け、地域でのシンボル性が高く住宅への波及効果が期待できる、公共建築物等の木造化・木質化を推進していくことも重要です。



「三重の木」使用住宅



亀山市立関中学校の木造化の取組



「三重の木」認証材



「あかね材」認証材

## 4 5 農業の競争力・体質強化に向けた施策の充実・強化

(農林水産省、総務省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 農業者に対する所得補償制度の安定的な実施と現行制度の改善
  - (1) 農業者が安心して経営を営むことができるよう、所得補償制度の早期法制化
  - (2) 現行制度の改善
    - ①「産地資金」の客観的方法による配分の実施
    - ②「営農継続支払い」の交付時期の繰り上げ(現行8月→7月上旬)
    - ③豊作時に大幅な米価の下落を招かない、余剰米の市場隔離など効果的な仕組みの創設
- 2 地域や農業者の取組を適切にサポートするための「協同農業普及事業交付金」に対する予算確保(平成22年度の36億円以上)
- 3 新規就農者の定着を地域の実情に応じてきめ細かく支援する「地域参入サポーター設置制度」の創設
- 4 農業基盤整備に必要な予算確保(平成21年度の5,772億円以上)と耐用年数が長期な暗渠排水整備に係る地方債(公共事業等債)の適債化
- 5 農地や水路など農業基盤の機能維持を促進するための「農地・水保全管理支払交付金」の地域要望に沿った予算確保と「中山間地域等直接支払交付金制度」の国庫負担割合のさらなる引き上げ(現行50%→100%)

### 【現状と目標】

昨年10月、国において、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じることを目的に、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が策定され、農業の競争力向上・体質強化、地域振興に向けた施策を着実に展開し、地域の実状に応じて円滑に食と農業の再生を図っていくこととしています。

### 【本県の取組と課題】

本県では、これまでの「作る農業」から「売れる農業」への転換を進め、さらに「もうかる農業」の実現につなげていくための施策を展開することとしています。

「もうかる農業」の実現につなげるためには、下記課題に対する予算の確保や制度の充実・強化が必要です。

農業者への所得補償制度に関して、次のような課題があります。

- ・農業者への所得補償制度については、現在、実施要綱等に基づいて執行されており、継続性が確保されたものとなっていません。
- ・現行制度については、内容の改善が求められています。
  - ・麦や大豆など戦略作物の生産性向上を図る「産地資金」については、道府県の生産規模などによる配分手法ではなく、旧制度(激変緩和措置)

- の配分実績を踏まえて交付されており、客観的な方法に基づいていないことから、道府県によって生産者の交付単価に大きな差が生じています。
- ・生産者は、麦作に伴う農薬・肥料代等を、収穫時期の6月頃に精算していますが、その作付面積に応じて支払われる「営農継続支払い」の交付時期（現行8月頃）が早まれば、つなぎ資金を借り入れる必要がなくなります。
  - ・米の販売価格は、作況や消費動向、民間在庫の状況などによって大きく変動することがあるため、万一大幅に下落した時には「米価変動補てん交付金」の支払いが増大することとなり、制度の継続を揺るがしかねない事態になることが懸念されます。

協同農業普及事業について、近年、予算額が大きく削減されており、普及指導員による農業現場での支援活動に支障が生ずることが懸念されています。

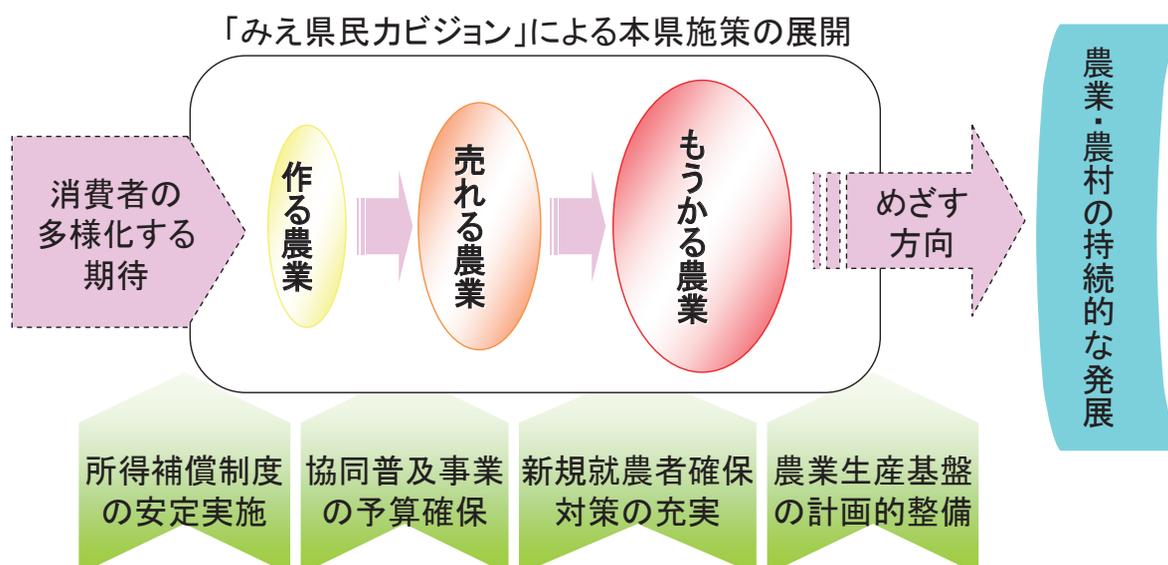
本県では、平成24年度から、国の「青年就農給付金制度」に関連して、新規就農者の地域への円滑な定着をサポートする農業者（新規就農者の里親）を設置する取組を始めたところですが、このような取組の全国展開は、若者の就農定着に極めて有効と考えられます。

農地集積を進める上で必要となる用水のパイプライン化や老朽化が進む農業水利施設の機能確保などの農業基盤については、まだまだ整備が進んでいないことから、引き続き、計画的に整備を進める必要があります。

また、水田において麦等の戦略作物の作付拡大を図るため、暗渠排水の整備を加速し乾田化を進め、収量低下、品質悪化などにつながる湿害を防止する必要があります。

農業者をはじめ、さまざまな主体によって行われる「農地・水保全管理支払交付金」の支払い対象となる農地や水路などの保全活動に取り組む地域が拡大しています。

「中山間地域等直接支払交付金」については、地形等による農業生産の不利性を補正する所得補償的施策でありながら、地方自治体に大きな負担（県25%、市町25%）が課せられています。



## 4 6 力強い水産業の構築 ～「もうかる水産業」の実現に向けて～

(農林水産省、総務省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 水産物の高付加価値化や販路拡大の加速に必要な、水産業・漁村を総合的にコーディネートできる組織としての「県1漁協」の実現に向け、さらなる合併推進のための漁協組織・事業の再編整備に対する支援制度の創設
- 2 広域魚種の種苗放流に対する国関与の強化と、遊漁者の資源管理における役割の明確化に向けた国によるルールづくり
- 3 資源管理・漁業所得補償対策に不可欠な養殖共済について、養殖数量を客観的に把握できることなどを条件に、全員加入義務を見直すこと。
- 4 水産物の安全・安心の確保に向け、ヒラメ、アワビの輸入防疫対象魚種への追加と検疫体制の強化、地域が行う検査経費に対する支援制度の創設
- 5 漁業への新規就業希望者の受け入れや育成をワンストップで行うなど漁業者育成の仕組みづくりや、新規就業希望者の就業に向けた研修期間における収入確保のための支援制度の創設
- 6 漁場の生産力の回復や環境改善のために行う、底質改善（しゅんせつ、耕うん等）について、地方債（公共事業等債）の対象事業とすること。

### 【現状と目標】

本年3月、国において、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、「水産基本計画」が策定されました。

国は、この計画に基づき、東日本大震災からの復興、資源管理やつくり育てる漁業による水産資源のフル活用、「安全・安心」「品質」など消費者の関心に応え得る水産物の供給や、食育の推進による消費拡大等に取り組んでいくこととしています。

こうした中、本県では、「もうかる水産業」をめざして、高い付加価値を生み出す水産業の確立や自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築に向けて取り組めます。

### 【本県の取組と課題】

本県では、これまで資源管理、水産物の付加価値向上、漁協合併の推進、担い手の育成・確保や漁場環境の保全・再生のための取組等を進めてきました。

今後、力強い水産業を構築していくためには、水産業・漁村を総合的にコーディネートできる組織としての「県1漁協」を実現し、漁業者等地域が主体となって、徹底した資源管理や食の安全・安心、担い手の育成等に取り組む必要があります。また、これらの取組を国・県・市町等が連携して支援することで、水産業を、安全で安心な水産物の安定的な供給、多面的機能の発揮など、水産業・漁村が生み出す価値を県民の皆さんへ持続的に提供できる「もうかる水産業」へ転換していくことが必要です。

これまでの取組の結果、県内の漁協数は、109組合（平成9年度）から21組合（平成23年度）にまで合併が進みましたが、「県1漁協」の実現に向けたさらなる合併推進と合わせて、今後は、水産業・漁村を総合的にコーディネートできるよう組織力を強化する必要があります。

本県では、太平洋南海域栽培漁業推進協議会（千葉県から宮崎県までの沿岸9県で構成）に参画し、各県の連携・分業による共同種苗生産体制のもとトラフグ等広域魚種の放流事業に取り組むこととしていますが、種苗生産を担当した県の生産不調時の対応や種苗生産に不可欠である健全な親魚の安定的な確保に要するコストの低減などの課題が多くなってきています。さらに、遊漁者には漁業資源の保全・増殖についての明確な法的規制がなく、資源の利用を巡って漁業者等とのトラブルが頻発しています。

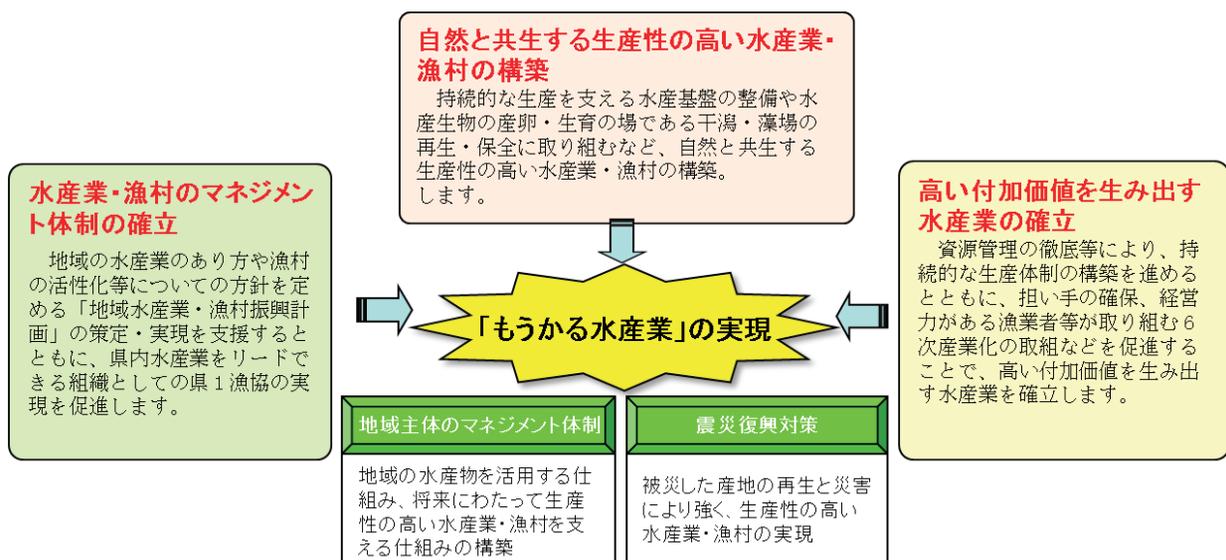
養殖共済への加入促進を図るため、赤潮特約に係る掛金補助等の対策を講じていますが、地区での全員加入義務が妨げとなっています。

食中毒の原因となるヒラメクドア症の発生により、養殖ヒラメを避ける動きが食品流通業界で広まり、漁業経営の安定を図る上での懸案となっています。また、アワビのキセノハリオチス症の国内での蔓延を防ぐため、国内の種苗生産施設等での対策が重要となっています。これら新規疾病への対策は、輸入防疫の徹底・強化が前提となりますが、多額の経費を要する国内生産現場での検査も必要となることから十分な体制を持続することが困難です。

県内3地域で漁業就業者を育成する拠点づくりを進めていますが、就業前段階の研修段階における収入の確保など、新規就業希望者の生活を支えていくことが課題となっています。

伊勢湾における漁場環境を改善し、水産資源の増大を図るため、干潟の造成や再生、底質改善等の取組を進めていますが、底質改善に係る県の予算確保が大きな課題となっています。

### 「もうかる水産業」の実現に向けた三重県の取組



## 4 7 伝統工芸品や地域資源活用商品などの新たな価値提案 による海外への新たな販路開拓などへの財政措置

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

地域の伝統工芸品や地域資源を活用した商品などについて、クリエイター、デザイナーなどが、地域に入り、総合的にデザインし、新しい価値を提案する商品などとして、海外への新たな販路開拓などを進めるための制度の創設や財政措置を行い、地域ならではのブランド化を創出させること。

### 【現状と目標】

経済産業省では、新たなコンセプトによる次世代ものづくりをグローバル経済にブランド発信していくクール・ジャパン戦略を推進しており、中部経済産業局において平成24年2月9日に中部版クール・ジャパン戦略を打ち出しています。

また、複数の中小企業が協働し、自らが持つ資源の強み・弱みを踏まえた戦略を策定し、その戦略に基づいた海外展開などのプロジェクトを促進するJAPANブランドによる支援も行っています。

一方で、クール・ジャパンやJAPANブランドまでには至っていないものの、地域で脈々と生産されてきた「伝統工芸品や地域資源商品」などは、大きな可能性を秘めながら、現時点では「ローカルブランド」にとどまっており、これらを取り巻く経済環境は全国的にも非常に厳しい状況となっています。

このため、クリエイター、デザイナーなどにより、これらを総合的にデザインし、感性価値など新たな価値を提案する商品開発や需要創造の取組、海外に向けて新たな販路開拓などを進める取組に対して、総合的なプロデュースができるように、クリエイター、デザイナー等の地域への派遣制度の創設などを行うことが必要です。

これらの取組により、その地域ならではのブランド化の創出と、従来のビジネスモデルから消費者に価値を提供する価値創造型産業への転換を目指します。

### 【本県の取組と課題】

本県では、伝統産業や地場産業に携わる中小企業が取り組む新たな商品開発や販路開拓への支援を行ってきましたが、平成23年度中に事業の棚卸を行い、従来の単なる商品やサービスを作り売ることに対する支援から、それぞれの特性を生かした新たな需要拡大に取り組む事業者への支援スキームに見直しました。

これにより、平成24年度から、特にクリエイター、デザイナーを活用し、感性価値など新たな価値を提案する商品開発や需要創造の取組、海外に向けての新たな販路開拓などを進める取組への支援を行うこととしています。

このため、これらの支援による「その地域ならではのブランド化の創出」と「従来のビジネスモデルから消費者に価値を提供する価値創造型産業への転換」を実現させるためには財政支援が重要な課題となっています。

## 4 8 高度化事業の償還期限延長等

(経済産業省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 事業環境の激変などにより経営不振に陥った高度化資金貸付先組合等に対して、県等が早期に組合等に支援を講ずることができるような制度として、独立行政法人中小企業基盤整備機構に組合・組合員へのハンズオン支援<sup>\*</sup>制度や債権の買取りも含めた事業再生支援制度などの整備
- 2 高度化資金の償還期限（通常20年、特認として最大10年延長可能）を経営改善計画で認められた償還期間までの拡大

### 【現状と目標】

中小企業や小規模企業が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るため、協同組合・商店街振興組合等を設立して、事業計画を作成し県及び中小企業基盤整備機構から中小企業高度化資金の融資を受け、高度化事業を実施しましたが、長引く世界的不況、急激な円高水準、国内のデフレ経済の進展などが経営に与える影響が極めて大きく、さらに人口の減少・高齢化など市場環境の変化に十分対応できず、受注（来客）の減少、単価の下落、利益の縮減（赤字転落）、資産価値の下落や、組合員の高齢化、組合員減少による一組合員あたりの負担の増加など、組合・組合員は非常に厳しい経営状況となっています。

新たな事業再生支援制度のもとでの適切な事業再建計画の策定により、安定した事業の継続や新たな事業展開を可能とすることで、地域経済への貢献や地域の雇用を守ることができます。

また、返済額や返済期限の条件を緩和することにより、施設・設備の適切な保守管理を実施しつつ内部留保を積むなど、安定した組合・企業運営ができ、当初の目的である地域産業の発展、中心市街地の活性化や中小企業の経営基盤の強化等を図ることができます。

### 【本県の取組と課題】

独立行政法人中小企業基盤整備機構と協働して、地域への影響等も踏まえ、経営不振ではあるが事業継続の可能性があり、事業継続意欲が高い協同組合等に対して外部専門家などを活用し、事業などの改善指導、事業改善計画の策定及び条件変更に係る手続き指導を行うなど、事業継続・再建に向けての支援を実施しています。

最終償還期限延長の条件変更は、事業不振ではあるものの経営改善計画を策定し、組合・組合員が着実に実施できる見込みがある場合には最終償還期限を最大10年間延長することが可能となっていますが、それ以上は認められておりません。

なお、中小企業再生支援協議会が行う事業再生で債権者の同意を受けた再生計画については、高度化資金についても計画に示された期間内での返済が認められていますが、協同組合等にとっては利用が困難な状況です。

<sup>\*</sup>ハンズオン支援：事業計画の作成、実行それぞれの段階で、専門家によるきめ細やかなアドバイス、サポートを行う

## 4 9 「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく観光地点パラメータ調査への財政措置

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき都道府県が行うパラメータ調査について、恒久的な財政措置を創設し、同基準による観光入込客統計を全国に浸透させること。

### 【現状と目標】

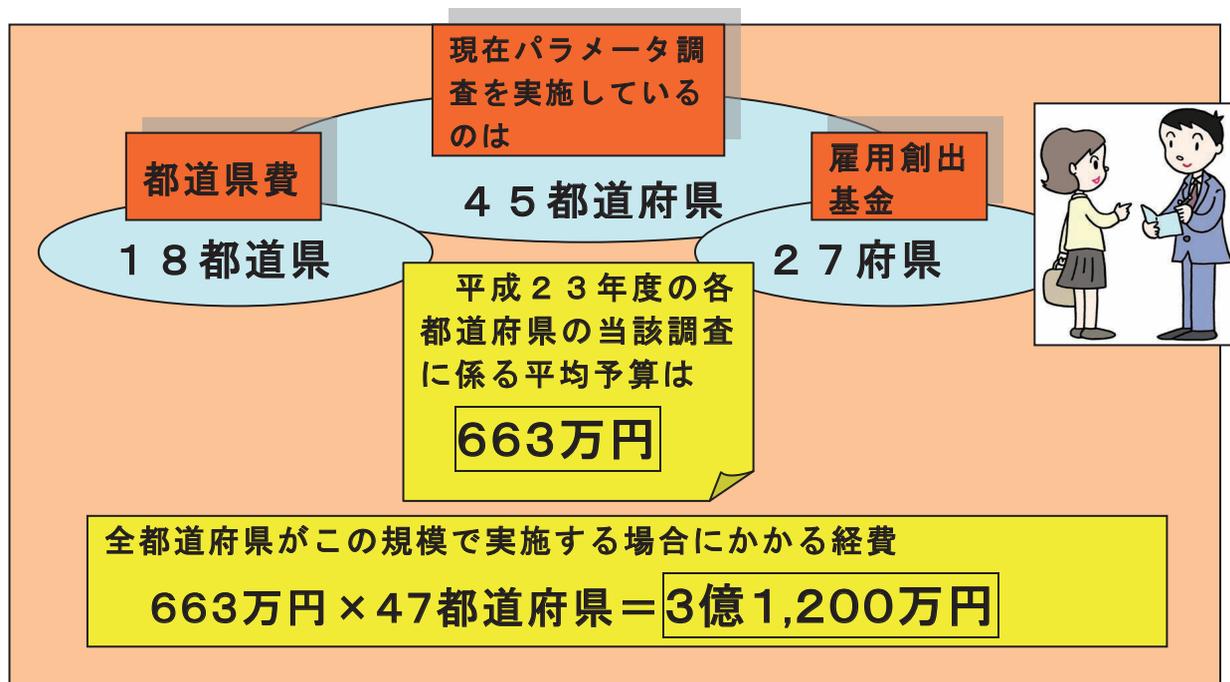
観光庁では、各都道府県の観光入込客数、観光消費額等の経年変化の把握や、全国各地域との比較分析が可能となるよう、平成21年12月に「観光入込客統計に関する共通基準」(以下「共通基準」)を策定し、現在45都道府県がこの共通基準を採用しています。

共通基準では、観光地点におけるパラメータ調査(観光客への聞取調査)の実施を義務付けているにもかかわらず、国による財政措置がなされていないため、各都道府県の努力により実施されているのが現状です。

共通基準策定の目的を達成するためには、全国に共通基準による観光入込客数等の調査を根付かせ、安定的なデータの供給を図っていく必要があります。

### 【本県の取組と課題】

本県では、平成22年4月から共通基準による調査を行っていますが、調査費用の捻出に苦慮しているところです。安定的なデータの供給を継続して行うためには、各都道府県の財政事情に左右されることなく、恒久的な財源の確保が必要です。



## 5 0 休廃止鉱山鉱害防止事業費の全額国負担化

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

鉱害防止等は国の責務であることから、休廃止鉱山鉱害防止事業の義務者存在鉱山における坑廃水処理事業にかかる費用のうち、自然汚染分及び他者汚染分についての地方自治体の負担分を廃止し、全額を国負担とすること。

### 【現状と目標】

休廃止鉱山における鉱害防止事業については、昭和48年に金属鉱業等鉱害対策特別措置法が制定され、同法による基本方針に沿って、鉱害防止対策事業が実施されてきたところです。

鉱害防止工事等にかかる経費は、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の交付対象となっており、このうち坑廃水処理事業については、鉱害防止義務者が存在する、いわゆる義務者存在鉱山にあっても、自然汚染分及び他者汚染分にかかる処理事業に要する費用には4分の3について国補助金が充当されます。しかし、4分の1については関係地方自治体が補助することとされており、これまでの地元の負担は非常に大きなものとなっています。

### 【本県の取組と課題】

本県では、熊野市にある旧紀州鉱山（昭和53年閉山。義務者存在。）において坑廃水処理事業が実施されており、坑廃水処理事業者である財団法人資源環境センターは国補助金を活用するとともに、本県からも熊野市を經由して、経費の4分の1に相当する補助金を交付しています。

この県補助金制度は昭和56年度から継続しており、毎年度、約800万円の補助金を交付しています。しかし、旧紀州鉱山のように、鉱害の影響が県境を越えて複数の市町村に及ぶ可能性があるものについて、鉱山所在地の地方自治体のみが負担をするのは著しく公平を欠くものです。

また、そもそも鉱業及び鉱山保安行政は法律に基づく国の指導監督下にあるものであり、休廃止鉱山鉱害防止事業の義務者存在鉱山における自然汚染分及び他者汚染分にかかる坑廃水処理事業も、全面的に国の責任と負担において実施していただきたい。

#### 義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する鉱山を対象とし、義務者が実施している坑廃水処理事業に要する費用のうち、義務者の鉱業活動に起因しない汚染分（自然汚染・他者汚染）に係る処理費用について、国が当該費用の3/4を補助。



## 5 1 新エネルギー導入の推進

(経済産業省)

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 エネルギーは国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であり、地域資源や地域特性を生かした新エネルギーの導入を進めていくことが必要であることから、新エネルギー導入の促進に係る規制緩和の早期実施と、住宅用太陽光発電の補助金を継続するとともに電力系統の安定化に向けた支援策を講じること。
- 2 風力発電の建設整備を迅速かつ効率的に進めるため、国で立地選定から設置に至るまでのガイドライン等を策定するなど事業実施にあたっての環境整備を図ること。

### 【現状と目標】

東日本大震災以降、エネルギーをめぐる状況は大きく変化しており、本県でも、将来の県におけるエネルギー政策を示す「新エネルギービジョン」を策定しました。

ビジョンでは、本県の地域特性に応じた安全で安心な地域エネルギーの確保をめざして、平成32(2020)年度末までに、一般家庭で消費されるエネルギーの約46万1千世帯分(原油換算で約856千キロリットル)に相当する新エネルギーの導入を目標としています。一方、国では、新エネルギーの普及促進に資するため、平成24年3月、行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」において規制緩和103項目を公表し、法令改正に向けて取り組まれています。

本県では、比較的風況がよい地域があるという地域特性から風力発電の導入が期待されています。また、近年、風力発電施設から発生する騒音・低周波音の影響が懸念されており、環境省では平成21年度から実態解明の調査・解析が行われ、本年10月からは10,000kW以上の風力発電施設が環境影響評価の対象となります。

### 【本県の取組と課題】

本県では、地域資源を生かした安全で安心なエネルギーの創出を促進するとともに、温室効果ガスの排出抑制や産業振興に貢献していく観点から、新エネルギーの積極的な導入を促進しています。

こうした新エネルギーの導入をさらに加速させるためには、国が検討している規制緩和を早期に実施するとともに、災害時等における自立・分散型エネルギーとしてメガソーラー等で発電した電力を隣接地域で活用できるようにするための規制緩和が必要です。

また、新エネルギーを短期的かつ大量に導入するには依然として経済性や供給の安定性に課題があるため、住宅用太陽光発電補助金を継続するとともに、出力が不安定な新エネルギーの導入拡大を見据え、電力系統の強化や蓄電池等のエネルギー貯蔵技術の開発・導入を早急に進めるための支援策を講じることが必要です。

現在、風力発電施設の建設が予定されており、円滑な建設を促進するため、全国的なレベルで解決することが必要な課題については、国でガイドライン等を策定するなど事業実施にあたっての環境整備が不可欠です。

## 5 2 電源立地地域振興対策の推進

(経済産業省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 電源立地地域対策交付金の電力移出県等交付金相当部分については、福島第一原子力発電所の事故及び原子力発電所の停止を受け、電力の安定供給を確保するうえで火力発電の重要性が一段と高まっていることに鑑み、交付水準の改善（平成22年度並み）をすること。また、水力発電施設周辺地域交付金相当部分については、周辺地域の意見を十分に踏まえ、交付水準の改善（平成22年度並み）及び交付期間の恒久化（現行40年間）をすること。
- 2 東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く状況変化や、周辺地域の意見を十分に踏まえ、大規模な太陽光発電や風力発電施設をはじめ、中小水力発電（出力1,000kW未満）の所在する市町村も対象となるよう要件の緩和
- 3 発電用施設周辺地域企業立地貸付基金を、新エネルギー促進の支援策としてその財源を有効活用できるよう、対象や雇用義務などの弾力的な運用

### 【現状と目標】

電源立地地域対策交付金（移出県枠）については、平成21年11月の事業仕分けにおいて、火力発電に係る交付の比率が見直され、本県の限度額は、平成22年度の758,324千円から平成24年度では447,983千円まで、約40%もの大幅な減額となっています。

また、水力発電施設周辺地域交付金相当分（水力枠）については、本県の交付限度額は平成22年度の58,000千円から平成24年度には49,494千円へと、約15%の減額となっています。

電源立地地域対策交付金の移出県枠交付金においては、新エネルギーの発電施設は対象外です。また、水力枠交付金は、出力1,000kW未満の施設が所在する市町村は対象外になっています。

発電用施設周辺地域企業立地貸付基金は、電源立地地域対策交付金交付規則において「事業地域に立地する企業に対する設備の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業」と規定され、これまで25件（貸付総額8億9千万円）の貸付を行いました。

しかしながら、景気が低迷し、中小企業の設備投資意欲が低いことに加え、低金利で類似の貸付制度が存在している中で、現行制度は3人以上の雇用義務を課しているため、平成9年5月を最後に実施されていません。

### 【本県の取組と課題】

本県の川越火力発電所は、燃料にLNG（液化天然ガス）を使用しており、環境への負荷が少なく、効率も高い火力発電所であると認識しています。

また、水力発電施設が所在する地域は、その多くが山間地域にあり、過疎化や少子高齢化が進み、水力枠交付金は地域振興のための重要な財源となっています。

高効率な火力発電の重要性が勘案されるとともに、電源立地地域の意見が十分に踏まえられ、従来からの交付水準を維持・改善、及び交付期間の恒久化をすることが必要です。

## 5.3 多文化共生社会づくりの推進

(内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省)

### 【提言・提案事項】 **制度**・予算

- 1 多文化共生社会づくりを推進するための、外国人全般の受入の方向性を含めた基本理念と施策の中長期的な方向性を示す大綱等の策定
- 2 外国人住民が集住する地域を持つ地方自治体への特別交付税の増額、もしくは、交付税措置以外の交付金、補助金等による財政支援制度の創設
- 3 ふるさと雇用再生特別基金などで実施してきた、外国人住民の安定的な就業に結びつけるための日本語学習支援や定住環境整備等を継続するための制度の創設

### 【現状と目標】

国が策定した「日系定住外国人施策に関する行動計画」は、日系定住外国人に限定した取組を示すにとどまっており、中長期的な視点に立った外国人全般の受入方針、及び日系定住外国人を含む全ての外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を確立する必要があります。

また、外国人住民が集住する市町に対しては特別交付税が交付されますが、現在の多文化共生社会づくりに関する取組への財政的支援はまだ不十分であるとともに、県への財政的支援はなされていません。

人口減少と高齢化が進む日本では、今まで外国人労働者が担ってきた役割は、今後一層必要であり、言語や文化が異なる外国人住民が地域社会でともに暮らすためには、長期的な視点から安定的な就業に結びつけるための定住環境整備の充実が不可欠になります。

外国人住民は、これまで支援が必要とされる立場とされてきましたが、これからは、地域社会の一員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備していく必要があります、さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりの実現をめざします。

### 【本県の取組と課題】

外国人住民、NPO、企業、市町など多様な主体との連携強化を図るため、「三重県多文化共生推進会議」を設置し、情報共有や意見交換などを行い、課題に関する認識の共有や今後の取組方向についての検討を行っています。

また、市町中心の多様な主体のネットワークの構築・強化に取り組むとともに、課題解決に向けたモデルケースの構築・普及などに取り組み、市町の主体的な取組を促進するための環境づくりを行っています。

外国人の就労支援については、「三重県ふるさと雇用再生特別基金」を活用し、就職のための日本語教室の開催や多言語での情報提供を実施していましたが、県単独事業で継続的に事業を実施することは困難な状況です。

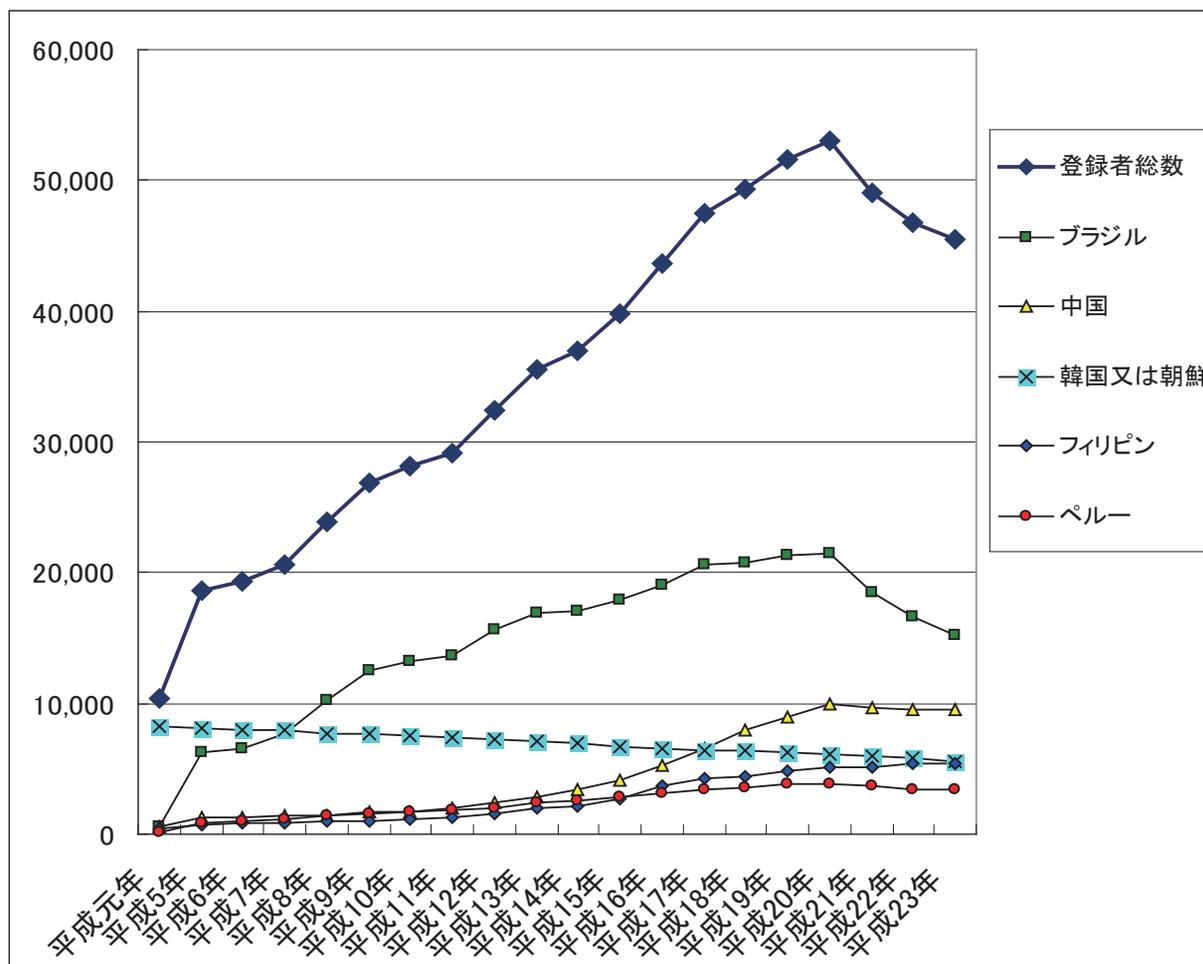
三重県の外国人登録者数は、46,475人(平成22年末)と県人口の約2.5%を占め、外国人比率は全国第3位となっています。近年の経済環境の悪化や定住化の進展など、外国人住民をとりまく環境は大きく変化しており、外国人住民の抱える課題も多様化しています。こうした諸課題の解決には、多様な主体と連携して取り組み、外国人住民の地域社会へ参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

### 都道府県別外国人登録者数の割合（平成22年末）

順位	都道府県名	外国人の割合	外国人登録者数	日本人の人口
1	東京都	3.18%	418,012人	13,162千人
2	愛知県	2.76%	204,836人	7,408千人
3	三重県	2.51%	46,475人	1,855千人
4	大阪府	2.34%	206,951人	8,863千人
5	岐阜県	2.33%	48,461人	2,081千人
全国計		1.67%	2,134,151人	128,060千人

（出典：在留外国人統計 法務省）

### 外国人登録者数の推移（三重県）



（三重県多文化共生課調べ）

## 5 4 人権が尊重される社会づくりの推進

(総務省、法務省、文部科学省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

- 1 人権が尊重される社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策の充実強化及び地方自治体の人権教育・啓発の取組を着実に進めるための人権啓発活動地方委託事業予算の増額（平成24年度予算15億円以上）
- 2 さまざまな人権侵害の現状を踏まえた、実効性ある人権救済制度の早期確立及びその実施における地方自治体等との連携・協力体制の構築
- 3 インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策の実施

### 【現状と目標】

偏見等による差別や人権侵害はいまだに発生しており、これらの解決に向けて、国と地方自治体が連携を密にするとともに、地域の実情やニーズにあった人権教育・啓発活動を各地方自治体が主体的に取り組むことが必要です。

現在、新しい人権救済機関の設置にかかる検討が行われているところですが、実効性ある被害者救済制度の早急な確立が必要です。また、被害者救済の実施にあたっては、地方自治体等との連携・協力体制の構築が不可欠です。

インターネット上の人権侵害については、瞬時に広範囲にわたって流布される等の特性を踏まえ、速やかに書き込み等を削除することを可能とする、法的措置も含めた救済制度等の整備が必要です。

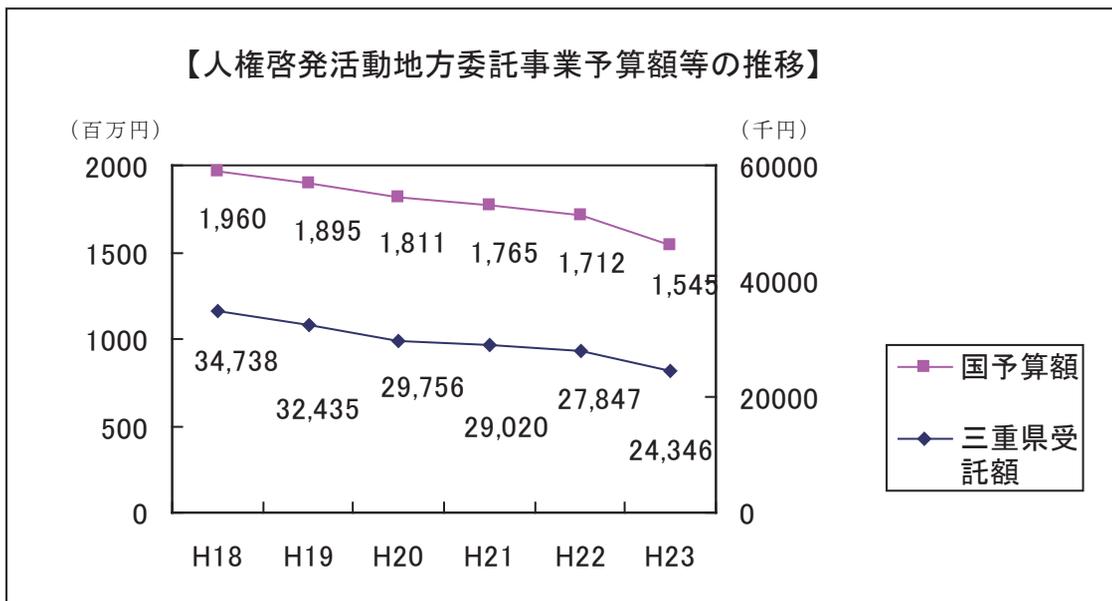
本県では、国や市町を初めとしたさまざまな主体との連携・協力を通じて人権施策を総合的に推進することにより、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会を目指します。

### 【本県の取組と課題】

本県では、自らの人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができるよう人権教育・啓発活動を推進しており、特に啓発活動においては、国地方委託事業による市町再委託制度と併せて、県単独補助金制度を設けていますが、委託額の減少に伴い、市町も含め、啓発予算の確保が困難な状況にあります。

人権侵害に対する被害者救済に関して、本県では県人権センターに人権相談窓口を設け支援を行っていますが、国が定める救済制度のもと、市町や民間の相談機関等とも連携して被害者救済が推進されていく必要があります。

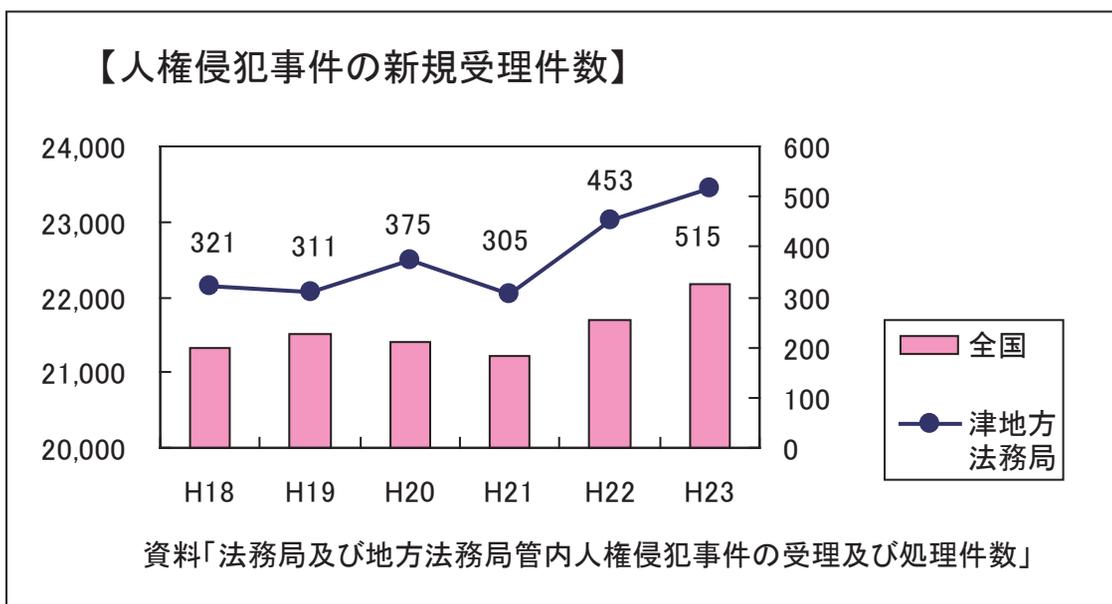
インターネット上の人権侵害に対して、本県ではネットモニタリング活動を通じた削除依頼等の対応やボランティア養成講座等の人材育成支援を実施していますが、差別的な書き込み等は依然として発生していることから、利用者への情報モラル教育とともに実効性ある救済制度が必要です。



三重県民人権講座



みえ人権フォーラム



## 5 5 学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充

(文部科学省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 小学校2年生以降の学級編制標準について、40人から35人への引き下げ
- 2 三重県が先行実施している30人学級や特別支援教育、外国人児童生徒への支援など、学校が抱える個別課題に対応するための加配定数の維持・拡充

### 【現状と目標】

平成22年8月に示された「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」では、平成28年度までに小中学校の全学年で35人学級を順次実施し、平成29、30年度には、小学校1、2年生で30人学級を実施することとされてきました。

この35人学級編制については、小学校1年生では実施されたものの、小学校2年生は、加配定数を活用した36人以上学級の解消にとどまり、小学校3年生以降の取扱いは未定となっています。

児童生徒の実態や各学校の課題に応じたきめ細かな教育を推進するためにも、小学校2年生以降の学級編制の引き下げについて早期に全体像を示し、計画的な実施が必要です。

また、各都道府県において先行実施している少人数学級編制や特別支援教育、外国人児童生徒への支援など、個別課題に対応するための加配定数の維持・拡充についても必要です。

### 【本県の取組と課題】

本県においては、平成15年度に小学校1年生を対象とした30人学級(下限25人)を県単独措置により実施し、その後、小学校2年生での30人学級(下限25人)、中学校1年生での35人学級(下限25人)と拡充してきました。

こうした中、平成23年度に実施された小学校1年生の35人学級編制では、従来の加配定数が24人削減され、一方、平成24年度の小学校2年生の36人以上学級の解消では、14人の増が認められました。

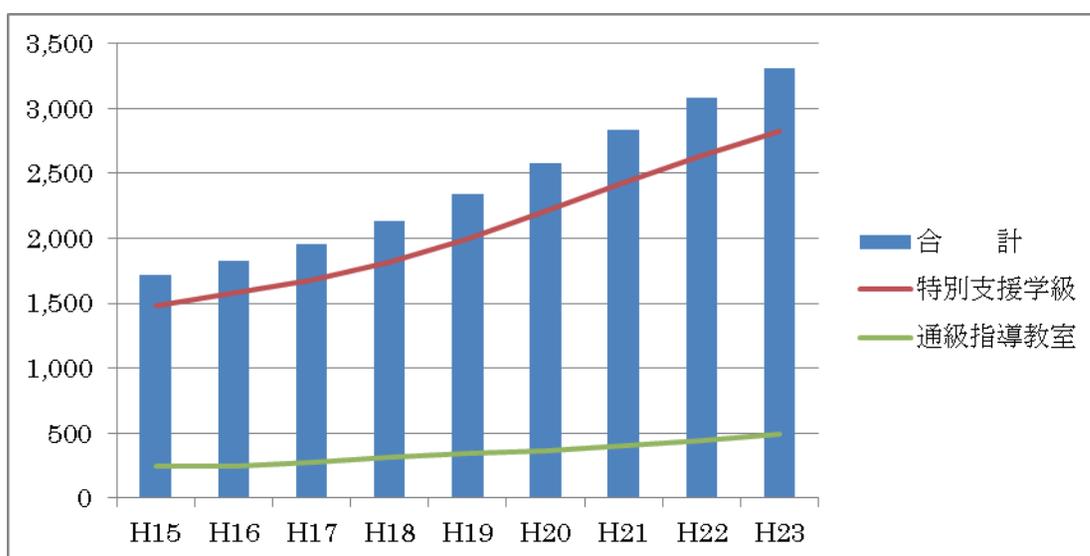
加配定数が大きく増減する状況では、計画的・安定的な教員の採用を実施することが困難となっています。

また、年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒や、高い水準で推移する外国人児童生徒に対しては、国加配とともに県単独加配を配置しており、増加しつつある個別課題に的確に対応するためには、加配定数の維持・拡充が必要な状況です。

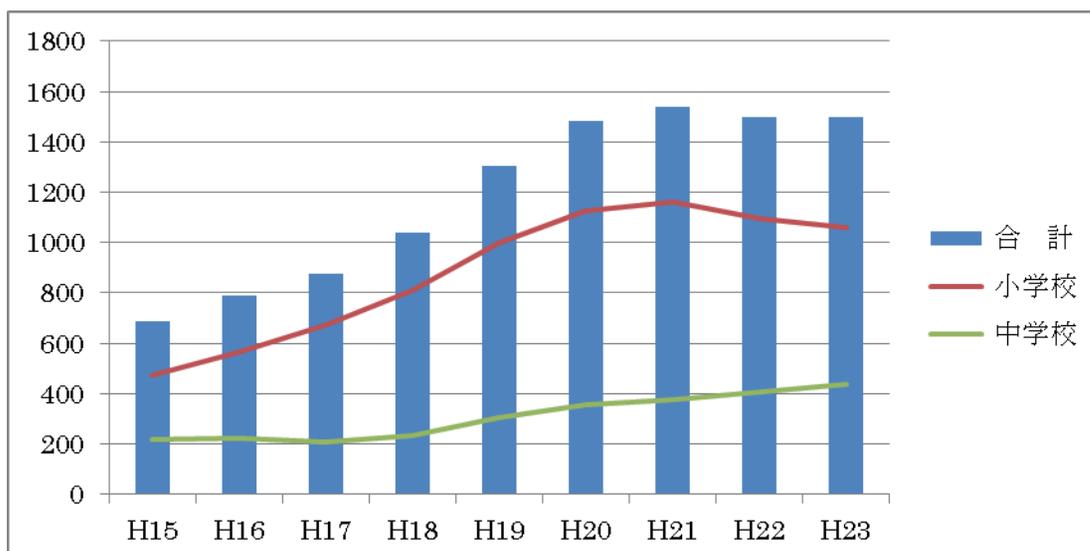
## 本県における少人数教育の取組

年度	取組概要	
	少人数学級	少人数授業
H15	小 1・30 人学級(下限 25 人)の実施	加配定数・非常勤の配置
H16	小 2・30 人学級(下限 25 人)の実施	
H17	中 1・35 人学級(下限 25 人)の実施	
H18	中 1 の他学年等への振替可	
H19		
H20		
H21		
H22		
H23	小 1 の 35 人学級編制の実施	
H24	小 2 の 36 人以上学級の解消	

## 本県における特別支援学級等に在籍する児童生徒数（毎年 5 月 1 日現在）



## 本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数（毎年 9 月 1 日現在）



## 56 TPPへの慎重な対応

(内閣官房、農林水産省、経済産業省、外務省)

### 【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 TPP協定について、関係国からの確に情報収集を行い、わが国の産業・経済、地方に与える影響や、関係国との事前協議の状況などの情報を、具体的に分かりやすく国民に提供することで、交渉参加に関する国民的な議論を進めること。特に、国民はもとより地方自治体等から示される疑問や懸念に対しては、十分な理解が得られるよう丁寧に答えること。
- 2 交渉参加の判断にあたっては、様々な課題がある中で、それらにどのように対応していくのか具体策を明らかにしたうえで、国民の理解と合意を得ることが不可欠であり、拙速に交渉参加に踏み切ることのないよう、慎重に対処すること。

### 【現状と目標】

TPP協定については、昨年11月に首相が表明した「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」との方針を受けて、本年2月以降、政府による関係国9か国との事前協議が本格的に進められています。

事前協議の開始から3か月あまりが経過し、この間、国は、国民への情報提供をはかるため、全国主要都市でのシンポジウムや都道府県等と連携しての地方での説明会などを実施してきました。

しかし、その内容は、経済連携の取組の現状や交渉参加に向けた課題の提示、事前協議のアウトライン等の説明にとどまっており、TPPの影響やそれに対する具体的な対策、事前協議の中で問題になっていることなど、国民が本当に知りたい情報が十分に提供されているとは言えず、国民的な議論が深まっていない状況です。

例えば、国は、「TPPの懸念点として指摘されていること」として、農業の衰退や自給率の低下などの6つの項目を掲げていますが、そのことに対する今後の見通しや影響がある場合の対応策などの詳しい説明がありません。

また、「わが国として、最終的にはアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)構想の実現をめざすとしている中で、主要貿易相手国である中国や韓国が参加していないTPPになぜこだわるのか」といった疑問や、「経済連携の手法として、中国や韓国、EU、ASEANなどの国・地域とのFTAやEPAがより有効であり優先して取り組むべきではないか」といった指摘などについても、分かりやすく答えていく必要があります。

全国知事会では、昨年10月に「TPPに関する交渉内容と国への確認事項」を取りまとめ、関係省庁に提出し回答を求めましたが、現在も明確な回答はありません。

### 【本県の取組と課題】

県民の皆さんへの情報提供を進めるため、本年3月21日に、内閣官房と連携しながら、県の主催により、公開セミナー「政府にきくTPPで何がかわるのか」を開催し、200名を超える県民の方々に参加していただきました。参加者からは、TPP協定の交渉参加、国の対応等について、さまざまな疑問や指摘が提示され、県民への一層の情報提供や全国知事会等との連携による国への働きかけが求められています。